

いの保険

2010年8月改定



安心ガイド

(ご契約のしおり)

普通保険約款・特約

このたびは弊社のすまいの総合保険「フルハウス」を で用命いただき、ありがとうございます。

この「安心ガイド」では、円滑で迅速な保険金お支払いのために、 ご契約内容およびご注意事項をわかりやすくご案内しておりますので、 ご一読の上、保険証券とともに大切に保管いただきますよう よろしくお願い申し上げます。



日本興亜損害保険株式会社

すまいの プルパウス

事故のご連絡

万一、事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご 連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を 削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店(ご連絡先の電話番号は、保険証券に記載 しています。)

・事故受付センター 0120-250-119

[受付時間:24時間×365日]

なお、休日の火災・水流れによるお住まいや家財の損害の 場合は、「休日事故現場急行サービス」もご利用ください。

◆休日事故現場急行サービス

休日の火災または氷濡れにより、お住まいや家財に損害 が発生した場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流 れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損 害状況の確認を実施します。

で連絡は上記事故受付センターで承っています。

[サービス提供時間: 土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00]

日本興亜損保の

「すまいの安心サービス」ご利用方法

下記の電話番号にご連絡いただき、お客様のお名前、 ご契約いただいている保険の名称「すまいの総合保険フ ルハウス」および保険証券番号をお伝えください。 ※本サービスの内容につきましては、この安心ガイドのP.7を

ご覧ください。 OQ修理サービス

(24時間×365日)

防犯機能アップ応援サービス

(24時間×365日) [平日の10:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

住宅相談サービス 法律相談サービス

[平日の10:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

税務相談サービス

[平日の10:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

健康・医療相談サービス 介護関連相談サービス

(24時間×365日) (24時間×365日)

0120-220-578

※電話番号のおかけまちがいにご注意ください。

- ・ご契約内容に関するお問合せや、ご契約の変更手続き その他ご不明な点につきましては、保険証券記載の取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ・「事故が発生した場合」は上記の事故のご連絡先まで ご連絡ください。
 ・「弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口」につきまして
- は、裏面記載の窓口一覧までご連絡ください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 お客様サポート室 0120-919-498

受付時間:平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00 (12/31~1/3を除きます。)

ホームページアドレス http://www.nipponkoa.co.jp

※ ご契約の取扱代理店・弊社営業店は保険証券に記載しております。 ※ この安心ガイドは、保険法(2010年4月1日施行)の内容に準拠して作 成しています。保険法の概要につきましては、弊社ホームページをご覧



ください。

すまいの総合保険フルハウス (金融機関集団扱用) 安心ガイド

このたびは弊社の「**すまいの総合保険フルハウス**」をご用命いただきましてありがとうございます。

「すまいの総合保険フルハウス」は、お客様の家(すまい) の形態にあった充実した補償をご提供いたします。

また、すまいの総合保険シリーズ商品をご契約いただいた お客様全員に充実したサービスをご提供し、すまいを強力に バックアップいたします。

この「安心ガイド」では、「**すまいの総合保険フルハウス」** の特徴をご紹介しておりますので、ご一読の上、保険証券とともに大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

「すまいの総合保険フルハウス」商品紹介

建物や家財の損害の補償はもちろん、建物の「快適性」「安全」 など家(すまい)の機能の維持に焦点をあてることにより、 充実した補償をご提供いたします。

保険用語の解説・・・・・・P.2
「すまいの総合保険フルハウス」補償内容早わかり
P.3
充実の「すまいの安心サービス」
P.7
○ ^{*-+} ○ OQ 修理サービス
○防犯機能アップ応援サービス
○住宅相談サービス
○法律相談サービス
○税務相談サービス
○健康・医療相談サービス
○介護関連相談サービス
ご契約時に必ずお読みください・・・・・・P.9
補償内容のあらまし・・・・・・P.25
普通保険約款・特約·····P.49

保険用語の解説

この冊子で使用している用語の一部は、普通保険約款・特約上の名称を平易な表現に置き換えて記載しています。その場合、【】内の用語が普通保険約款・特約上の正式名称になります。

用語	解説.
ご契約者【保険契約者】	弊社に対し保険契約の申込みをされた方で、保 険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方 をいいます。
被保険者	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
ご契約期間 【保険期間】	ご契約いただいた保険で補償の対象となる契約 期間をいいます。
契約年度	ご契約期間の初日から起算して、満1か年を 第1契約年度といい、以下順次第2契約年度、 第3契約年度、…となります。
保険料	ご契約いただいた保険の内容に応じて、ご契約者にお払い込みいただく金銭をいいます。
年間保険料	ご契約いただいた保険でお払い込みいただく 1 年間の保険料の総額をいいます。
分割保険料	保険料を分割してお払い込みいただく場合の、 1回分の保険料をいいます。
初回保険料	第1回目の分割保険料をいいます。なお、保険料を一括してお払い込みいただく場合は、保険料の総額をいいます。
払込期日	保険料の払込方法を分割払または口座振替払でご契約いただいた場合の保険料をお払い込みいただく期日をいいます。なお、口座振替でお払い込みいただくご契約の場合は、金融機関の定める振替日が払込期日となります。
解約 【解除】	ご契約の効力を将来に向かって失わせることを いいます。
ご契約金額 【保険金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする 事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険 金の限度額(補償限度額)をいいます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険の基本的な内容を定めた ものをいいます。
特約	普通保険約款の補充または変更内容を定めたものを いいます。
保険証券	ご契約いただいた保険契約の成立およびその内容を証明するために、弊社が作成しご契約者に 交付する書面のことをいいます。
保険の対象	保険をつける対象のこと。フルハウスでの建物 などをいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造・質・用途・規模・型・能力の物を再築・再取得するのに必要な額(修理可能な場合は再築・再取得費用と修理代金のいずれか低い額)をいいます。
時価 【時価額】	損害が生じた地および時におけるその保険の対 象の価額をいいます。

[※]保険用語の解説につきましては、P.51すまいの総合保険普通保険 約款第1条<用語の定義>もご覧ください。

すまいの総合保険 フルハウス

建物の事

(詳しい補償内容につきましては各補償の該当のページをご覧ください。)

フルハウズ ⋾建て

「すまい」の「快適性」

もちろん建物の修復費用も、さまざまな



建てかえ費用(P.27) 建てかえ時特別費用(P.27)

火災にあった建物を 修理せずに取りこわし、 2年以内に新築した。





敷地内構築物修復費用

(P.27) 建物の火災で、庭木や物干しも燃えてしまった。





ドアロック交換費用(P.33)

ドアの鍵を盗まれたので、ドア ロック(錠)を取り替えた。



破損など(P.25) 部屋の模様替えの際、

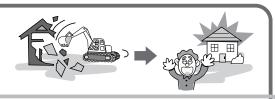
誤ってドアをこわし てしまった。



- ●上記のほか次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。
- 臨時費用保険金 …………(P.33)
- ・損害付帯諸費用保険金 …………(P.33)
- ・残存物取片づけ費用保険金 ······(P.33)
- · 失火見舞費用保険金 …………(P.33)
- ※ご契約金額の設定にあたっては、建物の新築費を評価させていただきます。
- ※ご契約のパターンによっては上記以外の補償が追加されたり、上記の補償が削減され る場合があります。

補償内容早わかり

「機能」「安全」を補償! 事故のとき新築価格基準でお支払いします。







火災、落雷、破裂·爆発(P.25) 風災·電災·雪災(P.25)





水災(P.25)

外部からの物体の衝突(P.25)



盗難(P.25)

永濡れ(P.25)

バルコニー等修繕費用(P.27)

強風で看板が飛んで きて、ベランダの手 すりが曲がった。



・地震火災費用保険金 (P.33)
・修理付帯費用保険金 (P.35)
・特別費用保険金 (P.35)
・損害防止費用 (P.35)

フルハウス マンション 戸室プラン

すまいの総合保険フルハウス 補償内容早わかり

家財の事故

(詳しい補償内容につきましては各補償の該当のページをご覧ください。)

日常のうっかりミスによる破損も補償!!





破損など(P.29)

部屋を掃除中、 誤って花瓶を落とした。

電化製品の 電気的・機械的事故(P.31)

テレビが電気的・機械的 事故により故障した。



火災、落雷、破裂・爆発、 風災・電災・雪災(P.29)



水災(P.29)



盗難(P.29)



小価(((),23)

上記のほか次の費用保険金・損害防止費用をお支払いします。

- ・ドアロック交換費用保険金・・・・・・(P.33)・臨時費用保険金・・・・・・・(P.33)
- · 損害付帯諸費用保険金 · · · · · · (P.33)
- ・残存物取片づけ費用保険金……(P.33)
- · 失火見舞費用保険金 · · · · · · (P.33)
- · 地震火災費用保険金 · · · · · (P.33)
- · 修理付帯費用保険金 · · · · · · (P.35)
- · 特別費用保険金 · · · · · · (P.35)
- · 損害防止費用 …………(P.35)
- ・水道管修理費用保険金・・・・・・・・(P.35)
 **ご契約のパターンによっては、トラフタの連続が定加されたり、トラフタ

※ご契約のパターンによっては上記以外の補償が追加されたり、上記の補償が削減される場合があります。

地震の補償 (地震保険をセットされた場合のみ)

(詳しい補償内容につきましてはP.37をご覧ください。)

地震保険をご契約いただくことにより、地震・噴火またはこれらによる津波による火災・損壊・埋没・流失を補償します。



オプション

(詳しい補償内容につきましては各特約の該当のページをご覧ください。)

●建物罹災時の仮すまい費用補償特約 (P.45)



- ・偶然な事故により建物に住 めなくなった場合の仮すま い費用を補償します。
- ●個人賠償責任補償特約(P.47)



·日常生活におけるさまざまな 法律上の損害賠償責任を補償 します。

買い物中誤って 商品をこわした。

- ※この特約により補償される事故につきまして同様に補償される別のご契約*1がある場合、この特約をセットすると、 補償の重複が生じる可能性があります。
 - 他のご契約の補償内容・ご契約金額*2につきまして、あらかじめ十分にご確認いただきますようお願いします。
 - *1 別のご契約には、「日常生活賠償責任補償特約」や「個人賠償責任補償特約」などがセットされた自動車保険、火災保険、傷害保険や個人賠償責任保険などがあります。
 - *2 ご契約金額が「無制限」となっているものがないか、 特にご注意ください。
- <賠償事故の示談交渉サービス>

個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、弊社が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

- ※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方)および被害者の方の同意が必要となります。
- ※この補償の対象となる事故に限ります。
- ※賠償責任額が明らかに個人賠償責任支払限度額を超える場合は対応できません。

充実の「すまいの安心サービス|

「すまいの総合保険フルハウス」をご契約いただいた皆様に次の無料電話相談サービスをご用意して

サービス内容

*-+³⁻⁻ 00 修理サービス (24時間×365日)

日常生活のなかで起こる「外出中に家の鍵をなくして入れなくなった」、「台所・風呂の排水口がつまった」などの緊急トラブルに対し、修理業者をご紹介します。

作業費用などの実費はお客様のご負担となります。ただし、応急修理*1の費用(出張費用・作業費用)に限り無料になります。*2*3*4*5*6(修理業者などをご手配いただく前に「すまいの安心サービス」へご連絡いただくことが条件となります。)

- *1 下記の30分程度の軽作業をいいます。
 - ①住居用ドアの開錠・破錠作業*^{7*8*9} ②トイレの つまり除去作業 ③台所・浴室・洗面所などのパイプ つまり除去作業 ④蛇□の水もれ修理作業
- *2 原因箇所がアパートやマンションなどの共用部分の場合、修理業者のご紹介および無料でのサービスはご利用いただけません。
- *3 無料でサービスをご利用いただくにあたっては、保険証券番号を お知らせください。お知らせいただけない場合、無料でサービス をご利用いただけない場合があります。
- *4 無料でサービスをご利用いただける建物は、保険証券に記載され た保険の対象の所在地の建物に限ります。
- *5 無料でサービスをご利用いただけるのは1契約あたり1年につき1 同に限ります。2回目以降の作業費用はお客様のご負担となります。
- ★6 鍵代、部品代および応急修理を超える費用はお客様のご負担となります。
- ★7 住宅内のドアの開錠・破錠作業の費用はお客様のご負担となります。
- *8 一般の住宅用鍵(ディスクシリンダー、ピンシリンダー系) 以外 の鍵あけの場合、作業費用はお客様のご負担となります。
- ★ 9 破錠後の新規取付け作業費用はお客様のご負担となります。

上記のほか、火災などの事故時に宿泊先(ホテルなど)の手配を行います。*10

*10 宿泊費用など実費はお客様のご負担となります。

防犯機能アップ応援サービス (24時間×365日) すまいの防犯機能アップに役立つ、ピッキングに強い錠、防犯センサーなどの設置業者をご紹介します。



・記載のサービスは2013年9月現在のものです。一部のサービスにつきましては、地域によってご利用いただけない場合やサービスの内容を予告なく変更させていただく場合またはご利用を制限させていただく場合がございますので、ご了承ください。・戦争、地震・噴火またはこれらによる津波の場合、本サービスをご利用いただけないことがあります。

おります。ご利用方法につきましては裏表紙の「「すまいの安心サービス」ご利用方法」をご覧ください。

サービス内容

住宅相談サービス(原則予約制)

すまいの維持管理やリフォームなどすまいに関するさま ざまなご相談に対して電話でお応えします。

「受付時間:平日の10:00~17:00 (+B、祝B、12/31~1/3は除きます。)]

法律相談サービス (原則予約制)

さまざまな法律相談に対して、弁護士が電話で適切なアドバイスを行います。 [受付時間:平日の10:00~17:00(±8.祝8.12/31~1/3は除きます。] ※弁護士に正式に依頼される場合の費用はお客様のご負担となります。

税務相談サービス (原則予約制)

税務全般のご相談に対して、税理士が電話で適切なアドバイスを行います。 [受付時間:平日の10:00~17:00 (±8.祝8.12/31~1/3は除きます。] ※税理士に正式に依頼される場合の費用はお客様のご負担となります。

健康・医療相談サービス (24時間×365日)*

- ○カウンセラー (保健師・看護師など) による日常生活 での健康相談
- ○医師による医療相談
- ○臨床心理士によるメンタルヘルスの相談*
 - *メンタルヘルスの相談のサービスの受付時間については、平日の9:30~19:00、土曜日の11:00~18:00(日曜日・祝日、12/29~1/4は除きます。)となります。
- ○医療機関情報などの提供

介護関連相談サービス (24時間×365日)

- ○介護に関するさまざまなご相談に対して電話でお応え します。
- ○実際に介護サービスを受けたい方に対し、サービス提供業者のお取次ぎをしています。

・上記サービスのうち「OO修理サービス」「防犯機能アップ応援サービス」 「住宅相談サービス」「法律相談サービス」「税務相談サービス」は株式会社 ブライムアシスタンスに、「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サー ビス」は損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス株式会社にサービスの 運営実施を委託しています。

ご契約時に必ずお読みください -

ご契約時にご注意いただきたいこと

保険の対象について

(1)保険の対象となる物

保険証券記載の住居に使用されている建物およびそれに 収容される家財

- ※建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。建物と は別に家財のご契約金額をお決めになりご契約ください。
- (2)保険の対象とならない物
 - ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお 原動機付自転車は自動車には含まれないため、保険の対 象となります。)、船舶(ヨット、モーターボート、水上 カヌー、ボートを含みます。) および航空機なら びにこれらの付属品
 - ・通貨・小切手、預貯金証書、乗車券等*(これらは保 険証券記載の建物内において盗難による損害を受けた 場合のみ保険の対象となります。)

 - ・ 有価証券、印紙、切手 ・ 養歯、養肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物 ・ 動物、 植物などの生物
 - ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その 他これらに類する物
 - ・テープ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュー - ケーク、カード、ティスク、ドラムなどの タ用の記録媒体に記録されているデータ類 - 商品およびこれに類する物

など

- *鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券 (定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券 をいいます。
- 2.「地震保険」なしでは地震による損害は補償されません。
 - 「地震体験」なりには地震による損害は相順でれません。 ・次の損害につきまして保険金をお支払いするためには 「地震保険」が必要となりますのでご了承ください。 ①地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」 といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失の損害

 - ②地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)損害 ③発生原因を問わず地震等により延焼・拡大した損害

 - ※地震等を原因とする火災によって建物が半焼以上と た。 なったときに限り、地震火災費用保険金をお支払い します。詳しくはP.33~P.34の「地震火災費用保険金をお支払い をご覧ください。
 - ・地震保険をご契約いただかない場合は、契約申込書の「地震保険に ついて」にご署名(フルネーム)またはご捺印をお願いいたします。
- 3. 建物のご契約金額は再調達価額いっぱいでお決めください。
 - を何めて実別金額は行動を画館にりばいての次のへたとい。 「すまいの総合保険フルハウス」では、再調達価額に基づき保険金をお支払いします。建物のご契約金額は、再調達価額いっぱいでお決めください。 また、再調達価額を超えてご契約いただいても、保険金
 - のお支払いは再調達価額が限度となります。 ご契約期間が6年以上の長期のご契約の場合で、ご契約
 - こ 美利期旬から年以上の長期のこ 美利の場合で、こ 美利期間中に建築費などの変動によりご 契約金額を調整する必要が生じた場合には、弊社よりご案内いたします。(「保険金額調整等に関する特約」によるお取扱いです。)※調整により、ご契約金額が減額となる場合には保険料を返還いたします。また、ご契約金額を増額していただった。
 - だくべき場合には、追加保険料を請求させていただき ます。この際お払込みがない場合には、お支払いする 保険金が減額される場合がありますのでご注意くだ さい。
 - ※お支払いする保険金はご契約金額が限度となります。

- 家財のご契約金額は、建物とは別にお決めください。 建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。建 物とあわせて家財につきましても是非ご契約ください。
- 5. 貴重品・美術品などの損害に対する損害保険金の額について (家財をご契約の場合)

1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、

宝石、書画、骨董などの貴重品・美術品の損害は、時価を 基準に損害額を見積もり、1個または1組につき30万円を超える場合は、30万円とします。 ※貴金属・宝石・美術品などの30万円を超える補償を希望さ

れる場合は取扱代理店または弊社までお申し出ください。

6. ご契約時には、次の事項(告知事項)につきまして、事実 を正確にお申し出ください。(告知義務)

ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項につきまして事実を正確に申し出ていただく義務があります。契約 申込書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意 ください。

告知事項	ご説明
保険の対象の 所在地	保険の対象とする建物(または保険の対象 とする家財を収容する建物)が所在する場 所をいいます。
被保険者	保険の補償を受けられる方(保険の対象と する建物または家財の所有者)をいいます。
建物の種類	コンクリート造、鉄骨造、木造などの建物 の種類(構造)をいいます。
建物の用法	建物の用途をいいます。なお、この保険契約では専用住宅*1、併用住宅*2または共同住宅*3のいずれかとなります。
職業·作業	建物で行われている業務をいいます。
延面積 (専有面積·占有面積)	建物の床面積をいいます。なお、建物の一部を所有(借用)している場合はその所有(借用)する部分の床面積をいいます。
他の保険契約等	同一の保険の対象について締結された他の 保険契約または共済契約をいいます。 他の保険契約または共済契約がある場合は、 その会社名、保険種類などのご契約内容を 告知いただきます。
全戸室数*4	建物の戸室の数をいいます。

- ***** 1 住居のみに使用されている建物をいい、共同住宅を除 きます。
- * 2 住居部分と住居以外に使用する部分が併存している建 物をいい、住居兼小売店などが該当します。
- 1世帯の生活単位となる戸室が2以上あり、 各戸室ご ***** 3 とにまたは建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいい、マンションやアパートなどが該当します。(各戸室の全てが住居のみに使用されているもの に限ります。)
- 「建物賠償責任補償特約」をセットされる場合に告知いただきます。(特約の詳細につきましては取扱代理店または弊社までお問い合わせください。) ***** 4
- ※告知事項につきましては、契約申込書において★印または ☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分 ご注意ください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

7. 保険料はご契約と同時にお払込みを ・保険料はご契約と同時にお払い込みください。ご契約期 間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故に

つきましては保険金をお支払いすることができません。 ・お払い込みいただいた保険料の領収証は、振込金受領書 口座振替控などをもって代えさせていただくことがあり ます。

8.「すまいの総合保険フルハウス」の保険料について

・「すまいの総合保険フルハウス」の保険料は、保険の対象とする建物の用法、種類または耐火性能および保険の対象の所在地によって決まります。このため、建物の用法、 種類または耐火性能や保険の対象の所在地に誤りがない かご確認ください。

(建物の用法、種類または耐火性能)

火災による焼損などの危険を勘案し、住居のみに使用 ススによるが過ぎるとの心臓を関係し、圧力ののに関わ されている建物の場合はM構造・T構造・H構造の3つ に、それ以外の建物の場合は1級・2級・3級の3つに区 分されています。

(保険の対象の所在地)

都道府県別に区分されています。

※建物の種類または耐火性能の区分につきましては、取 扱代理店または弊社までお問い合わせください。

地震保険について

地震保険の保険の対象について

- (1)保険の対象となる物
 - 住居に使用されている建物(居住用の建物)
- ・居住用の建物に収容されている家財(生活用の動産) (2)保険の対象とならない物
 - ・店舗や事務所のみに使用されている建物、営業用 **祥器・備品や商品などの動産**
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これ らに類する物
 - ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。な お、原動機付自転車は自動車には含まれないため、保 険の対象となります。)
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝
 - 玉、宝石、書画、骨量などの貴重品・美術品 ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿そ の他これらに類する物

地震保険のご契約金額について 建物、家財ごとにセットでご契約いただく「すまいの総 合保険フルハウス」のご契約金額の30%から50%までの 範囲でお決めください。ただし、保険の対象ごとに次の額が限度となります。(地震保険を2契約以上契約されている場合は、ご契約金額を合算して次の限度額を適用します。)

保険の対象	保険の対象 限度額の適用単位	
建物	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物	5,000万円*
家財	同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する家財	1,000万円

- ★2世帯以上が居住するアパートなどの場合は、世帯(戸室)数に5,000万円 を乗じた額を建物の限度額とすることができます。また、マンションな どの区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- セットでご契約いただく「すまいの総合保険フルハウス」との関係 (1)地震保険は、「すまいの総合保険フルハウス」にセットし ご契約いただかなければその効力を生じません。
 - (2)セットでご契約いただく「すまいの総合保険フルハウス」がご契 約期間の中途で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。

「すまいの総合保険フルハウス」の保険料は、ご契約期間 の初日に適用される料率・割引制度などにより決定されます。したがいまして、ご契約期間の初日以降に、「すまい の総合保険フルハウス」について料率改定や割引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約済みの保険料は変更しません。また、これらの改定は予告なく実施すること がありますので、あらかじめご了承ください。

※家財の補償・地震保険を自動的に継続する方式で「すまいの総合保険フルハウス」のご契約期間と合わせてご契約い ただく場合、料率改定などを行ったときは、自動継続時に 家財の補償・地震保険の保険料を変更いたします。なお、 改定を実施する場合には、自動継続前にご案内いたします。

- ·「すまいの総合保険フルハウス」は損害保険であり、預金等ではあり ません。
- 「すまいの総合保険フルハウス」は預金保険制度の対象外です。
- 「すまいの総合保険フルハウス」は補償型保険(満期返れい金のない掛 捨て型保険)です。したがいまして、保険料の元本の保証はありません。 保険商品である「すまいの総合保険フルハウス」に関するお客様と銀 行などの金融機関とのお取引が、その金融機関が行うお客様に関する 他の業務に影響を与えることはありません。また、お客様が銀行など の金融機関に住宅ローンをお申込み中である場合、その金融機関がご 案内する「すまいの総合保険フルハウス」の契約の締結は、お申込み 中の住宅ローンの貸付けの条件ではありません。

4. セットでご契約いただく「すまいの総合保険フルハウス」 のご契約期間が1年を超える長期契約の場合の取扱い

ご契約期間が1年を超える「すまいの総合保険フルハウ ス」にセットされる場合は、地震保険を1年間ずつ自動的 に継続する方式や最長 5 年までの長期契約を組み合わせて すまいの総合保険フルハウス」のご契約期間と合わせてご 契約いただきます。

- ※地震保険を自動的に継続する方式でご契約いただいた場 合のご注意
 - 『契約期間が満了する日の属する月の前月10日までに 継続されない旨のお申し出がない限り、「すまいの総合 保険フルハウス」のご契約期間が満了するまで自動的に 継続されます。
- 継続されるご契約の保険料は、継続ご契約期間の初日 (口座振替の場合は所定の振替日)までにお払い込みください。お払込みがない場合には、事故が発生しても保 険金をお支払いできないことがあります。
- ・料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変 更いたします。

地震保険の保険料について
・地震保険の保険料は、建物の種類または耐火性能および保険の対象の所在地などによって決まります。このためは、100円を対象の所在地に辿り 建物の種類または耐火性能や保険の対象の所在地に誤り がないかご確認ください。

(建物の種類または耐火性能)

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を 勘案し、イ構造*と口構造*の2つに区分されています。 *セットでご契約いただく「すまいの総合保険フル ハウス」の構造級別により区分されます。

イ構造→「すまいの総合保険フルハウス」の構造級 別がM・T構造または1・2級の場合

→「すまいの総合保険フルハウス」の構造級 口構造-別がH構造または3級の場合

(保険の対象の所在地)

都道府県別に区分されています。

地震保険の割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。が次のいずれ かに該当される場合は、所定の確認書類をご提出いただき ますと地震保険料に所定の割引が適用されます(地震保険 のご契約期間の初日により適用できる割引が異なります。)。 のこ実が期間のかけにより固定ときますが乗るする。またなお、ご契約期間の中途において所定の確認書類のご提出があった場合は、確認書類のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

(1)免震建築物割引(2007年10月1日以降、ご契約期間が開始するご契約に適用)

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準 以下、100年五月 Cいいます。」に規定する評価力法基準 (2001年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)

・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する 法律に基づく認定書類(写)および②「技術的審査適合証」 など免震建築物であることが確認できる書類(写)*1

長期優良住宅に関する認定書類については、2011 年7月1日以降、ご契約期間が開始するご契約から 割引の確認書類となります。

割引率 30%

(2)耐震等級割引(2001年10月1日以降、ご契約期間が開

がするご契約に適用) 対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通 省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊 等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。)に 京の上の日間は1000 では、1000 では、1000 では、2000 では、2000

①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関 する法律に基づく認定書類(写)および②「技術的審 査適合証」など耐震等級を確認できる書類(写)*2*3

長期優良住宅に関する認定書類については、2011 年7月1日以降、ご契約期間が開始するご契約から 割引の確認書類となります。「認定通知書」など上記①のみご提出いただいた場

合には、耐震等級割引(20%)が適用されます。

耐 震 等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

(3)耐震診断割引(2007年10月1日以降、ご契約期間が開 始するご契約に適用)

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐 震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)

- における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いただいた場合に限ります。 ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(2006年日土本深少生工業125日)に変める基準 (2006年国土交通省告示第185号) に適合すること を地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)
 - ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受け るための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改 修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)

割引 玆 10% (4)建築年割引(2001年10月1日以降、ご契約期間が開始

するご契約に適用) 対象建物が、1981年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次の書類をご契約者よりご提出いた だいた場合に限ります。いずれの書類も記載された建築 年月により1981年6月1日以降に新築されたことが確認 できるものが対象です。)

· 建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検 査済証など公的機関等*4が発行*5する書類(写) ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確 認検査機関等

建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出 ***** 5 た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認で きるものを含みます。

割 引率 10%

※上記(1)または(2)の割引の適用を受けようとする場合で、地 震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評 価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書(写)をご提出いただくことができます。 ※対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている

場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場 合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月)が確認でき る保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写) 異動承認書(写)または変更確認書(写)をご提出いただ

くごとができます。 ※上記にかかわらず、継続契約(前契約(弊社契約に限ります。)の地震保険のご契約期間の終期または解約日をご契約 期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一で ある保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地 震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種 類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記 (1)~(4)のただし書の資料の提出を省略することができます。 ※上記(1)~(4)の割引は重複して適用を受けることができませ

ん。

7. 地震保険の中途付帯について

すまいの総合保険フルハウストのご契約時に地震保険 でである場合では、 をご契約いただかなかった場合でも、「すまいの総合保険フルハウス」のご契約期間の中途から地震保険をご契約いただくことができます(下記 8.の場合を除きます。)ので、 希望される場合には、取扱代理店または弊社までご連絡く ださい。

※家財の補償を5年ごとの自動継続としてご契約いただい た場合、ご契約期間の途中で地震保険をご契約いただく には家財の補償をいったん解約いただく必要があります のであらかじめご了承ください。

8. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令され たときには、その時から「地震保険に関する法律」に定め る一定期間、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所 在する保険の対象につきまして、地震保険の新規契約およ び増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)



都	県		市町村
東	京	〈村〉 新島、	神津島、三宅
神系	川	〈市〉 平塚、	小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄
		〈町村〉高座郡	B=寒川;中郡=大磯、二宮;足柄上郡=中井、大井、松田、
		山北、	開成;足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
Ш	梨	〈市〉 甲府、	富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、
		甲斐、	笛吹、上野原、甲州、中央
		〈町村〉 西八伯	代郡=市川三郷;南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川;
		中巨鷹	摩郡=昭和;南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、
		富士》	可口湖
長	野	〈市〉 岡谷、	飯田、諏訪、伊那、駒ケ根、茅野
		〈町村〉 諏訪郡	B=下諏訪、富士見、原;上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、
		南箕軸	輪、中川、宮田;下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條 <i>、</i>
		天龍、	泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐	阜	〈市〉 中津/	II.
静	岡	全	域
愛	知	〈市〉 名古屋	2、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、
		西尾、	蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、
		日進、	田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手
		〈町村〉愛知郡	B=東郷;海部郡=大治、蟹江、飛島;
		知多種	B=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊;
		額田郡	B=幸田;北設楽郡=設楽、東栄
Ξ	重	〈市〉 伊勢、	桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩
		〈町村〉 桑名郡	B=木曽岬;度会郡=大紀、南伊勢;北牟婁郡=紀北

- ※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。
- ※上記強化地域は、2012年3月30日付け告示(内閣府告示 第41号)に基づくものです。なお、市町村名は2012年 4月1日現在で表記しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 保険証券と控除証明書は大切に保管ください。

- ・保険証券は大切に保管してください。ご契約後1か月以 上経過しても保険証券が届かないときは、お手数ですが 弊社までお問い合わせください。
- · 質権を設定される場合には、特段のお申し出がないかぎ り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管 とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券 を送付いたしますのでご了承ください。
- ・お払い込みいただいた保険料のうち地震保険料につきま しては一定の額を限度として課税所得から差し引かれま す。地震保険をセットでご契約いただいた場合、保険証 券添付の地震保険料控除証明書は地震保険料控除を受け る際に必要となりますので大切に保管してください。

(2013年9月現在)

2. 保険料は払込期日までにお払い込みください。

- 2回目以降の分割保険料などは払込期日までにお払い込 みください。払込期日までにお払込みがない場合には、 事故が発生しても保険金をお支払いできないことや、こ 契約を解除させていただくことがありますのでご注意く ださい。
 - ・口座振替をご利用の場合は、P.21の「保険料の口座振替 について」をご覧ください。

ご契約後に、次の事項(通知事項)につきまして、変更が 生じた場合は遅滞なくご連絡ください。(通知義務)

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた 場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。<u>遅滞な</u>くご連絡いただけない場合やご契約内容の変更に伴い追 場合に進滞なくこ連絡いたにく、表別がのります。 連州 なくご連絡いただけない場合やご契約内容の変更に伴い追加保険料が必要となる場合に追加保険料をお払い込みいただけないときは、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります いことや、ご契約を解のでご注意ください。

通知事項	通知事項に変更が生じた場合の例
保険の対象の 所在地	建物の買替えに伴い建物の所在地が変更となる場合や引越しに伴い保険の対象である 家財を別の場所に移転する場合 など
被保険者	婚姻に伴い本人所有の建物を夫婦共有の建 物に変更する場合 など
建物の種類	建物の改築に伴い建物の種類(構造)を変 更する場合 など
建物の用法	住居のみに使用されている建物を住居兼事 務所として使用する場合 など
職業·作業	住居兼料理飲食店を住居兼事務所に変更する場合 など
延面積 (専有面積·占有面積)	建物の増築を行い床面積が増加する場合や 建物の一部取りこわしを行い床面積が減少 となる場合 など
全戸室数*	建物の増築を行い戸室数が増加する場合 など

- ★「建物賠償責任補償特約」をセットされたご契約の場合に ご連絡いただきます。
- ※通知事項につきましては、保険証券(契約申込書でもご確 認いただけます。)において☆印をつけていますので、変更 の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

建物を譲渡・売却される場合や契約条件を変更される場合は、あらかじめお申し出ください。

- ・前記 3 にかかわらず、建物を譲渡・売却される場合において、ご契約者がこの保険契約に関する権利および義務を建物の譲受人に移転させたいときは、建物の譲渡の前にあらかじめ書面によりその旨を取扱代理店または弊社までお申し出ください。お申し出がない場合は譲渡の事実が発生した時にこの保険契約は効力を失います。
- ・ご契約期間の中途で通知事項以外の契約条件を変更される場合(特約を追加される場合など)は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、契約条件の変更手続きの前(契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお払い込みいただく前)に発生した事故につきましては、変更前の契約条件が適用されますのでご注意ください。

5. この保険契約においてお引受けができる保険の対象の範囲(引受範囲) から外れる場合

- ・前記3.にかかわらず、ご契約後に通知事項に変更が生じた場合において、保険の対象が次の「この保険契約でお引受けができる保険の対象の範囲(引受範囲)から外れる場合は、引き続きご契約を継続することはできません、(セットでご契約いただいた地震保険や特約も同様です。)なお、この場合でも他の商品でお引受けができる場合もありますので、取扱代理店または弊社までご相談ください。
 - ・引受範囲から外れた場合、通知事項に変更が生じた時以降に 発生した事故につきましては、保険金をお支払いできません。 また、ご契約についても解除させていただくことがあります。 詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

保険の種目	この保険契約でお引受けができる 保険の対象の範囲(引受範囲)	この保険契約でお引受けが できなくなる場合の例
すまいの総合保険 フルハウス	建物の用法が次のいずれかに該当する場合の は物またはその収容家 財 ①専用住宅*1②併用住 宅*2③共同住宅*3 ただし、①から③ま作だし、①から④もにだし、①から④もに 割増を必要としない 物*4に限ります。	○住居兼事務所を住居務所専用場合に居分が変更の場合を使用を付けている必要を関係している必要を関係している必要を関係している必要を表している必要を表しているのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、
地震保険	専用住宅*1、併用住宅*2、共同住宅*3などの居住用建物*5およびその収容家財	○住居兼事務所として 使用されている建物 を専用事務所に変更 する場合 など

- *1 住居のみに使用されている建物をいい、共同住宅を除きます。
- *2 住居部分と住居以外に使用する部分が併存している建物をいい、 住居兼小売店などが該当します。
- *3 1世帯の生活単位となる戸室が2以上あり、各戸室ごとにまたは 建物に付属して各世帯が炊事を行う設備がある建物をいい、マ ンションやアパートなどが該当します。(各戸室の全てが住居のみ に使用されているものに限ります。)
- *4 製造もしくは加工、機械・器具類の修理もしくは改造、廃棄物の再資源化などの作業が行われていない建物またはいずれかの作業が行われていてもその作業に従事する人数が5名未満である場合の建物をいいます。
- *5 建物の全部または一部で実際に世帯が生活を営んでいる建物を いいます。

事故が発生した場合にお取りいただくお手続き

○ただちにご連絡ください。

- ・万一、事故が発生した場合には、取扱代理店または事故 受付センターまでただちにご連絡ください。ただちにご 連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いす る場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の 際には、事故の状況とあわせて、他の同種の保険契約ま たは共済契約の有無および内容につきましてもご連絡く ださい。(ご連絡先・受付時間は裏表紙をご覧ください。)
- ・休日の火災または水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合に、初期対応(保険金お支払いまでの流れや補償の対象となる損害についてのご説明など)や損害状況の確認を行う「休日事故現場急行サービス」がご利用いただけます。(ご連絡先・サービス提供時間は裏表紙をご覧ください。)

○必ず事前にご相談ください。

賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いた だきながらおすすめください。

<賠償事故の示談交渉サービス>

個人賠償責任補償特約の対象となる事故の場合、弊社が 示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サ ービス」がご利用いただけます。

- ※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者(個人賠償責任の補償を受けられる方) および被害者の方の同意が必要となります。
- ※この補償の対象となる事故に限ります。
- ※賠償責任額が明らかに個人賠償責任支払限度額を超える場合は対応できません。

○保険金請求に必要となる書類について

- ・事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または 弊社より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出 いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関して ご案内いたします。
 - ※弊社にご提出いただく保険金請求書類は右表のとおりです。
- ・保険金請求権につきましては、時効(3年)があります のでご注意ください。なお、時効の日数については、事 故による損害が発生した日または被保険者が負担された 法律上の損害賠償責任の額が書面などにより確定した日 の翌日から起算します。

保険金をお支払いした後のご契約について

すまいの総合保険フルハウス

次の場合を除き、保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額はご契約期間の末日まで減額されません。

・損害保険金のお支払額(損害保険金の定額免責設定特約をセットされた場合は、損害保険金のお支払額と保険証券に記載されている自己負担額の合計額とします。)が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。)の100%の額となった場合(この場合、ご契約は損害

事故(損害)の種類 ご提出いただく書類 (○が付いている場合に必要となります。)	物損害 * 1 費用損害 * 2	賠償損害*3
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求 権の確認のために必要な書類 保険金請求書、戸籍謄本(除籍謄本)、 印鑑証明書、委任状、住民票 など	0	0
(2) 事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 事故状況説明書(事故発生報告書)、罹災 証明書、交通事故証明書、メーカーや修 理業者などからの原因調査報告書 など	\circ	0
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類(注) 修理見積書(請求書)、写真、領収書、図面(写)、復旧通知書、請負契約書 (写)、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写) など (注)建物・家財に関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合にご提出いただきます。	0	0
(4) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類(注) 影断書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など (注)他人の身体の障害に関する賠償事故の場合にご提出いただきます。	_	0
(5) 費用の額を算出するために必要な書類(注) 費用の支出を示す領収書・請求書・ 費用明細 など (注)費用保険金などのお支払いの対象となる費 用を支出した場合にご提出いただきます。	0	0
(6) 保険の対象の所有者を確認するために 必要な書類 登記簿謄本、売買契約書(写)登録 事項等証明書 など	0	_
(7) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類 個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など	\circ	0
(8) 被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類 示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解 調書(写)、被害者からの領収書 など	_	
(9) 質権設定があるご契約で保険金請求者 を確認するために必要な書類 保険金直接支払承諾書、債権額現在 高通知書、証 など	(物損害の場合のみ必要)	

- 損害保険金または自宅外家財保険金などのお支払いの対象とな
- る事故により建物、家財に生じた損害をいいます。 費用保険金または喪失利益を補償する保険金などのお支払いの
- 対象となる事故にかかる損害をいいます。 *3「個人賠償責任補償特約」など賠償責任を補償する特約で定める 事故により賠償責任を負担されることにより被る損害をいいます。

発生時点で終了します。) (戸建てブランでご契約の場合)建てかえ費用補償特約により建てかえ費用保険金をお支払いしたとき(この場合、ご契約は建物を取りごわした時点で終了します。)

2. 地震保険

損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合は、地震保険は 損害発生時点で終了します。全損以外の認定による保険金のお支払 いの場合には、地震保険のご契約金額は減額することはありません。

保険金をお支払いした後の保険料の取扱い

保険金のお支払いにより保険契約が終了する場合は、既 にお払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

また、1年分の保険料払込完了前の場合には未払込保険料を一括してお払い込みいただきます。

解約と解約返れい金について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。解約に際しては、未経過料率係数により、既に経過したご契約期間に相当する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。なお、解約日はお申し出日以降となりますので、解約のお手続きはすみやかにおとりください。また、返還される保険料があっても多くの場合、お払いすのかいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご契約は是非継続されることをご検討ください。

保険料の口座振替について

- ○保険料の振替日は26日(近畿地区信用金庫協会加盟の信用金庫は27日)です。なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。振替日の前日までに、ご指定の口座の残高をご確認ください。
- ○振替ができなかった場合には、その翌月の振替日に再度振り替えさせていただきます。なお、再度の振替日にも振替ができず、最初の振替不能日の翌月末日まで(「猶予期間」といいます。)にお払込みがなかったときには、最初の振替不能日の翌日(振替不能となった保険料が自動継続特約(地震保険用)または家財自動継続特約(長期保険保険料一括払特約付帯用)の規定により継続される保険契約の保険料の場合はご契約期間の初日)以降に発生した事故につきなしては保険金をお支払いすることができなくなりますのでご注意ください。
 - ※保険料のお払込みの猶予期間の取扱い

ご契約者の故意により振替不能となった場合を除いては、 保険料のお払込みの猶予期間を最初の振替不能日の翌々 月25日まで延長します。

保険料のお払込みの猶予期間を延長する場合には、取扱 代理店または弊社から振替不能となった保険料の払込方 法をご連絡いたします。

※お客様のご都合により口座の請求を停止された場合、振替不能となった保険料は再度振替されませんので、取扱代理店まで直接お払い込みいただきますようお願いいたします。

「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者が個人、小規模法人(常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。

- ※ご契約期間が1年を超えるご契約で保険料を一括してお 払い込みいただいている場合は、翌年度以降の期間に対 する保険料を返還いたします。
- ※地震保険および個人賠償責任補償特約などの一部の特約については、ご契約が終了した時からご契約期間の末日までの期間に応じて、保険料を返還させていただくことがあります。
- ※保険料を分割払方式(年払)でお払い込みいただいている場合は、月割計算により、既に経過したご契約期間に相当する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。また、ご契約や解約の条件によっては、解約が日割計算となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ※未経過料率係数については、弊社ホームページ(http://www.nipponkoa.co.jp)内の「すまいとくらしの保険」に掲載しています。
- ※振替不能となった保険料の額とその理由および今後のお 取扱い方法を記載した「損害保険料口座振替不能のお知 らせ」をお送りいたしますのであわせてご確認ください。
- ○同一の預貯金□座から複数の保険契約の保険料を振り替え させていただいている場合には、すべての保険契約の保険 料をまとめた合計額を振り替えさせていただきます。この 場合のご通帳の表示は1行となります。万一、合計金額に 対して残高が不足していた場合は、その□座振替契約のす べてにつきまして、振替不能となりますのでご注意くださ い。
- ○保険契約を解約された場合、解約日によっては振替停止の 手続きが間に合わず、解約日直後の振替日に保険料の振替 が行われることがあります。この場合には弊社でご入金の 確認ができ次第、振込をもって返れいさせていただきます ともに「超過振替分保険料返戻のご案内」でご連絡いた しますのでご了承ください。
- ○金融機関の合併・店舗統廃合があった場合、金融機関から 弊社に変更の依頼があったときは営業譲渡先の口座から振 り替えさせていただきます。不都合な場合は、弊社までお 申し出ください。

ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額 が補償されます。

なお、地震保険に関する法律に基づく地震保険契約については、保険金や返れい金などの全額が補償されます。

(2013年9月現在)

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

個人情報の取扱いに関する説明事項

- 1. 弊社は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行(保険金支払いなど)および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
- 2. 弊社は、弊社のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
- 3. 弊社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、 不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故 内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損 害保険会社・共済および一般社団法人日本損害保険協会 との間において共同利用する制度を実施しています。
- 4. 弊社は、本契約の引受判断・履行(保険金支払いなど) のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報 を第三者*に対して提供することがあります。
 - *保険事故の関係者(当事者、損害保険会社・共済、修理業者など)、医療機関、再保険取引会社などをいいます。
- ※弊社の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、弊社ホームページ(http://www.nipponkoa.co.jp)をご覧いただくか、弊社までお問い合わせください。

建物の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
損害保険金	次の偶然な事故により建物に損害が生じた場合 ①火災②落雷③破裂・爆発④風炎・雹炎・雪炎 (損害額が20万円以上となったとき*1。)⑤建物 外部からの物体の飛来・衝突など⑥給排水設備 または他の戸室で生じた事故による水濡れ*2⑦ 騒擾、労働争議に伴う破壊行為など⑧盗難⑨水 炎*3*4*5⑩①から⑨まで以外の偶然な 事故*6 *1 風・雹・雪炎の定額免責設定特約(建物補 償条項用)または損害保険金の定額免責設 定特約をセットされた場合、損害額が20万円未満の場合もお支払いの対象となります。 *2 水濡れ損害不担保特約(建物補償条項用)をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 りません。 *3 次のいずれかの損害状況の場合
	(1) 建物に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2) 上記(1)に至らない場合で、建物が床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水による損害が生じたとき。
	*4 水災支払方法縮小特約をセットされた場合、下表の通り損害保険金をお支払いします。 *5 水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 *6 建物危険限定補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
	「水災支払方法縮小特約をセットされ」 た場合の損害保険金のお支払額
	損害の程度
	a.損害割合が30%以上となった場合 上記a.以外で床上浸水まし.損害割合が15%以上 たは地盤面より45cmを 超える浸水による損害 C.損害割合が15%未満 の場合
1	

- ※ 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いで きません。

 - ① 故意・重大な過失または法令違反 ②戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波

 - ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の有害な特性による 事故
 - ⑤差押え、没収などの公権力の行使
 - ⑥欠陥、自然の消耗、劣化、さび、腐食その他類似の事由、ねずみ 食い、虫食い

お支払いする保険金

再調達価額に基づき算出した損害額を損害保険金として お支払いします。(ご契約金額が限度です。なお、左記 ⑩の事故については、1事故につき1万円*⁷を自己負 担していただきます。*8)

- ★7 保険証券にこれと異なる金額が記載されている場合にはその金 額となります。
- *8 損害保険金の定額免責設定特約をセットされた場合、左記①か ら⑩までの事故について保険証券に記載されている金額を自己 負担していただきます。また、ご契約金額から自己負担額を差 し引いた額が限度となります。

損害保険金のお支払額

損害額

ご契約金額×5%(1事故につき 1敷地内ごとに100万円限度)

ご契約金額×15%(1事故につ 左記b.c.の損害保険金が同時に支払わ き1敷地内ごとに300万円限度) れる場合、損害保険金の合計額は 1事故につき1敷地内ごとに300万円 限度

- ⑦加工、修理などの作業上の過失または技術の拙劣
- ⑧詐欺または横領
- ⑨土地の沈下、隆起、移動、振動
- ①すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、保険の対象 の機能に直接支障のない損害
- (1)風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入
- ⑫偶然な外来の事故を直接の原因としない建物付属機械設備などの 電気的·機械的事故

など

建物の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
建てかえ費用保険金(戸建てにおすまい)の方の場合のみ)	建物に偶然な事故により損害が生じ、損害額が建物を再取得するのに必要な費用の70%以上となった場合 ※損害が生じた日から2年以内に同一用途の建物に建てかえた場合に限ります。 ※保険証券の「付帯される特約」欄にH1の記載が無い場合はお支払いの対象となりません。
建てかえ時特別費用保険金(戸建てにおすまい)の方の場合のみ	建てかえ費用保険金をお支払いする場合 ※損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 ※保険証券の「付帯される特約」欄にJFの記載が無い場合はお支払いの対象となりません。
敷地内構築物 修復費用保険 金 (戸建てにおすまい の方の場合のみ	建物に損害が生じたと同時に敷地内構築物*に損害が生じ、これを修復するのに費用が必要な場合*保険の対象である建物の所在する敷地内に設置された物干し、庭木、遊具その他の付属構築物をいいます。
パルコニー等修繕費用保険金 (マンション戸室) におすまいの方の場合のみ	バルコニーなど被保険者が専用使用する 共用部分が偶然な事故によって損害が生 じ、管理規約に基づき修理するのに費用 が必要な場合

[※] 保険金をお支払いできない場合につきましては、P.25~P.26をご覧ください。

お支払いする保険金

次の費用保険金をお支払いします。

- ・建てかえ費用保険金
 - 建てかえのために要した実費をお支払いします。 ただし「ご契約金額ー損害保険金」の額が限度となり ます。
 - ・取りこわし費用保険金

建てかえのために、罹災後の建物残存部分を取りこれす際に要した費用の実額をお支払いします。 ただし、建てかえ費用保険金の額の10%が限度となります。

※ 家を建てかえる際は、弊社まで事前にご連絡く ださい。

「ご契約金額×10%」をお支払いします。ただし、 1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度となります。

敷地内構築物の修復に要した費用の実額をお支払い します。

ただし、1 事故につき 1 敷地内ごとに10万円が限度 となります。

バルコニーなどの修理費用の実額をお支払いします。 ただし、1事故につき1敷地内ごとに10万円が限度 となります。

家財の損害	
保険金の種類	保険金をお支払いする場合
損害保険金	(1) 次の偶然な事故により保険証券記載の建物内収容の家財に損害が生じた場合。① 八%②落雷③破裂・爆発④風炎・雪炎・雪炎・連物外部からの物体の飛来・衝突など⑥給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ⑦騒擾、労働争議に伴う破壊行為など⑧盗難⑨水災*1*2*3⑩①から⑨まで以外の偶然な事故*1次のいずれかの損害状況の場合。a. 家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合b. 上記よに至らない場合で、家財を収容する建物が床上浸水または地盤面より45mを超える浸水による損害が生じた結果、家財に損害が生じたとき。
	*2 水災支払方法縮小特約をセットされた場合、下表の通り損害保険金をお支払いします。 *3 水災不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。 『水災支払方法縮小特約をセットされ
	▲た場合の損害保険金のお支払額
	損害の程度
	a.損害割合が30%以上となった場合
	上記a.以外で床上浸水ま b.損害割合が15%以上 たは地盤面より45cmを 30%未満の場合 超える浸水による損害 c.損害割合が15%未満
	0.場合
	(2) 保険証券記載の建物内における次の物の盗難により損害が生じた場合 ①通貨・小切手 ②預貯金証書(通帳および現金自動支 払機用カードを含みます。) ③乗車券等(鉄道、バス、船舶、航空機などの乗車船券・航空券(定期券を含みます。)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。以下同じです。)
	(3) 保険証券記載の建物から一時的に持ち出した家財に日本国内の他の建物内で上記(1)の①から⑧までのいずれかの事故により損害が生じた場合

<保険の対象とならない家財>

- ●自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付 自転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。)、船 船(ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌー、ボートを含み ます。) および航空機ならびにこれらの付属品
- ●通貨・小切手、預貯金証書、乗車券等(これらは保険証券記載の建物内において盗難による損害を受けた場合(上表ご参照)のみ補償の対象となります。)
- ●有価証券、印紙、切手
- ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他ごれらに類する物
- ●動物、植物などの生物
- ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- デーブ、カード、ディスク、ドラムなどのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類
- ●商品およびこれに類する物

お支払いする保険金

- (1) 再調達価額に基づき算出した損害額を損害保険金として お支払いします。(ご契約金額が限度です。なお、左記 ⑩の事故については、1事故につき「再調達価額 -3,000円 Lの額を30万円を限度にお支払いします。*4)
- ※ 貴金属・宝石・美術品などは時価に基づき損害額を算出します。 また、損害額が1個、1組、1対について30万円を超える場合は、 その損害額を30万円とみなします。*5
- ★ 4 損害保険金の定額免責設定特約をセットされた場合、左記①か ら⑩までの事故について保険証券に記載されている金額を自己 負担していただきます。また、ご契約金額から自己負担額を差 し引いた額(左記⑩の事故は30万円)が限度となります。
- *5 明記物件補償特約をセットされた場合につきましては、P.27~ P.28をご覧ください。

損害保険金のお支払額

損害額

ご契約金額×15%(1事故につき 左記b.c.の損害保険金が同時に支払 1敷地内ごとに300万円限度)

われる場合、損害保険金の合計額は、

ご契約金額×5%(1事故につき 1 敷地内ごとに100万円限度)

1事故につき1敷地内ごとに300万 円限度

- (2) それぞれ次を限度として損害額を損害保険金として お支払いします。
 ①通貨・小切手
 - - 1事故につき 1 敷地内ごとに50万円限度
 - ②預貯金証書
 - 1事故につき1敷地内ごとに200万円またはご契 約金額のいずれか低い額限度
 - ③乗車券等
 - 1事故につき1敷地内ごとに5万円限度
- ★6 損害保険金の定額免責設定特約をセットされた場合、保険証券 に記載されている金額を自己負担していただきます。
- 1回の事故につき、100万円または「家財のご契約金額×20%」のいずれか低い額を限度として損害額を指案保険金としてお支払いします。*7 (3) を損害保険金としてお支払いします。
- *7 損害保険金の定額免責設定特約をセットされた場合、保険証券 に記載されている金額を自己負担していただきます。
- ※次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いで きません。
 - ①故意・重大な過失または法令違反
 - ②戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波

 - ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の有害な特性による事故
 - ⑤持ち出し家財である白転車または原動機付白転車の盗難

(次ページに続く)

家財の損害

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
電化製品損害保険金	電化製品が電気的・機械的事故*により 故障した場合 *機械本体または構成部品に、電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な 損害を伴う事故または亀裂、変形、剥離、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故 をいい、日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化 による消耗部品の交換および電源周波数、ガス種の変更に伴う改造、修理は含みません。
	※保険証券の「付帯される特約」欄にL1の記載 が無い場合はお支払いの対象となりません。
明記物件補償特 約の損害保険金 (特約をセットされ) た場合のみ	1個または1組の価額が30万円を超える 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董などの貴 重品・美術品が保険証券記載の建物内にお いて偶然な事故により損害が生じた場合

- ※次のような原因により生じた損害については保険金をお支払いできません。(前ページから続く)
 - ⑥差押え、没収などの公権力の行使
 - ⑦欠陥、自然の消耗、劣化、さび、腐食その他類似の事由、ねずみ 食い、虫食い
 - ⑧加工、修理などの作業上の過失または技術の拙劣
 - ⑨詐欺または横領
 - ⑩土地の沈下、隆起、移動、振動
 - ⑪置忘れ・紛失
 - (2)すり傷、掻き傷、塗料のはがれなどの外観の損傷で、保険の対象 の機能に直接支障のない損害
 - ③風、雨、髱または砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入
 - (4)電球・ブラウン管などの管球類に単独に生じた損害
 - 15楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損
 - ⑯楽器の音色や音質の変化

など

お支払いする保険金

「再調達価額に基づき算出した損害額(修理費)-3,000円」 の額を30万円を限度にお支払いします。

※ 対象となる電化製品

新品にて購入した日(購入した日が確認できない場合は製造日とします。)からその日を含めて3年以内で、電力をコンセントから取り入れるもの(電池・充電池によってのみ作動するものは対象となりません。)。

また、空調・電気・給排水設備などの建物付属設備は除きます。 (建築後に取り付けた冷暖房装置は対象となります。) なお、保険金をご請求の際には、領収書・保証書などの購入日・

保証内容が確認できる資料をご提出いただきます。

時価にてご契約金額を限度にお支払いします。ただし、 盗難による損害につきましては1個・1組ごとに100万 円が限度となります。

費用の損害(建物・家財 共通)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
ドアロック交換費用保険金臨時費用	日本国内において鍵が盗まれ、保険証券記載の建物のドアロック(錠)を交換する費用が生じた場合 ※盗まれた鍵により開けることのできる保険証券記載の建物のドアロック(錠)の交換費用に限ります。 P.25、P.29(1)の①から⑦までの事故に
保険金	より保険の対象に損害が生じ、損害保険金をお支払いする場合 ※臨時費用保険金不担保特約、損害付帯諸費用補償特約または火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
損害付帯諸費用 保険金 (特約をセットされ) た場合のみ	P.25、P.29(1)の①から⑦まで*2の事故により保険の対象に損害が生じ、損害保険金をお支払いする場合 *2 火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、①から③までとなります。
残存物取片づけ費用保険金	P.25、P.29(1)の①から⑦までの事故により保険の対象に損害が生じ損害保険金をお支払いする場合で、残存物の取片づけのための費用が生じたとき。 ※損害付帯諸費用補償特約または火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
失火見舞費用 保険金	保険証券記載の建物から発生した火災・破裂・爆発のいずれかにより、他人の所有物を滅失、損傷または汚損させた場合※煙損害または臭気付着の損害を除きます。 ※失火見舞費用保険金不担保特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により建物が半焼以上となった場合、または保険の対象である家財が全焼となった場合

- ※ 次のような原因により生じた費用については費用保険金・損害防止 費用をお支払いできません。
 - ①故意・重大な過失または法令違反

 - ②戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波(ただし、地震火災費用保険 金はお支払いします。)
 - ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の有害な特性による事故
 - ⑤差押え、没収などの公権力の行使 ⑥保険の対象の欠陥

お支払いする保険金

ドアロック(錠)の交換に必要な費用の実額をお支払いします。(1事故合計200万円限度。ただし、1つのドアロック(錠)あたり3万円限度)

損害保険金の30%*1をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに、住居のみに使用されている建物の場合は100万円、それ以外の建物の場合は500万円*1が限度となります。

*1 保険証券にこれと異なる支払割合または金額が記載されている 場合にはその支払割合または金額となります。

損害保険金の30%*3を「臨時費用保険金」「残存物取片づけ費用保険金」「修理付帯費用保険金」「特別費用保険金」の代わりにお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに、住居のみに使用されている建物の場合は300万円*3、それ以外の建物の場合は500万円*3が限度となります。

*3 保険証券にこれと異なる支払割合または金額が記載されている場合 にはその支払割合または金額となります。

取片づけに必要な費用の実額をお支払いします。ただし、 損害保険金の10%に相当する額が限度となります。

見舞金などの費用に対して、「被災世帯の数×50万円」をお支払いします。ただし、1事故につきご契約金額の20%が限度となります。

「ご契約金額×5%」をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに300万円が限度となります。

- ⑦加工、修理などの作業上の過失または技術の拙劣
- ⑧土地の沈下、隆起、移動、振動
- ⑨詐欺または横領
- ⑩風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入

など

費用の損害(建物・家財 共通)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
修理付帯費用 保険金	保険の対象に損害が生じ、その復旧のために次のいずれかの費用が生じた場合(1)保険の対象を復旧するための原因調査費用(2)損害の範囲を確定するための調査費用(3)仮修理の費用(4)損害が生じた家財の代替物の賃借費用(5)仮設物設置費用・撤去費用・土地の賃借費用(6)迅速復旧のための割増賃金費用※損害付帯諸費用補償特約または火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
特別費用保険金	保険の対象に損害が生じ、ご契約金額と同額の損害保険金をお支払いする場合 ※損害保険金の定額免責設定特約をセットされた場合は、ご契約金額から保険証券に記載されている自己負担額を差し引いた額と同額の損害保険金をお支払いする場合となります。 ※損害付帯諸費用補償特約または火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約をセットされた場合、お支払いの対象となりません。
損害防止費用	P.25、P.29(1)に記載の事故による損害 の発生および拡大防止のための消火活動 により費用が生じた場合
水道管修理 費用保険金 保険の対象に家財 が含まれる場合ま たは建物危険限定 補償特約をセット された場合のみ	水道管が凍結によりこわれた場合

- ※ 費用保険金・損害防止費用をお支払いできない場合につきましては、P.33~P.34をご覧ください。※ P.33~P.34 の※に記載されている①から⑪までの他に次のような
- ※ P.33~P.34 の※に記載されている①から⑩までの他に次のような 原因により生じた費用については水道管修理費用保険金をお支払い できません。
 - ①パッキングのみに生じた損壊
 - ②第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分の専用水道管 の損壊

など

お支払いする保険金

必要かつ有益な費用の実額をお支払いします。ただし、住居のみに使用されている建物の場合は1事故につき1敷地内ごとに「ご契約金額×10%」または100万円のいずれか低い額、それ以外の建物の場合は1事故につき1敷地内ごとに「ご契約金額×30%」または1,000万円のいずれか低い額が限度となります。

損害保険金の10%をお支払いします。ただし、1事故につき1敷地内ごとに200万円が限度となります。

消火活動のために支出された必要または有益な費用をお 支払いします。(実費)

水道管の修理費用の実費をお支払いします。ただし、1 事故につき1敷地内ごとに10万円が限度となります。

※建物危険限定補償特約をセットされない場合で建物のみご契約の ときはP.25「建物の損害」の損害保険金⑩の保険金としてお支払 いします。

地震による損害

※地震保険をセットされた場合のみ保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
地震保険の保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失により保険の対象に全損・半損・一部損*のいずれかの損害が生じた場合*全損・半損・一部損の認定基準につきましてはP.39~P.44の「地震保険の損害認定基準について」をご覧ください。

<地震保険の対象とならない物>

- ●店舗や事務所のみに使用されている建物、営業用作器・備品や商品などの動産
- ●通貨・有価証券・預金証書または貯金証書、印紙
- ●自動車(自動三輪車および自動三輪車を含みます。なお、原動機付自 転車は自動車には含まれないため、保険の対象となります。)
- 1 個または 1 組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、 骨量などの貴重品・美術品
- ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿

など

- ※ 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。
 - ①故意・重大な過失または法令違反
 - ②保険の対象の紛失または盗難
 - ③戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
 - ⑤核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の有害な特性による 事故

など

お支払いする保険金

保険の対象の損害の程度に応じて次の保険金をお支払いします。 <建物>

· 是物/			
損害の程度	お支払いする保険金		
全損	建物の地震保険ご契約金額の100% (時価が限度)		
半損	建物の地震保険ご契約金額の50% (時価の50%が限度)		
一部損	建物の地震保険ご契約金額の5% (時価の5%が限度)		

<根家>

12707			
損害の程度	お支払いする保険金		
全損	家財の地震保険ご契約金額の100% (時価が限度)		
半損	家財の地震保険ご契約金額の50% (時価の50%が限度)		
一部損	家財の地震保険ご契約金額の5% (時価の5%が限度)		

※損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。 ※門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分 のみの損害では、保険金は支払われません。

※ 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆 2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は算出された支払保 険金総額に対する6兆2,000億円の割合によって削減されることが あります。 (2013年9月現在)

地震保険の損害認定基準について

1. 建物の全損・半損・一部損

	認定の基準 (①②または③)			
損害の 程 度	①主要構造部* (軸組、基礎、 屋根、外壁など) の損害額	②焼失または流失 した床面積	③床上浸水	
全損	建物の時価の50 %以上	建物の延床面積の 70%以上		
半損	建物の時価の20 %以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	_	
一部損	建物の時価の3% 以上20%未満	_	建物が床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・一部損に至らないときない。	

- *地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号 に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の 機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目 点としています。
- ※地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

- (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準
 - ①木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法:表1-1 (P.41)、枠組壁工法:表1-2 (P.41) をご気ください。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-1 (P.42)、鉄骨造:表2-3 (P.43)をご覧ください。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-2 (P.42) 鉄骨造:表2-4 (P.43)をご覧ください。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害の損害も表し、全損、半損、一部損の認定を行います。

(2)津波による損害の認定基準

木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く 鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)の場合、 津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、 津波による損害の認定基準(表3(P.44)をご覧ください。)を基に全損、半損、一部損の認定を行います。

(3)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く 鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)の場合、 地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に 着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定 基準(表4(P.44)をご覧ください。)を基に全損、半損、 一部損の認定を行います。

2. 家財の全損・半損・一部損

25.7.5	
損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器陶器類②電気器具類③家具類④身の回り品その他⑤衣類寝具類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物(分譲マンションなど)の損害割合の取り扱い ①建物:1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟 建物全体より大きい場合には、個別に認定します。

②家財:家財全体についてこれを収容する各専有部分ごと に行います。

地震保険の損害認定基準について

《地震保険損害認定基準表(抜粋)》 (表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

				1.1.4		
	被害の程度			割合(%)	物理的損傷割
	(物)	理的損傷割合)	平家建	2階建	3階建	合の求め方
		①3%以下	7	8	8	培梅拉木粉
	軸組	②~8 略	12~41	13~45	14~46	<u>損傷柱本数</u> 全柱本数
_		940%を超える場合	全指	員としる	ます	主性平奴
主		①5%以下	3	2	3	損傷布コンク
要	基礎	②~⑤ 略	5~11	4~11	5~12	<u>リート長さ</u> 外周布コンク
構		⑥50%を超える場合	全指	員としる	ます	リード長さ
件		①10%以下	2	1	1	見出の草麸え面積
造	屋根	②~④ 略	4~8	2~4	1~3	屋根の葺替え面積 全屋根面積
部		⑤50%を超える場合	10	5	3	土)全依田(村
(ID)		①10%以下	2	2	2	投作人 除而往
	外壁	②~⑤ 略	3~10	5~15	5~15	損傷外壁面積 全外壁面積
		⑥70%を超える場合	13	20	20	主外空田棋

- ※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。
- ※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。
- ※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、 建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被	害の程	度(物理的損傷割合)	損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
		①3%以下	2	 1階の損傷外壁水平長さ
	外壁	②~⑥ 略	4~39	1階の外周延べ長さ
		⑦25%を超える場合	全損	1階の外向進へ技で
主		①3%以下	3	1階の入隅損傷箇所
要	内壁	②~④ 略	5~35	合計×0.5
構		⑤ 15%を超える場合	全損	1階の入隅全箇所数
件		①3%以下	1	 損傷布コンクリート長さ
造	基礎	②~⑦ 略	2~10	外周布コンクリート長さ
部		⑧35%を超える場合	全損	外側111コングケード文C
an		①3%以下	1	屋根の葺替え面積
	屋根	②~8 略	2~9	全屋根面積
		955%を超える場合	10	土净饭田俱

[※]建物の基礎全体が1/20 (約3°) 以上傾斜している場合は、建物全損と 認定します。

(表2-1) 非木造建物 沈下・傾斜 鉄筋コンクリート造 による損害認定基準表

_			_	
		被害の程度		
	最大沈下量	①5cmを超え、10cm以下	3	
建	(沈下とは、建 物が地裏面上し	②~⑩ 略	5~45	
全	沈み込むもの)	⑪100cmを超える場合	全 損	
体の神	傾 斜 (傾斜とは、 沈下を伴う傾	①0.2/100(約0.1°)を超え、 0.3/100(約0.2°)以下	3	
篖	(斜)	②~⑦ 略	5~40	
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全 損	

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害 による損害認定基準表

	150.032230223132				
	被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)		
	近寄らないと見えに	①10%以下	0.5		
I	くい程度のひび割れ	②~⑤ 略	1~4		
	がある。	⑥50%を超える場合	5		
	肉眼ではっきり見え	①5%以下	0.5		
\mathbb{I}	る程度のひび割れが	②~10 略	1~11		
	ある。	①50%を超える場合	13		
	部分的にコンクリートが	①3%以下	2		
\mathbb{I}	潰れたり、鉄筋、接合鉄 筋・接合鋼板が見える程	②~⑴ 略	3~25		
	度のひび割れがある。	⑩50%を超える場合	30		
	大きなひび割れやコンク リートの潰れが広い範囲 に生じ、手で突くとコン	①3%以下	3		
N	クリートが落下し、鉄 筋・接合鉄筋・接合鋼板 が部分的または全部見え	②~⑪ 略	5~45		
	るような破壊がある。 鉄筋の曲り、破断、脱落、 座屈がある。	⑩50%を超える場合	全損		

- ※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上 階は除きます。
- ※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、 建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、 損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。
- ※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン 構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、 認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割 合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体 の損害割合を求め、損害認定を行います。 ラーメン構造:柱(柱はり接合部を含みます。)、はり

壁式構造:外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造:外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接

合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造:長辺方向は、柱(柱はり接合部を含みます。)、 はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

地震保険の損害認定基準について

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害 認定基準表

		被害の程度	損害割合(%)
	最大沈下量	①10cmを超え、15cm以下	3
建	(沈下とは、建	②~⑤ 略	10~40
全	沈み込むもの)	⑥40cmを超える場合	全 損
体の始	傾斜とは、	①0.4/100(約0.2°)を超え、 0.5/100(約0.3°)以下	3
被害	沈下を伴う傾斜)	②~⑤ 略	10~40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全 損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害 認定基準表

	被害の程度	被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
	建具に建付不良がみられる	①10%以下	1
I	外壁および目地にわずかな ひび割れ、かすかな不陸が	②~④ 略	2~4
	ある。	⑤50%を超える場合	5
	建具に開閉困難がみ	①5%以下	1
$ \mathbb{I} $	られる 外壁の目地ずれ、ひ	②~9 略	2~12
	び割れがある。	1050%を超える場合	15
	建具の開閉不能、全面破壊がある	①3%以下	2
$ \mathbb{I} $	外壁に大きなひび割れや 剥離、浮きだし、目地や	②~⑩ 略	3~23
	隅角部に破壊がある。	①50%を超える場合	25
	 外壁の面外への著し	①3%以下	3
V	いはらみ出し、剥落、	②~9 略	5~45
	破壊、崩落がある。	1050%を超える場合	全 損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定 基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割 合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体 の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を表めます。ピロティ部分の投資といては、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を負出し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体のカ損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅) 津波による損害の認定基準

損害の程度 津波による損害
全損鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合
半損床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水を被った場合
一部損基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全掲または半損に至らないとき。

- ※津波以外による損害には適用されません。
- ※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。
 - (表4) 木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

,				
損害の程度		「地震等」を原因とする地盤液状化による損害		
		傾 斜	最大沈下量	
全	損	1.7/100(約1°)を超える場合	30㎝を超える場合	
半	損	0.9/100(約0.5°)を超え、 1.7/100(約1°)以下の場合	15㎝を超え、30㎝以下の場合	
— -	部損	0.4/100(約0.2°)を超え、 0.9/100(約0.5°)以下の場合	10㎝を超え、15㎝以下の場合	

- ※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。 ※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1.(1) 建物部位の被害 程度に着目した損害の認定基準」での損害認定も行い、「損害の程度」の 高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。
- ※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大 沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

建物罹災時の仮すまい費用補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
建物罹災時の 仮すまい費用 保険金	P.25、P.29(1)の①から⑪までの事故により損害保険金をお支払いする場合において、建物に再調達価額の20%以上の損害が生じ、または建物が住宅としての機能を著しく欠く状態となったことにより仮すまいのための費用が発生したとき。

地震災害による仮すまい費用補償特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
地震災害によ る仮すまい費 用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因として次の事由により仮すまいのための費用が発生した場合
※この特約は、 主契約にセット 保険がセット されていお付いただったださます。	①建物に再調達価額の20%以上の損害が生じた、または住宅としての機能を著しく欠く状態となった。 ②電気・ガス・水道のいずれかの供給が12時間以上中断した。 ③地震災害により建物に対し警察その他行政機関により住宅への立入禁止などの処置が行われた。

類焼損害補償特約(オプション)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
類焼損害 保険金	保険証券記載の建物またはそれに収容されている家財から発生した火災、破裂または爆発により、他人の住居またはそれに収容されている家財を滅失、損傷または汚損させた場合 ** 煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- ※ 次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いで きません。
 - ①故意
 - ②戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震・噴火またはこれらによる津波

 - ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の有害な特性による 事故

など

(オプション)

お支払いする保険金

次の仮すまい費用のうち被保険者(法人の場合はその代表者をいいます。)が支出された費用の実額をお支払いします。ただし、1事故につき「仮すまい費用対象となる方の人数×支払対象期間1日あたり1万円」または100万円のいずれか低い額を限度とします。

- ・代替建物にかかる賃借費用(旅館、ホテルなどの宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介手数料および礼金など借家権の対価を含みます。)
- ・代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用 (建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。)
- ・代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物に住居を再移転するために通常必要な移転費用(建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。)

(オプション)

お支払いする保険金

仮すまいに必要な賃借・宿泊費用および移転費用の実額をお支払いします(左記③の場合で、賃借費用のご負担が生じなかった期間については1人1日2,000円をお支払いします。)。ただし、「1万円×仮すまい費用の対象となる方の人数×下記支払対象日数」の額または100万円のいずれか低い額が限度となります。

[支払対象日数]

1. 左記①の場合: 建物の復旧期間

2.左記②の場合:電気、ガスまたは水道の中断期間+1日

3.左記③の場合:立入禁止、避難命令その他の処置が行わ

れた期間+1日

お支払いする保険金

他人の住居およびそれに収容されている家財の損害について、再調達価額に基づき算出した額から他の保険契約から支払われる額を差し引いた残額をお支払いします。 ただし、ご契約期間(長期契約の場合は同一契約年度)を通じて1億円が限度となります。

個人賠償責任補償特約(オプション)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
個人賠償責任保険金	日常生活中の偶然な事故により、被保険者*が他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合

- ※次のような原因により生じた損害については、保険金をお支払いできません。
 - ①故意
 - ②地震・噴火またはこれらによる津波
 - ③戦争・内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の有害な特性による事故 など

*<被保険者の範囲>

- 個人賠償責任補償特約における被保険者とは次の方をいいます。
- ①ご本人(保険証券の本人欄に記載された方をいいます。)
- ②ご本人の配偶者
- ③ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族
- ④ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様(婚姻歴 のない方)
- ⑤②から④までに該当しないご本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ご本人が未成年の場合で、ご本人に関する事故に限ります。)

お支払いする保険金

法律上の損害賠償責任に対して1事故につき、保険証券 記載の支払限度額を限度として損害賠償金をお支払いし ます。また、弊社の同意を得て支出された訴訟・裁判上 の和解・調停・仲裁に要した費用、示談交渉に要した費 用などもお支払いします。

※ 賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。

- ※ 被保険者が次のような損害賠償責任を負担されることによって生じ た損害に対しては、個人賠償責任保険金をお支払いできません。
 - ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ②被保険者と同居するご親族に対する損害賠償責任
 - ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障 害に対する損害賠償責任。ただし、使用人が家事従事人である場 合を除きます。
 - ④被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場 合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑤ 航空機、船舶・車両(主たる原動力が人力であるもの、原動機付 身体障害者用車いすなどを除きます。)または銃器の所有、使用ま たは管理に起因する損害賠償責任
 - ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その 財物につき正当な権利を有する者に対して負担された損害賠償責
 - ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する 損害賠償責任

など

普通保険約款・特約

(′\°	_ <	>)	1

◆すま(ハの総合保険普通保険約款◆
<用語の	D定義>······51
第1章	建物補償条項 · · · · · · · 53
第2章	家財補償条項 · · · · · · · · 56
第3章	費用補償条項 · · · · · · · 61
第4章	基本条項 · · · · · · · 64
◆地震係	呆険普通保険約款◆
第1章	用語の定義条項・・・・・・・・91
第2章	補償条項 · · · · · · · 93
第3章	基本条項 · · · · · · · 98
	すまいの総合保険契約に付帯される場合の特則:108

◆特約◆

(ご注意)

- · 下記特約は保険証券の「付帯される特約」欄に記載され た符号の特約が適用されます。
- ・下記特約のうち、符号のない特約の適用に関しては各特約に記載されている適用条件をご覧ください。
- · この冊子に収録されていない特約を締結された場合は、 別途特約を添付いたします。

اعترازا	13 KJ CWI 110 VCO OV 9 0	
A111	代位求償権不行使特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
♦H1		
	建てかえ時特別費用補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
	敷地内構築物修復費用補償特約	
<>H 6	建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約・・	
\Diamond JJ	風・雹・雪災の定額免責設定特約(建物補償条項用)・・	
◇PG, PH	, PJ 損害保険金の定額免責設定特約······	
◇LQ	水災支払方法縮小特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<>H 8	水災不担保特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	140
<>GW	建物危険限定補償特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	140
\Diamond JH	氷濡れ損害不担保特約(建物補償条項用)・・・・	145
↓L 1	電化製品等電気的・機械的事故補償特約・・・・・	145
<>J8	明記物件補償特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	149
◇PA	建物罹災時の仮すまい費用補償特約・・・・・・・・	150
<>K 1	地震災害による仮すまい費用補償特約	152
◇PC	臨時費用保険金の支払割合および支払限度額変更特約・・	
<>R 4	臨時費用保険金不担保特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	157
◇JP, LY	損害付帯諸費用補償特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	157
NM, NN	火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸費用補償特約・・・	160
♦PE	損害付帯諸費用の支払割合変更特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
♦JZ	失火見舞費用保険金不担保特約 · · · · · · · · ·	163
◇JT	類焼損害補償特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
	家賃捐失補償特約(拡張補償用)	171
	建物賠償責任補償特約 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	174

	(ページ)
♦ 51	個人賠償責任補償特約(国内外補償)・・・・・・183
	賠償事故の解決に関する特約・・・・・・191
	保険金額調整等に関する特約
	(すまいの総合保険用)193
<>J5	保険金の支払方法の変更に関する特約
	(再調達価額·比例払)·····194
<>H 9	他の長期保険契約がある場合の価額協定特約・・195
↓LF	質権設定禁止に関する特約・・・・・・・・197
\Diamond M 2	共同保険に関する特約・・・・・・・199
♦69	長期保険保険料分割払特約
	(すまいの総合保険用)・・・・・・・・200
◇ 70	長期保険保険料一括払特約
	(すまいの総合保険用)・・・・・・・・207
♦ 58	長期保険保険料払込特約(地震保険用)・・・・211
♦59	自動継続特約(地震保険用)・・・・・・212
⊘ GZ	家財自動継続特約
	(長期保険保険料一括払特約付帯用)・・・・・214

約款をご覧いただくにあたっての注意事項

・約款文中の下線のある用語については、普通保険約款・特約の冒頭<用語の 定義>でご説明しています。

◇GM 金融機関集団扱特約 · · · · · · · · · · · · · 217

- を教えてこれ分しているか。
 ※ 用語の定義は、五十音順に表示しています。
 ※ 地震保険の用語の定義は、地震保険普通保険約款の第1条でご説明しています。
 ・ 約款文中の(注)のある用語については、各条の末尾でご説明しています。
 ※ 地震保険は、各項の末尾でご説明しています。

すまいの総合保険普通保険約款

<用語の定義(五十音順)>
この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によ ります。

用語	定義
溢水	水が溢れることをいいます。
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(注)、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨董 希少価値または美術的価値のある 古道具・古美術品その他これらに 類するものをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この 保険契約で定められている保険料がその危険 を計算の基礎として算出される保険料に不足 する状態になることをいいます。
給排水設備	給水、排水設備をいい、スプリンクラー設 備・装置を含みます。
居住の用に供する部 分の床	畳敷または板張等のものをいい、土間、た たきの類を除きます。
原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第 2条(定義)第3項に定める原動機付自転車 をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書(注)の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内にいてする被保険者所有の建物または実財についまがまたれた次のアからウまでのいずれかに規定する損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約に関する事項を含みます。ア・第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)ウ・第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金)から第23条(特別費用保険金)まで (注)保険契約申込書付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険 の対象の価額をいいます。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故	次のアからウまでの事故または費用の原因となった事由をいいます。 ア・第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合) イ・第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合) ウ・第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金)から第23条(特別費用保険金)まで
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した 支払うべき <u>保険金</u> または共済金の額をいいま す。
乗車券等	鉄道、バス、船舶、航空機等の乗車船券・ 航空券 ^(注) 、宿泊券、観光券および旅行券を いいます。 (注)乗車船券・航空券 定期券を含みます。
親族	6 親等内の血族、配偶者 (注) および 3 親等 内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手 方を含みます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪 水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
請求完了日	被保険者が第47条 (保険金の請求) (2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
雪災	豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
騒擾およびこれに類 似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって、 数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり 平穏が害される状態または被害を生ずる状態 であって、暴動に至らないものをいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊ま たはその現象をいいます。
被災世帯	第3章費用補償条項第18条(失火見舞費用 保険金)②の損害が生じた世帯または法人を いいます。

用語	定義
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者をい います。
評価事項	保険の対象の評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
費用保険金	臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険 金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険 金、修理付帯費用保険金、水道管修理費用保 険金、ドアロック交換費用保険金および特別 費用保険金をいいます。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、 高潮等を除きます。
付属建物	床面積が66m ² 未満の物置、車庫その他の付 属建物をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、 全国または一部の地区において著しく平穏が 害され、治安維持上重大な事態と認められる 状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金および費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額 をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結 の時から生じなかったものとして取り扱うこ とをいいます。
持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、被保険者または <u>被保険者</u> と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床を超える浸水を いいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およ び預貯金引出し用の現金自動支払機用カード を含みます。

第1章 建物補償条項

第1条(この補償条項の適用)

この補償条項は、この保険契約において<u>建物</u>を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象 について生じた損害(注1)に対して、この普通保険約款に従い、 損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち風<u>災</u>、電災または雪災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害の額^(注2) が20万円以上となった場合に限り、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち水 災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害 の状況 (注3) が次の①または②のいずれかに該当する場合に限り、 損害保険金を支払います。

- ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② ①に該当しない場合において、保険の対象が、床上浸水また は地盤面 ^(注4) より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対 象に損害が生じたとき。

(注1)保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を 含みます。

- (注2)損害の額
 - この場合の損害の額の認定は、<u>敷地内</u>ごとに本章および第2章家財補償 条項に規定する保険の対象のすべてについて一括して行うものとします。
- (注3)損害の状況 この場合の損害の状況の認定は、建物ごとに行い、また、門、塀または 垣が保険の対象に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況 の認定によるものとします。
- (注4) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由によって 生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注5)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注6)またはその者(注6)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(注7)に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱そ の他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれ らによる津波
 - ③ 核燃料物質(注8)もしくは核燃料物質(注8)によって汚染された物(注9)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化 (注10) または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、 被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者 が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とし た事故によって生じた損害を除きます。
 - ④ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険 者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、 被保険者に損害保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
 - ⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業 (注11) 中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、<u>破裂または爆発</u>が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的 事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの 事由によって火災、<u>破裂または爆発</u>が発生し、損害が生じた場 合を除きます。
 - (7) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害

- ⑨ 保険の対象のすり傷、養き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損(注12)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、建物またはその一部(注話)が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。

(注5)保険契約者、被保険者

保険契約者または<u>被保険者</u>が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注6) その者 その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行 するその他の機関をいいます。

(注7)損害

第3条(保険金を支払わない場合)(2)の事由によって発生した第2条 (保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、およ び発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼 または拡大して生じた損害を含みます。

- (注8) 核燃料物質
 - 使用済燃料を含みます。
- (注9) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注10) 自然の消耗もしくは劣化
 - 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注11) 加工、修理等の作業
 - 建築、増改築作業等を含みます。
- (注12) 汚損

落書きによる汚損を含みます。

(注13) 建物またはその一部 窓、扉、その他の開口部を含みます。

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険 証券記載の建物とします。
- (2) 次の①から④までに掲げる物のうち被保険者の所有するものは、 特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚をの他これらに類する物の うち建物に付加したもの
 - ④ 門、塀もしくは垣または付属建物

第5条(保険金の支払額)

当会社が第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支 払う額は、別表1によります。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等 (注14) がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等 (注14) から<u>保険金</u>または共済金が支払われて いない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注14) から 保険金または共済金が支払われた 場合

支払限度額から、他の保険契約等(注4)から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険 契約の支払責任額を限度とします。

(2) 保険の対象について<u>再調達価額</u>を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の保険契約等(注44)がある場合には、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等(注14)がないものとして算出した第2条(保険金を支払う場

合) の損害保険金の額を限度とします。

他の保険契約等(注14)

損害の額 - によって支払われるべき = 第2条の損害保険 損害保険金または共済金 = 金の額

(注14) 他の保険契約等

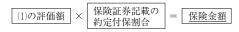
この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所 有の建物について締結された第2条(保険金を支払う場合)の損害に対 して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険の対象の再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第5条(保険金の支払額)の規定を適用します。

第8条(保険の対象の評価)

- (1) 保険契約締結時に、当会社と保険契約者または<u>被保険者</u>との間で、保険の対象の価額を評価し、その額を保険証券に記載するものとします。
- (2) 保険金額は、特別の約定がないかぎり、次の算式により定めます。



第2章 家財補償条項

第9条(この補償条項の適用)

この補償条項は、この保険契約において家財を保険の対象とする場合に適用されます。

第10条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象について生じた損害(注15)に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち水 災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害 の状況(注音)が次の①または②のいずれかに該当する場合に限り、 損害保険金を支払います。
 - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② ①に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、 床上浸水または地盤面 (注17) より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。
- (3) 当会社は、保険期間中に生じた保険証券記載の建物内における 次の①から③までのいずれかに該当するものの盗難によって被保 険者に損害(注18)が生じた場合は、その損害に対して、この普通 保険約款に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 生活用の通貨等。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
 - ア、保険契約者または<u>被保険者が、盗難</u>を知った後直ちに小切 手の振出人への盗難の通知^(注19)をし、かつ、振出人を通じ て小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。
 - イ. <u>盗難</u>にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。
 - ② 生活用の預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。
 - ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯

金先あてに被害の届出をしたこと。

- イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き 出されたこと。(注20)
- 生活用の乗車券等
- 当会社は、持ち出し家財に、日本国内の他の建築物 (注21) 内に おいて次の①または②のいずれかに該当する損害が生じた場合は、 その損害に対して、この普通保険約款に従い、損害保険金を支払 います。
 - ① 保険期間中に生じた次のアからキまでのいずれかに該当する 事故によって生じた損害

ア.火災

- イ. 落雷
- ウ. 破裂または爆発
- エ. <u>建物の外部から</u>の物体の落下、飛来、衝突または倒壊。た だし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、燥煙その他これらに類す る物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは<u>水災</u>もしくはキの 事故による損害を除きます。
- 次の(ア)または(イ)のいずれかの事故に伴う漏水、放水または 溢氷による氷濡れ。ただし、水災またはキの事故による損害 を除きます。
 - (ア) 給排水設備に生じた事故
 - 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- カ. 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴 力行為もしくは破壊行為 キ. <u>風災</u>、電災または<u>雪災</u>によって生じた損害
- 保険期間中に生じた盗難によって生じた盗取、損傷または汚 損の損害

(注15) 保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を 含みます。

(注16) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象を収容する建物ごとに行い ます。

(注17) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

損害賠償責任を負担することによる損害および盗難を直接の原因としな い損害を除きます。

- (注19) 小切手の振出人への盗難の通知
 - 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注20) 預貯金口座から現金が引き出されたこと 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不 正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされたことを含みます。
- (注21) 日本国内の他の建築物

アーケード、地下道等主として通路に利用されるものを除きます。

第11条(保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によっ て生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者(注22)またはこれらの者の法定代理人 の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - 被保険者でない者が損害保険金の全部または一部を受け取る べき場合においては、その者 (注23) またはその者 (注23) の法定 代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他 の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
 - 保険の対象が保険証券記載の建物外にある間に生じた事故。 ただし、前条(4)の規定により支払われる損害保険金を除きます。
- 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によっ て生じた損害 (注24) に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱そ の他これらに類似の事変または暴動
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質 (注25) もしくは核燃料物質 (注25) によって汚染さ

れた物 (注26) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれ らの特性による事故

- ④ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から倒までのいずれかに該当する損害に対しては、損害保険金を支払いません。
 - ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化 (注27) または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ③ 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、 被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者 が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とし た事故によって生じた損害を除きます。
 - ④ 被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。 ただし、被保険者に損害保険金を取得させる目的であった場合 に限ります。
 - ⑤ 保険の対象に対する加工、修理等の作業(注28)中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
 - ⑥ 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的 事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの 事由によって火災、<u>破裂または爆発</u>が発生し、損害が生じた場 合を除きます。
 - ② 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 - ⑧ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害
 - ⑨ 保険の対象のすり傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損(注29)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 - ⑩ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ① 楽器の弦(注30)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、 楽器の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
 - ② 楽器の音色または音質の変化
 - ③ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入により生じた損害。ただし、建物またはその一部(暗引)が風災、電災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入したことにより生じた損害を除きます。
 - ⑭ 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難

(注22) 保険契約者、被保険者

保険契約者または<u>被保険者</u>が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注23) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注24) 損害

第11条 (保険金を支払わない場合)(2)の事由によって発生した第10条 (保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、およ び発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼 または拡大して生じた損害を含みます。

(注25) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注26) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

(注27) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注28) 加工、修理等の作業

建築、増改築作業等を含みます。

(注29) 汚損

落書きによる汚損を含みます。

(注30)楽器の弦

ピアノ線を含みます。

(注31) 建物またはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

第12条 (保険の対象の範囲)

- (1) この補償条項における保険の対象は、日本国内に所在する保険 証券記載の建物に収容される家財とします。
- (2) 次の①から⑧までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 自動車 (注32)、船舶 (注33) および航空機ならびにこれらの付属品 (注34)
 - ② <u>通貨等</u>、有価証券、<u>預貯金証書</u>、印紙、切手、<u>乗車券等</u>その他これらに類する物
 - ③ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
 - ④ 動物、植物等の生物
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータ類(注35)。ただし、コンピュータにあらかじめ記録されたデータ類(注36)については、そのコンピュータと同時に損害が生じた場合に限り保険の対象に含むものとします。
 - ⑦ 商品およびこれに類する物
 - ⑧ その他保険証券記載の物
- 3) 付属建物内に収容されている家財は、特別の約定がないかぎり、 保険の対象に含まれます。ただし、(2)に掲げる物を除きます。
- (4) 被保険者が保険証券記載の建物の所有者でない場合において、 次の①から③までに掲げる物のうち、被保険者が所有するものは、 特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、(2) に掲げる物を除きます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物
- (5) 被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で、保険証券記載の建物に収容されているものまたは(3)もしくは(4)の規定により保険の対象に含まれるものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。ただし、(2)に掲げる物を除きます。
- (6) 保険証券記載の建物内に収容される生活用の通貨等、生活用の <u>預貯金証書</u>または生活用の乗車券等に、第10条(保険金を支払う 場合)(3)の<u>盗難</u>による損害が生じた場合は、(2)②の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう<u>再調達価額</u>および<u>保険金額</u>ならびに保険証券記載の家財の<u>保険金額</u>は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

(注32) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

(注33) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。

(注34) これらの付属品

自動車 (註22) 船舶 (注33) および航空機に実際に定着 (注37) または装備 (注38) されているか否かを問わず、これらに定着 (注37) または装備 (注38) することを前提に設計、製造された物をいいます。

(注35) データ類 プログラム、データその他これらに類するものをいいます。

(注36) コンビュータにあらかじめ記録されたデータ類 OSなど、コンビュータが新品として販売された時に既にコンピュータ に記録されていたデータ類(#35)をいいます。

(注37) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注38) 装備

自動車(注32)、船舶(注33)および航空機を運行させるために備品として 備え付けられている状態をいいます。

第13条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払う額は、別表2によります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が<u>貴</u>金属等の場合には、当会社が損害保険金を支払うべき損害の額は、保険の対象の損害の額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。なお、損害の額の認定方法は次の①から③までによります。
 - ① 損害の額は、時価額によって定めます。
 - ② 保険の対象の価値の下落 (注39) は損害の額に含めません。
 - ③ 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、 その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全 体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(注39) 価値の下落

いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。

第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等 (注40) がある場合において、それぞれの支払責 <u>任額</u>の合計額が、<u>保険金</u>の種類ごとに別表 2 に掲げる支払限度額 を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を<u>保険金</u> として支払います。
 - ① 他の保険契約等 (注40) から<u>保険金</u>または共済金が支払われて いない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注40) から <u>保険金</u>または共済金が支払われた 場合

支払限度額から、他の保険契約等(注40)から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険 契約の支払責任額を限度とします。

(2) 保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の保険契約等(注40)があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等(注40)がないものとして算出した第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金の額を限度とします。

他の保険契約等(注40)

損害の額 - によって支払われる = 第10条の損害保険 べき損害保険金または = 金の額 共済金の額

(注40) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する<u>被保険者</u>所 有の家財について締結された第10条(保険金を支払う場合)の損害に対 して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第15条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険の対象の再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に第13条(保険金の支払額)の規定を適用します。

第3章 費用補償条項

第16条(臨時費用保険金)

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事故によって、第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この普通保険約款に従い、臨時費用保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 風災、電災または雪災
- ⑤ <u>建物</u>の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは<u>水災</u>による損害を除きます。
- - イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- ⑦ <u>騒擾およびこれに類似の集団行動</u>または労働争議に伴う暴力 行為もしくは破壊行為

第17条 (残存物取片づけ費用保険金)

当会社は、前条①から⑦までのいずれかに該当する事故によって、第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(症41)に対して、この普通保険約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(注41) 残存物の取片づけに必要な費用

取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

第18条(失火見舞費用保険金)

当会社は、保険期間中に生じた次の①の事故によって、次の②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この普通保険約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者 (注42) の所有物で被保険者以外の者が占有する部分 (注43) から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者 (注42) の所有物 (注44) の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注42) 第三者

保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、<u>被</u>保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注43) 被保険者以外の者が占有する部分

区分所有建物の共用部分を含みます。

(注44) 第三者の所有物

動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者 の占有する場所にあるものに限ります。

第19条(地震火災費用保険金)

当会社は、保険期間中に生じた地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況(注注)が次の①または②に該当する場合には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この普通保険約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。

① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上とな

ったとき (注46)。

保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物 が半焼以上となったとき (注46)、またはその家財が全焼となった とき (注47)。

(注45) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、保険の対象が建物である場合はその建 物ごとに、保険の対象が家財である場合はこれらを収容する建物ごとに、 れらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注46) 建物が半焼以上となったとき 建物の主要構造部の火災による損害の額がその建物の再調達価額の20% 以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延 ベ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。

(注47) 家財が全焼となったとき

家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となっ たときをいいます。

第20条 (修理付帯費用保険金)

当会社は、第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合) または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)(1)もし くは(2)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険 の対象の復旧にあたり次の①から⑥までのいずれかに該当する費 用が発生した場合には、その費用のうち必要かつ有益な費用に対 して、この普通保険約款に従い、修理付帯費用保険金を支払いま す。

- 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の (1) 原因の調査費用(注48)
- 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査 費用(注48)。ただし、その保険の対象の復旧期間(注49)を超える 期間に対応する費用を除きます。
- 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の ·部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得 した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。
- ④ 損害が生じた保険の対象である家財の代替として使用する物 の賃借費用(注50)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地に おいて借用する場合に要する賃借費用(注50)を超えるものを除 きます。
- 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置 費用(注51) および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借 費用 (注50)
- 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う 残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

(注48)調査費用

<u>被保険者</u>またはその<u>親族</u>もしくは使用人にかかわる人件費および被保険 者が法人である場合の、その理事、取締役もしくはその他の機関にある 者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。

(注49) 復旧期間

保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間 をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するため に通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(注50) 賃借費用

敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間 (注49) を超える期間に対応する費用を除きます。

(注51) 仮設物の設置費用

保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。

第21条(水道管修理費用保険金)

当会社は、この保険契約の保険の対象が家財である場合におい て、保険の対象を収容する建物の専用水道管が保険期間中に凍結 によって損壊^(注52) し、<u>被保険者</u>が自己の費用でこれを修理した ときは、その修理費用に対して、この普通保険約款に従い、水道 管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で<u>被保</u> 険者以外の者が占有する部分 (注53) の専用水道管の損壊による修 理費用に対しては、水道管修理費用保険金は支払いません。

(注52) 損壊

パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(注53) 被保険者以外の者が占有する部分 区分所有建物の共用部分を含みます。

第22条 (ドアロック交換費用保険金)

当会社は、日本国内において、保険期間中に被保険者が所有または管理する鍵(注54)が盗まれた場合、ドアロック(注55)の交換に必要な費用に対して、この普通保険約款に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(注54) 鐽

保険証券記載の<u>建物</u>のドアのうち<u>建物</u>または戸室の出入りに通常使用するドアの鍵をいいます。

(注55) ドアロック 盗まれた鍵により開けることができる保険証券記載の<u>建物</u>のドアの錠を いいます。

第23条(特別費用保険金)

当会社は、第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金が支払われ、第4章基本条項第51条(保険金支払後の保険契約)の規定によりこの保険契約が終了した場合には、それによって生ずる特別な費用に対して、この普通保険約款に従い、特別費用保険金を支払います。

第24条(費用保険金を支払わない場合)

当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、<u>費用保</u> 険金を支払いません。

- ① 保険契約者、<u>被保険者</u>(注56)またはこれらの者の法定代理人 の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき 場合においては、その者^(注57)またはその者^(注57)の法定代理 人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者 が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱そ の他これらに類似の事変または<u>暴動</u>
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第19条 (地震火災費用保険金)の地震火災費用保険金を除きます。
- ⑤ 核燃料物質(注58)もしくは核燃料物質(注58)によって汚染された物(注59)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑧ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥を原因とした事故を除きます。
- ⑨ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- (1) 保険の対象に対する加工、修理等の作業(注60)中における作業上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
- ① 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的 事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって火災、 破裂または爆発が発生し、損害が生じた場合を除きます。
- ② 詐欺または横領
- ③ 土地の沈下、隆起、移動、振動等
- ④ 風、雨、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入。 ただし、建物またはその一部(注61)が風災、雹災または雪災によって直接破損したためにこれらが吹込みまたは漏入した場合

(注56) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注57) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注58) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注59) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注60) 加工、修理等の作業
 - 建築、増改築作業等を含みます。
- (注61) 建物またはその一部
 - 窓、扉、その他の開口部を含みます。

第25条(費用保険金の支払額)

当会社が費用保険金として支払う額は、別表3によります。この場合において、費用保険金の支払額と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、費用保険金を支払います。

第26条 (他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等(注62)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等(注62)がないものとして算出した支払責任額の合計額が、別表3に掲げる費用保険金の種類ごとの支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を費用保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等 (注62) から保険金または共済金が支払われて いない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注62) から保険金または共済金が支払われた 場合

支払限度額から、他の保険契約等(注62)から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険 契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、第16条 (臨時費用保険金)、第17条 (残存物 取片づけ費用保険金) および第23条 (特別費用保険金) につき他 の保険契約等 (注62) がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、第1章建物補償条項第2条 (保険金を支払う場合) または第2章家財補償条項第10条 (保険金を支払う場合) (1)の損害保険金の額は、それぞれ第1章建物補償条項第6条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) または第2章家財補償条項第14条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定を適用して算出した額とします。

(注62) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所 有の建物または家財について締結された第16条 (臨時費用保険金) から 第23条 (特別費用保険金)までの費用に対して保険金を支払うべき他の 保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条 (修理付帯費用保 険金)の費用については利益保険契約・定業継続費用保険契約その他こ れらに類する保険契約および共済契約を除きます。

第4章 基本条項

第27条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた 事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第28条(告知義務)

- (1) 保険契約者または<u>被保険者</u>になる者は、保険契約締結の際、<u>告</u> 知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 第1章建物補償条項第8条 (保険の対象の評価) (1)または第31条 (通知義務) (2)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者は、評価事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (3) 当会社は、保険契約者または被保険者が、(2)の評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約締結時または第31条(通知義務)(1)③の事実が発生した時から保険契約者または被保険者が評価事項につき訂正を申し出た時までに生じた事故による損害については、第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式により算出した額(注63)を損害保険金として支払います。

損害の額 × <u>再調達価額</u> × 保険証券記載の 外定付保割合 × 80%

= 第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (4) (3)の規定は、次の①または②のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当会社が第31条(通知義務)(2)に規定する評価または再評価の際、(3)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - ② 当会社が、(3)の事実を知った時の翌日から起算して1か月を 経過した場合
- (5) (3)の場合において、既に第1章建物補償条項および第3章費用 補償条項の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社 は、支払った保険金の額と(3)の算式により算出した額(注63)に基 づく保険金の額との差額の返還を請求することができます。

(注63) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第29条(告知義務違反による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または<u>被保険者</u>が、 <u>告知事項</u>について、故意または重大な過失によって事実を告げな かった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者 に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除すること ができます。
- (2) (1)の規定による解除が<u>事故</u>による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第42条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は<u>保険金</u>を支払いません。この場合において、既に<u>保険金</u>を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) (2)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した<u>事故</u>による損害または費用については適用しません。

第30条(告知義務違反による保険契約の解除を行わない場合)

当会社は、前条(1)の規定は、次の①から④までのいずれかに該 当する場合には適用しません。

- ① 前条(1)の事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、前条(1)の事実を知っていた場合 または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社の ために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを 妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なるこ

とを告げることを勧めた場合を含みます。

- ③ 保険契約者または<u>被保険者</u>が、<u>事故</u>による損害または費用の発生前に、<u>告知事項</u>につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、前条(1)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

第31条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である<u>建物</u>または保険の対象を収容する<u>建物</u>の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ 次のアまたはイの事実により保険の対象の価額が増加または減少したこと。
 - ア、保険の対象である<u>建物</u>の増築、改築または一部取りこわし イ、この保険契約で<u>保険金</u>を支払わない<u>事故</u>による保険の対象 の一部滅失
 - ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注64)が発生したこと。
- (2) 保険の対象である建物について、(1)③の事実が発生した場合、 当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象である 建物の再調達価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3) 保険の対象である建物について、(1/③)アの事実により再調達価額が増加したにもかかわらず、保険契約者および被保険者が(1)に規定する通知を怠った場合には、当会社は(1/③)アの事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から(2)の規定の手続きが完了するまでの間に生じた損害については、第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式により算出した額(注65)を損害保険金として支払います。この場合において、既に同章および第3章費用補償条項の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、支払った保険金の額と次の算式により算出した額(注64)に基づく保険金の額と次の算式により算出した額(注64)に基づく保険金の額との差額の返還を請求することができます。

損害の額 × <u>保険金額</u> 再調達価額 × 保険証券記載の × 80%

= 第1章建物補償条項第5条の損害保険金

(4) 保険契約者は(1)③に該当しない場合においても、当会社の承認を得て、<u>保険金額</u>を増額すること、または新たな保険の対象を追加することができます。

(注64) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において 第31条 (通知義務) の適用がある事項として定めたものに関する事実に 限ります。

(注65) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

第32条(通知義務に関する保険契約の解除)

(1) 前条(1)の事実の発生によって<u>危険増加が</u>生じた場合において、 保険契約者または<u>被保険者が、故意また</u>は重大な過失によって遅 滞なく前条(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、 保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解 除することができます。

- (2) (1)の規定は、当会社が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または<u>危険増加</u>が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (3) (1)の規定による解除が<u>事故</u>による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第42条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る<u>危</u>険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、その<u>危険増加</u>をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (5) (1)の規定にかかわらず、前条(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(準66)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が事故による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第42条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注66) 引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第33条(転居に伴う家財移転時の特則)

家財が保険の対象である場合に、被保険者の転居に伴い家財を転居先(誰67)に移転したときには、第2章家財補償条項第12条(保険の対象の範囲)および第31条(通知義務)(1)の規定にかかわらず、次の①から③までに掲げる条件をいずれも満たすときに限り、転居日(誰68)から当会社が次の③の書面による通知を受領するまでの間は、転居先(誰67)の建物を保険証券記載の建物とみなし、第2章家財補償条項第12条の規定を適用します。

- ① 被保険者の転居先(注67)が日本国内であること。
- ② 第2章家財補償条項第12条に規定する保険の対象の全部 (注69) が転居先 (注67) に移転されたこと。
- ③ 転居日 (注68) からその日を含めて30日以内に、保険契約者または被保険者が、第31条(1)の規定に基づき書面をもって当会社に通知したこと。

(注67) 転居先

住民票の転入地をいいます。

(注68) 転居日

住民票の転出日をいいます。

(注69) 保険の対象の全部

廃棄した物または譲渡もしくは売却等により<u>被保険者</u>または<u>被保険者</u>の同居の<u>親族</u>以外の者の所有物となった物を除きます。

第34条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を 変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通 知しなければなりません。

第35条 (保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、 保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を 当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第37条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第36条(保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、<u>保険金</u>を不法に取得する目的または第三者に<u>保</u> <u>険金</u>を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は<u>無効</u>とします。
- (2) (1)の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第37条 (保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第51条(保険金 支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を 除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて(1)の規定を適用します。

第38条(保険契約の取消し)

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が 保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 損害または費用が発生した後に(1)の規定による取消しが行われた場合において、既に<u>保険金を支払っていたときは、当会社は、その</u>返還を請求することができます。

第39条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた ことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失 がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、 その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。ただし、第31条(通知義務)(1)③ アまたはイの事実により保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

第40条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除(註70)することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ解除(註70)することはできません。

(注70) 解除

次の①または②の場合を含みます。

- ①おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合
- ②別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約 のみを解除する場合

第41条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある 場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保 険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または<u>被保険者</u>が、当会社にこの保険契約に基づ く保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、また は生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、 詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または<u>被保険者</u>が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が<u>事故</u>による損害または費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第42条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第43条(保険料の返還または請求)

(1) 当会社は、次に従い、保険料を返還または請求します。

返還または請求する額	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。			ア が軍係の保险料が必軍前の保险料トリよ直くかスセク	7. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合 次の算式により算出した額を請求します。 変更後の保険料と 未経過月数 (#72) 変更前の保険料と × 保険期間月数 イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合 次の算式により算出した額を返還します。 変更後の保険料と X [1- 原経過月数 (#73) 変更後の保険料と X [1- 保険期間月数												
返還または請求する場合	第1章建物権償条項第8条(保険の対象の評価) (1)に規定する評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険料を変更する必要があるとき。	第22条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承易合において、告知事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保障料を変更するが要があるとき (**11)。	保険契約者が超過部分について、保険契約を取り消した場合	第31条(通知義務) (2)に規定する再評価の際に告げられた評価事項についての訂正の申出を当会社が承認し、かつ、保険	料を変更する必要があるとき。	左記に規定する事実の発生によって危険増加が生じた場合に	おいて、保険料を変更する必要があるとき (注71)。	<u>危険</u> が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき (注71)。	当会社が保険金額の増減または新たな保険の対象の追加を承	認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	保険の対象である家財の場所の移転を承認する場合において、	保険料を変更する必要があるとき。	保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	④から⑩までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面	をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請	求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を	変更する必要があるとき。
該当する規定	① 第28条(告知義務)(3)	② 第30条(告知義務違反 による保険契約の解除 を行わない場合)(3)	(3) 第39条(保険金額の調整)(1)	④ 第28条(告知義務)(3)	第28条(告知義務)(⑤ 第31条(通知義務) (1)) 第31条(通知義務)(2)	⑧ 第31条(通知義務) (4)	⑨ 第33条(転居に伴う家	財移転時の特別)	(10) 第39条(保険金額の調整)(2)				

該当する規定 返還または請求する場合 返還または請求する場合 返還または請求する額 次の算式により算出した額を返還します。 次の算式により算出した額を返還します。 条3.8条(保険料の解除) 3、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4、4	正選または請求する場合 5 当会社が保険契約を解除(注n) した場合 1) 保険契約が無効の場合 既に払い込まれた保険料 × (1) ーー 1) 保険契約が終了した場合 既に払い込まれた保険料は返還しませ 2 保険契約が終了した場合 既に払い込まれた保険料は返還しませ 3 保険契約が失効となる場合 既に払い込まれた保険料は返還しませ 保険契約が失効となる場合 既に払い込まれた保険料 × (1) ーー										_
(1) 保険契約が無(1) 保険契約が(1) 保険契約が(1) 保険契約が(1) 保険契約が(1) 保険契約が(1) 保険契約が(1) 保険契約が(1) 保険契約が(2) (1) 保険契約が(2)	該当する規定 第29条(告知義務違反に よる保険契約の解除)(1) る保険契約の解除)(1) 等41条(重大事由による 解除) 存41条(保険契約の解除) 方保・は請求)(3) 第43条(保険契約の定憲ま たは請求)(3) 第58条(保険契約の取消 当会社が保険 第38条(保険契約の取消 当会社が保険 第38条(保険契約の取消 当会社が保険 第38条(保険金支払後の 保険契約が無 第37条(保険金支払後の 保険契約が 第51条(保険金支払後の 保険契約が終	返還または請求する額	次の算式により算出した額を返還します。				既に払い込まれた保険料は返還しません。		次の算式により算出した額を返還します。		
に () () () () () () () () () (該当する規定 第29条(告知義務違反に よる保険契約の解除)(1) 多保険契約の解除)(1) 第41条(重大事由による 解除) 第41条(保険契約の運業ま たは請求)(3) 第40条(保険契約の無効)(1) 第38条(保険契約の無効)(1) 第38条(保険契約の無効)(1) 第38条(保険契約の無効)(1) 第38条(保険契約の無効)(1) 第37条(保険契約の失効)	返還または請求する場合		当会社が保険契約を階除した場合	呆険契約者が保険契約を解除 (注74) した場合	呆険契約が <u>無効</u> の場合	当会社が保険契約を取り消した場合	呆険契約が終了した場合		呆険契約が <u>失効</u> となる場合	
		該当する規定	第29条(告知義務違反に よる保険契約の解除)(1) 第32条(通知義務に関す る保险契約の解除)(1)	第41条(重大事由による 解除) 第43条(保険料の返還ま たは請求)(3)	第40条(保険契約者による保険契約の解除)	第36条(保険契約の無効)(1)	第38条(保険契約の取消 し)(1)	第51条(保険金支払後の 保険契約)(1)		第37条 (保険契約の失効)	

(2) (1)①または④の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事放による損害については、第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式により算出した額(注75)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、第28条(告知義務)(3)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

損害の額 × <u>再調達価額</u> × 保険証券記載の 外定付保割合 × 80%

= 第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (3) (1)②、⑤または⑥の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき (注76) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っ ていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、<u>危険増加</u>が生じた場合における、その<u>危険増加</u>が 生じた時より前に発生した<u>事故</u>による損害または費用については 適用しません。
- (6) (1)⑦の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、(2)の算式により算出した額(注記)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、第31条(通知義務)(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (7) (1)⑧の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、第31条(通知義務)(4)の規定にかかわらず、保険金額の増額または新たな保険の対象の追加がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (8) (1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事放による損害または費用については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(注71) 保険料を変更する必要があるとき

保険金額を増額または減額する場合を含みます。

(注72) 未経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。なお、本条(1)⑤の場合には、 危険増加が生じた時 $^{(\pm 77)}$ から起算します。

(注73) 既経過月数

1か月に満たない期間は1か月とします。なお、本条(1)⑥の場合には、危険の減少が生じた時(注78)から起算します。

(注74) 解除

次の①または②の場合を含みます。

①おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合

②別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約 のみを解除する場合

(注75) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注76) その支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注77) 危険増加が生じた時

保険契約者または<u>被保険者</u>の申出に基づく、<u>危険増加</u>が生じた時をいいます。

(注78) 危険の減少が生じた時

保険契約者または<u>被保険者</u>の申出に基づく、<u>危険</u>の減少が生じた時をいいます。

第44条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または<u>被保険者</u>は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等 (注79) の有無および内容 (注80) を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、次の①から③までのことを行うことができます。
 - ① その保険の対象または敷地内を調査すること。
 - ② 敷地内の被保険者の所有物の全部または一部を調査すること。
 - ③ <u>敷地内の被保険者</u>の所有物の全部または一部を一時他に移転 すること。
- (3) 保険契約者または<u>被保険者</u>が、正当な理由がなく(1)の規定に違 反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。

(注79) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次の①から③までのいずれかに規定する損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条(修理付帯費用保険金)の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。

- ① 第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)
- ② 第2章家財補償条項第10条 (保険金を支払う場合)
- ③ 第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金)から第23条(特別費用保険金)まで
- (注80) 他の保険契約等 (注79) の有無および内容

既に他の保険契約等^(注79) から<u>保険金</u>または共済金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。

第45条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または<u>被保険者</u>は、事<u>故</u>が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または<u>被保険者</u>が、第1章建物 補償条項第2条(保険金を支払う場合)または第2章家財補償条 項第10条(保険金を支払う場合)(1)の損害の発生および拡大の防 止のために必要または有益な費用を支出し、かつ、第1章建物補 償条項第3条(保険金を支払わない場合)および第2章家財補償 条項第11条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しな いときならびに第27条(保険責任の始期および終期)(3)または第 43条(保険料の返還または請求)(4)の規定が適用されないときは、 当会社は、次の①から③までに掲げる費用に限り、これを負担し ます。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物 (注81) の修理費用 または再取得費用
 - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 (i $\pm 82)$
- (3) 保険契約者または<u>被保険者</u>が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式により算出した額を損害の額とみなします。

第1章建物補償条項第2条(保 険金を支払う場合)(1)または第 2章家財補償条項第10条(保険 金を支払う場合)(1)の事故による 損害の額

損害の発生および拡大を 防止することができたと 認められる額

= 指害の額

- 第1章建物補償条項第6条(他の保険契約等がある場合の保険 金の支払額)(1)、第7条(包括して契約した場合の保険金の支払 額)、第2章家財補償条項第14条(他の保険契約等がある場合の保 険金の支払額)(1)および第15条(包括して契約した場合の保険金 の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれ を準用します。この場合において、第1章建物補償条項第6条(1) および第2章家財補償条項第14条(1)の規定中「支払限度額」とあ るのは「第4章基本条項第45条(損害防止義務および損害防止費 用)(2)によって当会社が負担する費用の額|と読み替えるものと します。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と保険金の 合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。
 - (注81) 消火活動に使用したことにより損傷した物 消火活動に従事した者の着用物を含みます。
 - (注82) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するもの を除きます。

第46条 (残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物につ いて被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取 得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前に その保険の対象が回収された場合は、盗難回収費用(注83)を除き、 盗取の損害は生じなかったものとみなします。ただし、保険の対 象に損傷または汚損の損害が生じている場合は、第2章家財補償 条項第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払います。
- 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第2章家財補償条項 第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払ったときは、 当会社は、支払った損害保険金の額の再調達価額に対する割合 (注84) によって、その盗取された保険の対象について被保険者が 有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、<u>被保険者</u>は、支払を受けた損害保険金 に相当する額 ^(注85) を当会社に支払って、その保険の対象の所有 権その他の物権を取得することができます。

(注83) 盗難回収費用

保険の対象を回収するために支出した費用をいいます。

(注84) 損害保険金の再調達価額に対する割合

保険の対象が貴金属等、通貨等、預貯金証書または<u>乗車券等</u>の場合は、 損害保険金の時価額に対する割合とします。

(注85) 損害保険金に相当する額

第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金に相当 する額から盗難回収費用(注83)を差し引いた残額とします。

第47条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、事故による損害が発生した時 または被保険者が費用を負担した時から発生し、これを行使する ことが<u>できるも</u>のとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤まで に定める書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に 提出しなければなりません。
 - 保険金の請求書 (1)
 - (2) 保険証券
 - 損害見積書

- ④ 保険の対象の<u>盗難</u>による損害の場合は、所轄警察署の証明書 またはこれに代わるべき書類
- ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保 <u>険金の支払</u>を受けるべき<u>被保険者</u>の代理人がいないときは、次の ①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもっ てその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、<u>被保</u> <u>険者</u>の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注86)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金 を請求できない事情がある場合には、<u>被保険者</u>と同居または生 計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注86)または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、 当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた としても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、<u>事故</u>の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて<u>保険金</u>を支払 います。
 - ① 保険契約者または<u>被保険者</u>が、正当な理由がなく(5)の規定に 違反した場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注86) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

第48条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保<u>険金の</u>支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事 <u>故の原因、事故</u>発生の状況、損害発生の有無および<u>被保険者</u>に 該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、 保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める 事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 (達87)または費用の額および事故と損害または事故と費用との 関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険 契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該 当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等 (註88) の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、 請求完了且からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数(注89)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合に

おいて、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

	特別な照会または調査	延長後の日数
1	(1)①から④までの事項を確認するための、警察、	
	検察、消防その他の公の機関による捜査または	180日
	調査の結果の照会 (注90)	
2	(1)①から④までの事項を確認するための、専門	90∃
	機関による鑑定等の結果の照会	90 🗆
3	災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用さ	
	れた災害の被災地域における(1)①から⑤までの	60日
	事項の確認のための調査	
4	(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内におい	
	て行うための代替的な手段がない場合の日本国	180日
	外における調査	

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者また は被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じ なかった場合 (注91) には、これにより確認が遅延した期間につい ては、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)の規定にかかわらず、当会社は、第3章費用補償条項に規定する次の①または②の費用保険金が支払われる場合において、被保険者の要求があるときは、その費用保険金を内払することがあります。
 - ① 第16条 (臨時費用保険金) の臨時費用保険金
 - ② 第20条 (修理付帯費用保険金) の修理付帯費用保険金
- (5) (1)、(2)または(4)の規定による保険金の支払は、当会社があらか じめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨を もって行うものとします。

(注87) 損害の額

保険価額を含みます。

(注88) 他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された次の①から③までのいずれかに規定する損害または費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条(修理付帯費用保険金)の費用については利益保険契約、営業継続費用保険契約その他これらに類する保険契約および共済契約を除きます。

- 第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)
- ② 第2章家財補償条項第10条 (保険金を支払う場合)
- ③ 第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金)から第23条(特別 費用保険金)まで

(注89) 下表に定める延長後の日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の目数とします。

(注90) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照 会 金部上は、(昭和74年注律第705号) によべて照今その他注合によべて照

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照 会を含みます。

(注91) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第49条 (時効)

保険金請求権は、第47条 (保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第50条(代位)

(1) 損害が生じたことにより<u>被保険者</u>が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して<u>保険金</u>を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

	区分	移転する債権の限度額
1	当会社が損	次のいずれか低い額
	害の額の全	ア. 左記の支払った保険金の額
	額を保険金	イ. 被保険者が取得した債権の全額
	とし <u>て支払</u>	
	った場合	
2	当会社が損	次のいずれか低い額
	害の額の一	ア. 左記の支払った保険金の額
	部を保険金	イ. 次の算式により算出された額
	として支払	
	った場合	被保険者が取得 _ 損害の額のうち <u>保険金</u>
		した債権の額 が支払われていない額
		<u> </u>

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および<u>被保険者</u>は、当会社が取得する(1)または(2)の 債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証 拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合にお いて、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とし ます。

第51条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)の損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注92)に相当する額となった場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) おのおの別に<u>保険金額</u>を定めた保険の対象が2以上ある場合に は、それぞれについて、(1)および(2)ならびに第43条(保険料の返 還または請求)(1)⁽³⁾の規定を適用します。

(注92) 保険金額

保険金額が保険の対象の<u>再調達価額</u>を超える場合は、保険の対象の<u>再調</u>達価額とします。

第52条(保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合 (注93) に、保険契約申込書 (注94) に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告知しなければなりません。この場合の告知については、第29条(告知義務違反による保険契約の解除を行わない場合)の規定を適用します。
- (2) 第27条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

(注93) 保険契約を継続しようとする場合

新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を 除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させ ることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社 は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証と をもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

(注94) 保険契約申込書

付属する明細書等の書類がある場合にはこれらの書類を含みます。

第53条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第35条(保険の対象の譲渡)の

規定によるものとします。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第54条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または<u>被保険者</u>が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または<u>被保険者</u>が2名以上である場合には、各保険 契約者または<u>被保険者</u>は連帯してこの保険契約に適用される普通 保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第55条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判 所に提起するものとします。

第56条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 建物補償条項の保険金の支払額

事故の詳細等	
他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	損害の額 (注2) を限度とします。
お支払いする保険金	損害の額 (注2) を損害保険金 として支払います。 ただし、保 <u>険金額</u> を限度とし ます。
事故の種類	 ① 水災 ③ 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊※1 飛来、筋突または倒壊※1 漏水、放水または溢水による水濡れ※2 7. 給排水設備に生じた事故 イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で 生した事故 ④ 鼓援およびこれに類似の集団行動または労 備予義に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦ 益難 ⑦ 盗難
普通保險約款	第1章建物補 (備条項第2条 (保験金を支払。 う場合)(1)

別表1 建物補償条項の保険金の支払額

事故の詳細等	※3 以下の事故を除きます。 ・⑨ 風災、鷺災または <u>雪災</u> ・⑩ <u>水災</u>	I	
他の保険契約等(注1)がある場合の主力の正統	×44kkで領 1回の事故につき、損害の額 (注2) から 免責金額 (注3) (注4) を差し引いた額を限度 とします。	損害の額 (迚2) を限度とします。	
お支払いする保険金	8 額 金し	損害の額 (注2) を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。	
事故の種類		(明) <u>風災、電災</u> または雪災 方だし、損害の額(短)か20万 として支払います。ただし、保 円以上となった場合に限ります。 (険金額を限度とします。	 が災 歩災によって保険の対象が損 書を受け、その損害の状況が次 のアまたはイのがでれかに該当 する場合にその損害に対して損 害保険金を支払います。
普通保険約款	第 1 章建物補 價条項第 2 条 (保險金含支払 う場合) (1)	第 1 章建物補 (償条項第 2 条 (2)	第1章建物補 (賃条項第2条 (3)

|別表1|| 建物補償条項の保険金の支払額

- X4.07	があった。大学に対して大学に大学で、大学は			
普通保険約款	影事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
第 1 章建物補、 價条項第 2 条 (3)① 第 1 章建物補 資条項第 2 条	7. 保険の対象に再調達価額の30% 以上の損害が生じた場合 イ. 上記アに該当しない場合で、保険の 対象が床上浸水または地盤面(建) より45cmを超える浸水を被った結	損害の額 (注2) を損害保険金として支払います。 ただし、保険金額を限度とします。	損害の額 (注2) を限度とします。	
(3)(6)	果、保険の対象に損害が生じたとき。			
(注1)他の保険契約等	1 .			
の以後	契約にお または共	在する <u>被保険者</u> 所有の <u>建物</u> について締結	ナる保険の対象と同一の <u>敷地内に所在する被保険者所有の建物について</u> 締結された第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して <u>保険金</u> を支払うべき他の 斉契約をいいます。	の損害に対して <u>保険金</u> を支払うべき他の
(注2) 損害の額	: の額			
保險	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。	います。		
(注3)免責	. 全額			
保險	(証券記載の免責金額をいいます。			
(注4)免責	金額			
 (金	/保険契約等 (注1) において、免責金額 (注3) を下匝	ユ)において、免責金額 (セヨシ を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。	[のうち最も低い額を免責金額とします。	
() () () () () () () () () () () () () ((国			
上 出	地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。	いいます。		

別表2] 家財補償条項の保険金の支払額

	事故の詳細等	
	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	損害の額 (注2) を限度とします。
	お支払いする <u>保険金</u>	損害の額 (建2) を損害保険金 として支払います。 ただし、保険金額を限度とし ます。
	事故の種類	 ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ③ 破裂または爆発 (保険金を支払) (保険金を支払) (保険金を支払) (保険金を支払) (保険金を支払) (保険金を支払) (保険金と支払) (保険金を支払) (保険金を支払) (保険金と支払) (保険金と支払) (保険金と支払) (保険金と大は一般なまたは経済による水準がますたは登水による水準がますたは登水による水準がますたは登水による水準がますたは一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次では一次で
- 1	普通保険約款	第2章家財權 (保險金之支払 (保險金之支払 う場合)(1)

別表2 家財補償条項の保険金の支払額

,				
普通保険約款	事故の種類	お支払いする <u>保険金</u>	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
第 2 章 家財補 償条項第10条 (保険金を支払 う場合) [1]	⑧ 盗難	 (1) 損害の額(⁽¹²⁾) を損害保険金として支払います。ただし、 保険金額を限度とします。 (2) 盗取された保険の対象を回収することができた場合は、 そのために支出した費用は、 そのために支出した費用は、 での損害の額に含まれるものとします。ただし、その 再調塗価額を限度とします。 	損害の額 (建2) を限度とします。	ı
第 2 章家財補 價条項第10条 (1)	上記①から⑧まで以外の偶然な事故*3	1回の事故につき、損害の額 から免責金額 (#3) を差し引い た額を損害保険金として支払い ます。ただし、支払限度額 (#4) を限度とします。	1回の事故につき、損害の額 1 回の事故につき、損害の額 $(注3)$ から から から から から から を発し引い 2 の なき の たっと ない ます。 ただし、 大和限度額 $(注4)$ を限度とします。 を限度とします。 を限度とします。	 ※3 以下の事故を除きます。 ・⑩ 水災 ・⑪ 生活用の通貨等、生活用の預貯金証書または生活用の乗車券等の盗難
第2章家財補 償条項第10条 ⑩ (2)	① 水災			

別表2 家財補償条項の保険金の支払額

賃条項第10条 金証書または生活用の乗車券等

家財補償条項の <u>保険金</u> の支払額	
別表2	

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
第2章家財補 償条項第10条 7. (3)①	ア. 生活用の通貨等の盗難	1回の事故につき、1 <u>敷地内</u> ごと に50万円を限度とし、その損害の額 を損害保険金として支払います。	1回の事故につき、1敷地内ごとに 50万円 (注8) または損害の額のいずれか低 い額を限度とします。	ı
第2章家財補 貸条項第10条 (3)②	イ.生活用の預貯金証書の盗難	1回の事故につき、1敷地内ごと に200万円または家財の保険金額のい ずれか低い額を限度とし、その損害 の額を損害保険金として支払います。	1回の事故につき、1敷地内ごと に200万円または家財の保険金額のい 200万円 (空) または損害の額のいずれか低すれか低い額を限度とし、その損害 い額を限度とします。 い額を損害保険金として支払います。	I
第2章家財補 償条項第10条 ウ. 生活 (3)③	ウ. 生活用の乗車券等の盗難	1回の事故につき、1 <u>敷</u> 地内ごと に5万円を限度とし、その損害の額 を損害保険金として支払います。	1回の事故につき、1敷地内ごとに 5万円 (注10) または損害の額のいずれか低 い額を限度とします。	Ţ
第 2 章家財補 價条項第10条 (4)	持ち出し家財に生じた事故	 ○ 持ち出し家財の損害の額 (12) を損害保険 金として支払います。ただし、1 回の事 私につうまはの知事さは保険の対象である家財の保険金額の20%に相当な額のいずれか低い額を限度とします。 ○ 益離によって損害が生じます。 ○ 立職によって損害が生じた場合において、 必要されと持ち出し家財を回収すること ができたと言は、そのために支出した必 要な費用は「の損害の額に含まれるもの とします。ただし、その持ち出した必 再調達価額を限度とします。 	1回の事故につき、100万円 (注11) または 損害の額 (注2) のいずれか低い額を限度と します。	I

他の保険契約等

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された第2章家財補債条項第10条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の 保険契約または共済契約をいいます。 (世世)

保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。 (世2)

免責金額 () () () ()

保険証券記載の免責金額をいいます。 支払限度額 (世4) 保険証券記載の支払限度額をいいます。

(9世)

地の保険契約等(注1)において、免責金額(注2)を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。 (9世)

他の保険契約等(注1)において、支払限度額(注4)を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額を支払限度額とします。 (2世)

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

也の保険契約等 (注1) において、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (8世)

也の保険契約等 (注1) において、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (6世)

也の保険契約等 (注1) において、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (01世)

(11世)

#通保険約款 費用保険金の種類 お支払いする費用保険金として、支払います。				
指書保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1 <u>敷地内</u> ごとに次の①または②に規定する 値を限度とします。 ① 保険の対象または保険の対象を収容する <u>建物</u> が住居のみに 100万円 ② 保険の対象または保険の対象を収容する <u>建物</u> が住居のみに 100万円 ② 保険の対象または保険の対象を収容する <u>建物</u> が上記①以外 の建物である場合 500万円 表在物取片づけ費用(独)の額を残存物取片づけ費用保険金として、 株験金 大仏見舞費用保険金 たがこ、すったに、支払います。ただし、1回の事故 た額を失火見難費用保験金として、支払います。ただし、1回の事故 た額を失火見難費用構像を項が18条①の支払額である50万円を乗じて得 た額を失火見難費用構像を項が18条①の支払額である50万円を乗じて得 た額を失火見難費用構像を項が18条①の支払額である50万円を乗じて得 た額を戻します。 表表と水見難費用構像を項が18年でも2額を限度とします。 表表との事故が生じた <u>敷地内に所在す</u> る保険の対象の保険金額(注5)(25) の25%に相当する額を限度とします。	禄	費用保険金の種類	お支払いする費用保険金	他の保険契約等(注1)がある場合の支払限度額
 □ 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合 □ 保険の対象または保険の対象を収容する建物が上記①以外の建物である場合 ○ 保険の対象または保険の対象を収容する建物が上記①以外の建物である場合 500万円 残存物取片づけ費用(注4)の額を残存物取片づけ費用保険金として、保険金 ・ 交払います。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。と類に対るを表の方円を乗じて得を数でます。ただし、1回の事故とが確定をとして、当該を表現を表現を表現である50万円を乗じて得た額を失火見舞費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故との事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(注5)(注5)の20%に相当する額を限度とします。 			損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1 <u>敷地内</u> ごとに次の①または②に規定する 額を限度とします。	ı
 ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が上記①以外の建物である場合 500万円 残存物取片づけ費用 残存物取片づけ費用保険金として、支払います。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。	經體 (2	TTP*	① 保険の対象または保険の対象を収容する <u>建物</u> が住居のみに 使用される <u>建物</u> である場合 100万円	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 (柱2) を限度とします。
残存物取片づけ費用 残存物取片づけ費用 (注4) の額を残存物取片づけ費用保険金として、 安協金 まないます。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。 <u>被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額である50万円を乗じて得た額を失火息業費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故</u> 失火見舞費用保険金 につき、第4章費用補償条項第18条①の事故が生じた <u>敷地内に所在す</u> る保険の対象の <u>保険金額</u> (注5(注5)の20%に相当する額を限度とします。			保険の対象または保険の対象を収容する <u>建物</u> が上記(の建物である場合 500万円	1回の事故につき、1 <u>敷地内</u> ごとに500万円(注3)を限度とします。
被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額である50万円を乗じて得 た額を失火見解費用保険金として、支払います。ただし、1回の事 <u>協</u> 失火見舞費用保険金 につき、第4章費用補償条項第18条①の事故が生じた敷地内に所 <u>存す</u> る保険の対象の <u>保険金額</u> (註5)(註5)(記)の20%に相当する額を限度とします。	# (基) (基)	残存物取片づけ費用 保険金	残存物取片づけ費用(注4)の額を残存物取片づけ費用保險金として、支払います。ただし、損害保険金の10%に相当する額を限度とします。	残存物取片づけ費用 (注4) の額を限度とします。
	續以()	失火見舞費用保険金	<u>校災</u> 世帯の数に1 <u>核災</u> 世帯あたりの支払額である50万円を乗じて得 た額を失火見舞響用保険金として、支払います。ただし、1 回の事故 にっき、第4章費用補償条項第18条①の事故が4とじた敷地内に所在す る保険の対象の <u>保険金額</u> (註3(社3)(23)の8に相当する額を限度とします。	1回の事故につき、50万円 ^(注7) に <u>被災世帯</u> の数を乗じて得た 額を限度とします。

費用補償条項の<u>保険金</u>の支払額

別表3

文 <u>費用保険金</u> の種類 お支払いする <u>費用保険金</u> 他の保険契約等 ^(注1) がある場合の支払限度額	 ① それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、 大たじ、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度として、支払います。 にたい、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。。 ② 上記○に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または 共済契約のおりのの保険の対象についての支払責任額の合計 (2) 上記○に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または 共済契約のおりのの保険の対象についての支払責任額の合計 の再調達価額にうる。保険の対象ごとに、その保険の対象の再調達価額による達成は、これらを一括して、1回の事故とみなします。 本お、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴水またはこれら 位による達成は、これらを一括して、1回の事故とみなします。 (3) 注記の事故につき、1敷地内ごとに300万円を超えるときは、1 の再調達価額にある。保険の対象でとに、その保険の対象の再調達価額による達成は、これらを一括して、1回の事故とみなします。 (4) 注述の事故につき、保険の対象でとに、その保険の対象の再調達価額にある乗じて得た額を限度とします。 	修理付帯費用 $($ 注 $)$ の額を修理付帯費用保険金として、支払います。 ただし、1 回の事故につき、1 <u>敷地内</u> ごとに、次の①または②に規定 する額を限度とします。	賞 修理付帯費用保険金 である場合 である場合 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(注11)または修理 付帯費用(注10)の額のいずれか低い額を限度とします。		水道管修理費用保険金 ます。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度として、支払い 1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円 (注4) または水道 本立。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とし 管修理費用 (注13) の額のいずれか低い額を限度とします。
	地震沙		修理付帯費用保		水道律
普通保険約款	第 3 章費用補償 条項第19条(地震 火災費用保險金)		第3章費用補償 条項第20条(修 理付帯費用保險 金)	ì	第3章費用補償 条項第21条(水 道管修理費用保

費用補償条項の保険金の支払
別表3

2			
一普通保険約款	款 費用保険金の種類	お支払いする費用保険金	他の保険契約等(注)がある場合の支払限度額
第3章費用補償 条項第22条(ドア ロック交換費用 保険金)	償 :アロック交換費用 保険金		1回の事故につき、ドアロック交換費用(注15)の額または 200万円(注15)のいずれか低い額を限度とします。
第3章費用補償 条項第23条(特 別費用保險金)	(特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特) (特)	損害保険金の 10% に相当する額を特別費用保険金として、支払います。 $1回の事故$ につき、 1 <u>敷地内</u> ごとに $200万$ 円 $(注II)$ を限度としまっただし、 1 回の事故につき、 1 <u>敷地内</u> ごとに 200 万円を限度としまます。	1 回の $事故$ につき、 1 敷地内ごとに $200万$ 円 $^{(独)}$ を限度とします。
(注1) 他の保験 での復年 での復年 (注2) 100万円 (注3) 100万円 (注3) 100万円 (注4) 残存物即 (注5) 保険金額 (注5) 保険金額 (注5) 保険金額 (注5) 保険金額 (注7) 保険金額 (注7) 保険金額 (注7) 保険金額 (注7) 保険金額	他の保険契約等 この保険契約における保険の対象と同一の態での費用に対して保険金を支払うべき他の関 する保険契約および共済契約を除きます。 100万円 他の保険契約等(注1)において、限度額が50 他の保険政約等(注1)において、限度額が50 地の保険報告が2名以上あるときは、それぞれの 保険金額 保険金額 保険金額 保険金額 保険金額 しの保険の対象の再調達価額を超える もしの保険の対象の再調達価額を超える 他の保険を動	他の保険契約等 この保険契約等 その提用における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または家財について締結された第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金)から第23条(特別費用保険金)ま する保険契約における保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。ただし、第20条(修理付帯費用保険金)の費用については利益保険契約、営業総裁費用保険契約その他これらに 報うる保険契約等(注1)において、限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 600万円 第73章費用補償条項第17条(残存物取片づけ費用 探験金額 保険金額の保険の対象の再調達価額を超えるときは、保険の対象の再調達価額とします。 保険金額が保険の対象の再調達価額を超えるときは、保険の対象の再調達価額とします。 他の保険契約等(注1)において、1世帯あたりの限度額が500万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高います。	・章費用補償各項第16条 (臨時費用保険金)から第23条 (特別費用保険金)ま を念)の費用については利益保険契約、営業維続費用保険契約その他これらに します。 互ます。 5最も高い額とします。

地の保険契約等(注1)において、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

地の保険契約等 (注1) において、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

- (6世)
- 修理付帯費用 (01世)
- 第3章費用補償条項第20条(修理付帯費用保険金)に規定する同条①から⑤までの費用のうち保険の対象の復旧にあたり必要かつ有益な費用をいいます。
- **地の保険契約等(注1)において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。** (平12) 1,000万円
- 他の保險契約等(注1)において、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- 第3章費用補償条項第21条(水道管修理費用保険金)に規定する凍結によって損壊した専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 水道管修理費用 (世代)
 - (サ14)
- 他の保険契約等 (注1) において、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 ドアロック交換費用 (91世)

第3章費用補償条項第22条(ドアロック交換費用保險金)に規定するドアロックの交換に必要な費用をいい、ドアロック1個ごとに3万円を限度とし、複数のドアロックの交換を要した場合に

也の保險契約等(注1)において、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

は、その合計額をいいます。

90

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(註)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の <u>損害</u> の額が、その生活用動 産の <u>保険価額</u> の10%以上30%未満である <u>損</u> 害をいいます。
危険	<u>損害</u> の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づ く地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波 をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73 号)をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活 に必要な動産をいいます。ただし、 <u>建物</u> に収 容されている物に限ります。

用語	定義
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なまた建物の主要構造部の損害の額には、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動 産の保険価額の80%以上である損害をいい ます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止 または緊急避難に必要な処置によって保険の 対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律 第73号)をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主 要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一
	の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

用語	定義
半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(程)の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の述水面積損害対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害が出て、2条(保険金を支払う場合)(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注)門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。
保険価額	<u>損害</u> が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、<u>地震等</u>を直接または間接の原因とする火災、損壊、 埋没または流失によって、保険の対象について生じた<u>損害</u>が全損、 半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を 支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した<u>危険</u>が生じたため、<u>建物</u>全体が居住不能 (注)に至った場合は、これを<u>地震等</u>を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた<u>建物</u>の全損とみなして保険金を支払います。
 - (注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水 (± 1) または地盤面 (± 2) より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合 (± 3) には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
 - (注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
 - (注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
 - (注3) その<u>建物</u>に生じた(1)の<u>損害が全損、半損</u>または<u>一部損</u>に 該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物でない場合】

(4) (1)から(3)までの<u>損害</u>の認定は、保険の対象が<u>建物</u>である場合には、その<u>建物</u>ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する<u>建物</u>ごとに行います。また、門、 塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が<u>生活用動産</u>である場合には、(1)から(3)までの 損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容 する専有部分ごとに行います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由 によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者 (注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき 場合においては、その者 (注2) またはその者の法定代理人の故 意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け 取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - (5) 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または 一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重 大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注4) 使用済燃料を含みます。
 - (注5)原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、<u>地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</u>

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 でない場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯 されている保険契約の保険の対象のうち、<u>建物</u>または<u>生活用</u> 動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、 エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する 物のうち建物に付加したもの
- (4) (1)および(3)の<u>生活用動産</u>には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手

- その他これらに類する物
- ② 自動車 (注)
- ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑤ 商品、営業用行器・備品その他これらに類する物
 - (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125 cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 である場合】

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯 されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは 共用部分(注)または生活用動産に限られます。
 - (注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
 - ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、 エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加した もの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する 物のうち専有部分に付加したもの
 - 4) (1)および(3)の<u>生活用動産</u>には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手 その他これらに類する物
 - ② 自動車 (注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その 他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるも の
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用件器・備品その他これらに類する物
 - (注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125 cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 でない場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として 次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である<u>建物</u>または生活用動産が全損となった 場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、 保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。 ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の 建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額が それぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額を この保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
 - ① 同一<u>敷地内</u>に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一<u>敷地内</u>に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属す る生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険 法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外 のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約 の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または 保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の 算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額と みなし、(1)の規定を適用します。
 - ① 建物

5,000 万円または保険価額のい \times この保険契約の<u>建物</u>についての保険金額でれか低い額 この保険契約の<u>建物</u>についての保険金額の合計額

② 生活用動産

1,000 万円また は保険価額のい × ずれか低い額 この保険契約の生活用動産 についての保険金額 それぞれの保険契約の生活用動産 についての保険金額の合計額

- (4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
 - ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約 の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引い た残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合 (注) は、この保険 契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引 いた残額

ア. 建物

この保険契約の建物についての

(2)①に規定 する限度額 ×

保険金額

限度額 [×] それぞれの保険契約の<u>建物</u>についての 保険金額の合計額

イ. 生活用動産

- (注)(2)①または②の<u>建物</u>または<u>生活用動産</u>について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または ②に規定する限度額を超える場合に限ります。
- (6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物 の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 である場合】

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として 次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活 <u>用動産が全損</u>となった場合は、その保険の対象の保険金額 に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活 用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額 の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する 額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活 用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金 額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当す る額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(詳)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
 - (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の 専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または 生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超え る場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1) の規定を適用します。
 - ① 同一<u>敷地内</u>に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属す る専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属す る生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもっての保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。
 - ① 専有部分
 - 5,000万円または <u>保険価額</u>のいずれ か低い額 この保険契約の専有部分の保険金額 それぞれの保険契約の専有部分および 共用部分についての保険金額の合計額
 - ② 共用部分
 - 5,000万円または 保険価額のいずれ か低い額 この保険契約の共用部分の保険金額 それぞれの保険契約の専有部分および 共用部分についての保険金額の合計額
 - ③ 生活用動産

この保険契約の生活用動産 1,000万円または 保険価額のいずれ か低い額 このいての保険金額 それぞれの保険契約の生活用動産 についての保険金額の合計額

- (5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。
- (6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
 - ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約 の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引い た残額
 - ② (4)の規定により保険金を支払った場合 (注) は、この保険 契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
 - ア. 専有部分および共用部分

この保険契約の専有部分および共用部分

(3)①に規定 × についての保険金額

する限度額 ~それぞれの保険契約の専有部分および 共用部分についての保険金額の合計額

イ. 生活用動産

この保険契約の生活用動産

する限度額 [×] それぞれの保険契約の生活用動産に ついての保険金額の合計額

- (注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活 用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の 合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えると きに限ります。
- (7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条(包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条(保険金支払についての特則)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払 うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法お よびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金 の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額 を支払います。
- (2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条(2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた 2 以上の<u>地震等</u>は、これらを一括して 1 回の<u>地震等</u>とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の<u>地震等</u>として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条(保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、

末日の午後4時に終わります。

- (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はそ の時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による<u>損害</u>に対しては、保険金を支払いません。

第10条(告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、<u>告</u> <u>知事項</u>について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた 場合または過失によってこれを知らなかった場合 (注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>の発生前に、<u>告知事項</u>につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実 を告げることを妨げた場合または事実を告げないことも しくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含 みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条 (保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>に ついては適用しません。

第11条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する<u>建物</u> の構造または用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、<u>告知事項</u>の内容に変更を生じさせる 事実 ^(注) が発生したこと。
 - (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または 用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、<u>告知事項</u>の内容に変更を生じさせる 事実 ^(注) が発生したこと。
 - (注) <u>告知事項</u>のうち、保険契約締結の際に当会社が交付 する書面等においてこの条の適用がある事項として 定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって<u>危険増加</u>が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または<u>危険増加</u>が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る<u>危険増加</u>が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その<u>危</u>険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、 共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの 区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供さ れなくなった場合をいいます。
- (7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき<u>損害</u>に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていた

ときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条 (保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、 保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を 当会社に通知しなければなりません。
- 当会社に通知しなければなりません。
 (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条 (保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保 険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効と します。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(章)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。
 - (注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条 (保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事 実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が 保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書 面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合に

は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの 減額を請求することができます。

第18条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この 保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上 に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、 質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ 行使できません。

第19条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険 契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除す ることができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、 詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、<u>危険増加</u>または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の 支払を怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたに もかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に 限ります。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、 (3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保 険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払って いたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が 生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故 による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、

当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要が あるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差 に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求 します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の 請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、 追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約 条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に 適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- 第22条(保険料の返還一無効、失効等の場合) (1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効とな る場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部また は一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金 額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し 日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の 規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契 約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了 する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算し た保険料を返還します。

第23条(保険料の返還一取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約 を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還一保険金額の調整の場合)

- (1) 第17条 (保険金額の調整) (1)の規定により、保険契約者が保険 契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、 取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条 (保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険 金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に 対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、 その残額を返還します。

第25条 (保険料の返還一解除の場合)

- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第 19条 (重大事由による解除) (1)または第21条 (保険料の返還また は請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社 が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日 割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保 険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から 既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料 を差し引いて、その残額を返還します。

第26条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じ たことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無 および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
 - (注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、 その事実を含みます。
- 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険 の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査すること またはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一 部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違 反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額 を差し引いて保険金を支払います。

第27条 (損害防止義務)

保険契約者または被保険者は、<u>地震等</u>が発生したことを知った 場合は、自らの負担で、<u>損害</u>の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合) の事故による<u>損害</u>が発生した時から発生し、これを行使すること ができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うため に欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際 に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保 険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に 掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会 社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人と して保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
 - (注) 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、 当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた としても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または<u>損害</u>の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、 当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保 険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、<u>損害</u>発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、 保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める 事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、<u>損害</u>の額 (注2) および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険 契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了 (注3) の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および 既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保

険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した 日をいいます。
- (注2) 保険価額を含みます。
- (注3) 第33条 (付帯される保険契約との関係) (2)において定め る終了に限ります。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防 その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑 定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査365日
 - (5) (1)①から(5)までの事項の確認を日本国内において行うための 代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 - (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 - (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者また は被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じ なかった場合 (注) には、これにより確認が遅延した期間について は、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により 保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、 支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
 - (注) 概算払の場合を含みます。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) <u>損害</u>が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその<u>損害</u>に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が<u>損害</u>の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
 - 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き 有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済される ものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の 債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証 拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合にお いて、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とし

ます。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 当会社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった<u>損害</u>が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物 でない場合】

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合において も、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。 ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場 合には、保険金額から同条(5)(1)または②の残額を差し引いた 金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時 以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する<u>建物</u>が区分所有建物 である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合において も、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。 ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場 合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた 金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時 以後の未経過期間に対する保険金額とします。
- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合に は、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条(付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条(保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合 (注) に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。
 - (注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。
- (2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもっ

てその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判 所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。
既経過期間 割合(%)
7日まで10
15日まで15
1 か月まで 25
2 か月まで35
3 か月まで45
4 か月まで55
5 か月まで65
6 か月まで70
7 か月まで75
8 か月まで80
9 か月まで85
10か月まで90
11か月まで95
1年まで100

すまいの総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がすまいの総合保険の 場合には、この特則が適用されます。

第1条(普通保険約款の読替え)

当会社は、この特則により、地震保険普通保険約款の次の①から

- ⑤までに掲げる規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。
 - 第3章第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義 務等の場合)(2)
 - 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、 保険料を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加ま たは危険の減少が生じた時以降の期間(注1)に対し次の①また は②の算式をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

変更前の保険料と × 未経過月数 (注2) 保険期間月数 の差額

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

変更後の保険料と 既経過月数(注2) 変更前の保険料と の差額

- (注1) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増 加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいま す。
- (注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- 第3章第21条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義 務等の場合)(6)
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面 をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請 求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を 変更する必要があるときは、当会社は、次の①または②の算 式をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

変更後の保険料と 未経過月数 (注) 変更前の保険料と × の差額

保険期間月数

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

変更後の保険料と 既経過月数 (注) 変更前の保険料と 保険期間月数 の差額

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- 第3章第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)およ (3) び(4)
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、次の算式をも って計算した保険料を返還します。

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約 款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、こ の保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規 定により終了する場合には、当会社は、次の算式をもって計 算した保険料を返還します。

保険料
$$\times$$
 $\left[1-\frac{$ 既経過月数 $^{(注)}}{$ 保険期間月数 $\right]$

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- ④ 第3章第24条(保険料の返還-保険金額調整の場合)(2)
- (2) 第17条 (保険金額の調整) (2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

保険料のうち減額 する保険金額に相
$$imes$$
 $\left(\begin{array}{c} 1-\frac{{\mathbb m} {\mathbb m} {$

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (5) 第3章第25条(保険料の返還-解除の場合)(1)および(2)
- (1) 第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、 第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返 還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定によ り、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の 算式をもって計算した保険料を返還します。

保険料
$$\times$$
 $\left(1-\frac{$ 既経過月数 $^{({
m i}2)}}{$ 保険期間月数 $^{({
m i}2)}$

- (注) 1か月に満たない期間は1か月とします。
- (2) 第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、次の算式をもって計算した保険料を返還します。

保険料 ×
$$\left[1 - \frac{ 既経過月数 (注)}{ 保険期間月数} \right]$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第2条 (転居に伴う家財移転時の特則)

当会社は、この特則により、地震保険普通保険約款第3章第38条(準拠法)の次に第39条(付則-転居に伴う家財移転時の特則)として次のとおり追加します。

第39条(付則一転居に伴う家財移転時の特則)

(1) この保険契約においては、この保険契約が付帯されている 保険契約の普通保険約款第4章第33条(転居に伴う家財移転 時の特則)の規定を準用します。

- (2) (1)の規定を適用したことにより保険料を変更する必要がある場合は、当会社は、次の①または②の算式をもって計算した保険料を返還または請求します。
 - ① 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合

変更後の保険料と 変更前の保険料と × 未経過月数 ^(注) の差額 保険期間月数

② 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合

変更後の保険料と 変更前の保険料と × 【1- 既経過月数 ^(注) の差額

(注)1か月に満たない期間は1か月とします。

- (3) 当会社は、保険契約者が(2)の規定による追加保険料の支払 を怠った場合 (注) は、保険契約者に対する書面による通知を もって、この保険契約を解除することができます。
 - (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

特約

代位求償権不行使特約

(賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する建物を保険の対象とする契約には、次の特約が適用されます。ただし、契約者から反対、の意思表示があった場合は適用されません。

この特約が付帯された普通保険約款の代位に関する規定により、 被保険者が借家人(註)に対して有する権利を、当会社が取得した場 合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人 (註)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支 払った場合を除きます。

(注) 借家人

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

H1 建てかえ費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
損害額	普通保険約款第1章建物補償条項第5条 (保険金の支払額)の規定により算出される 損害の額をいいます。
建てかえ	再築をいい、買いかえを含みます。
建てかえ費用	被保険者が損害を受けた保険の対象である 建物の建てかえのために負担する費用をいい ます。
建物	保険証券記載の建物をいいます。
取りこわし費用	建てかえのために損害を受けた建物を取りこわす場合に、取りこわしのために被保険者が負担する費用をいい、普通保険約款第3章費用補償条項第17条(残存物取片づけ費用保険金)の残存物取片づけ費用保険金が支払われた場合にはその金額を差し引きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	<u>普</u> 通保険約款第1章建物補償条項により定めた <u>建物</u> の保険金額をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故により同条の損害保険金が支払われる場合において、次の①および②の条件をいずれも満たすときは、<u>建てかえ費用</u>に対して、この特約に従い、建てかえ費用保険金を支払います。
 - ① 損害額の再調達価額に対する割合が保険証券記載の約定建て かえ割合以上で、かつ100%未満であること。
 - ② 事故が生じた日からその日を含めて2年以内に損害を受けた <u>建物</u>と同一用途の<u>建物への建てかえ</u>が完了したこと。ただし、 法令による規制その他やむを得ない事情がある場合で、<u>建てか</u> え完了までの期間の延長につき、あらかじめ当会社の承認を得 たときを除きます。

(2) 当会社は、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故により同条の損害保険金が支払われる場合において、(1)①の建てかえに伴い損害を受けた建物 (注1)を取りこわしたときは、その取りこわし費用に対して、この特約に従い、取りこわし費用保険金を支払います。

(注1) 損害を受けた建物

床面積が66m²未満の物置、車庫その他の付属建物を含みます。

第2条(建てかえ開始および完了の通知)

保険契約者または被保険者は、建てかえを開始した場合および 建てかえを完了した場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当 会社に通知しなければなりません。

第3条(建てかえ費用保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定する建てか え費用保険金として、建てかえ費用の額を支払います。ただし、 次の①から③までのいずれかの限度額を限度とします。
 - ① 次の②または③のいずれにも該当しない場合 次の算式によって算出される額を限度額とします。

保険金額(注2) - 損害保険金の額(注3) = 限度額

② 保険金の支払方法の変更に関する特約(再調達価額・比例払)が付帯されている場合で、保険金額が再調達価額より低いとき次の算式によって算出される額を限度額とします。

(<u>再調達価額-損害額 (注4)</u>) × <u>保険金額</u> = 限度額

③ 長期保険保険料一括払特約(料率改定対応用)が付帯されている場合で、同特約第2条(保険料の返還または請求-料率改定の場合)(2)の規定により削減された保険金額が再調達価額より低いとき

次の算式によって算出される額を限度額とします。

(<u>再調達価額-損害額 (注4)</u>) × <u>保険金額</u> = 限度額

- (2) 他の保険契約等 (^注 $^{5})$ がある場合は、(1)①の損害保険金の額には他の保険契約等 (^注 $^{5})$ により支払われる保険金または共済金の額を含むものとし、(1)②および③の損害額からは他の保険契約等 (^注 $^{5})$ により支払われる保険金または共済金の額を差し引くものとします。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、損害を受けた<u>建物</u>を取りこわすことなく<u>建てかえ</u>を行った場合において、損害を受けた<u>建物</u>を第三者に譲渡したときまたは損害を受けた<u>建物</u>の使用を開始したときは、(1)および(2)の規定による建てかえ費用保険金の額から譲渡額等 $^{(\text{th}6)}$ を差し引いた額を建てかえ費用保険金として支払います。

(注2)保険金額

保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

(注3) 損害保険金の額

普通保険が影第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定による損害保険金の額をいい、この特約を適用する損害発生後の損害による損害保険金の額を含みます。

(注4) 損害額

この場合の<u>損害額</u>には、この特約を適用する損害発生後の損害による<u>損</u> 害額を含みます。

(注5) 他の保険契約等

普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害 に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注6) 譲渡額等

譲渡したときは被保険者が譲渡によって得た金額をいい、使用を開始したときは開始した時の建物の価額をいいます。

第4条(取りこわしの開始等の通知)

保険契約者または被保険者は、次の①から④までのいずれかに 該当する場合には、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通 知しなければなりません。

- ① 取りこわしを開始した場合
- ② 取りこわしを完了した場合
- ③ 損害を受けた建物を第三者に譲渡した場合
- ④ 損害を受けた建物の使用を開始した場合

第5条(取りこわし費用保険金の支払額)

当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する取りこわし費用保険金として、取りこわし費用の額を支払います。ただし、第3条(建てかえ費用保険金の支払額)の規定によって算出される建てかえ費用保険金の10%に相当する額を限度とします。

第6条(建てかえ費用を支払う他の保険契約等がある場合の建てか え費用保険金の支払額)

他の保険契約等 (注7) がある場合において、それぞれの<u>建てかえ費用</u>に対して支払う保険金または共済金の支払責任額の合計額が、別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を建てかえ費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等 (注7) から保険金または共済金が支払われて いない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注7) から保険金または共済金が支払われた 場合

別表の支払限度額から、他の保険契約等^(注7)から支払われた建てかえ費用に対して支払う保険金または共済金の合計額を 差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度と します。

(注7) 他の保険契約等

第1条 (保険金を支払う場合) (1)の建てかえ費用に対して保険金を支払 うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第7条(取りこわし費用を支払う他の保険契約等がある場合の取り こわし費用保険金の支払額)

他の保険契約等 (注8) がある場合において、それぞれの取りこ <u>わし費用</u>に対して支払う保険金または共済金の支払責任額の合計 額が、別表の支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①また は②に定める額を取りこわし費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等(注8)から保険金または共済金が支払われて いない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注8) から保険金または共済金が支払われた 場合

別表の支払限度額から、他の保険契約等^(注8)から支払われた取りこわし費用に対して支払う保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注8) 他の保険契約等

第1条 (保険金を支払う場合) (2)の取りこわし費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条(保険金の支払時期)

(1) 当会社は、保険契約者または被保険者が第2条(建てかえ開始 および完了の通知)の規定に従い、建てかえの完了を当会社に通 知した日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払 うために必要な次の①から③までの事項の確認を終え、建てかえ 費用保険金および取りこわし費用保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損 <u>害額の再調達価額</u>に対する割合および<u>建てかえ</u>または取りこわ しの事実
- ② 保険金を算出するための確認に必要な事項として、<u>建てかえ</u> 費用の額または取りこわし費用の額
- ③ ①から②までのほか、他の保険契約等 (註9) の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注10) には、これにより確認が遅延した期間については、(1)の期間に算入しないものとします。

(注9) 他の保険契約等

第1条(保険金を支払う場合)(1)の建てかえ費用または(2)の取りこわし 費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいま

(注10) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第9条(保険金支払後の保険契約)

当会社がこの特約の規定により保険金を支払う場合は、損害を受けた<u>建物</u>を取りこわした時もしくは被保険者が第三者へ譲渡した時または損害を受けた<u>建物</u>の使用を開始した時のいずれか早い時にこの保険契約は終了します。

第10条(普通保険約款の読替規定)

この特約においては、次に掲げる<u>普通保険約款</u>の規定を、それ ぞれ次のとおり読み替えて適用します。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
第47条(保険金	事故による損害が発生した時	<u>建てかえ</u> が完了した
の請求)(1)		時
第48条 (注88)	この保険契約における保険の	建てかえ費用補償特
他の保険契約	対象と同一敷地内に所在する	約第1条(保険金を支
等	被保険者所有の建物または家	払う場合)の <u>建てかえ</u>
	財について締結された次の①	費用または取りこわ
	から③までのいずれかに規定	し費用に対して保険
	する損害または費用に対して	金を支払うべき他の
	保険金を支払うべき他の保険	保険契約または共済
	契約または共済契約をいいま	契約をいいます。
	す。ただし、第20条(修理付帯	
	費用保険金)の費用については	
	利益保険契約、営業継続費用	
	保険契約その他これらに類す	
	る保険契約および共済契約を	
	除きます。	
	① 第1章建物補償条項第2	
	条(保険金を支払う場合)	
	② 第2章家財補償条項第10	
	条(保険金を支払う場合)	
	③ 第3章費用補償条項第16	
	条(臨時費用保険金)から	
	第23条(特別費用保険金)	
	まで	

第11条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反し

ないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

別表 (他の保険契約等 (注1) がある場合の支払限度額)

	他の保険契約等 (注1) がある場合の支払限度額
建てかえ費用	再調達価額から他の保険契約等 (注1) を含めた損害
保険金	保険金の合計額および譲渡額等(注2)を差し引いた
	残額
取りこわし	再調達価額から他の保険契約等 (注1) を含めた損害
費用保険金	保険金の合計額を差し引いた残額の10%

(注1)他の保険契約等

<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害 に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2)譲渡額等

第3条 (建てかえ費用保険金の支払額)(3)の譲渡額等をいいます。

JF 建てかえ時特別費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

= 1,70 - 7,00,000 (4 - 2,00) / C42(1 - 3,00)	
用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
建てかえ特約	建てかえ費用補償特約をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、建てかえ特約第1条(保険金を支払う場合)(1)の建てかえ費用保険金が支払われる場合には、建てかえに際して生ずる特別な費用に対して、この特約に従い、建てかえ時特別費用保険金を支払います。

第2条(保険金の支払額)

当会社は、前条の建てかえ時特別費用保険金として、保険金額 (± 1) の10%に相当する額を支払います。ただし、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注1)保険金額

普通保険約款第1章建物補償条項により定めた建物の保険金額をいい、 保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等 (^{注2}) がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1<u>敷地内</u>ごとに200万円 (^{注3}) を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を建てかえ時特別費用保険金として、支払います。

① 他の保険契約等 (注2) から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注2) から保険金または共済金が支払われた 場合

200万円 (注3) から、他の保険契約等(注2) から支払われた保 険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保 険契約の支払責任額を限度とします。

(注2) 他の保険契約等

第1条(保険金を支払う場合)の建てかえに際して生ずる特別な費用に 対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注3) 200万円

他の保険契約等 (注2) に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、 これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、建てかえ特約およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

H 3 敷地内構築物修復費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
敷地内構築物	保険証券記載の建物の所在する <u>敷地内</u> に設置された <u>庭木</u> 、遊具、タンク、サイロ、井戸、物干、その他これらに類する付属構築物または屋外設備・装置をいいます。ただし、普通保険約款第1章建物補償条項第4条(保険の対象の範囲)(2)④に掲げる物は敷地内構築物から除きます。
庭木	立木竹をいい、垣、鉢植および草花等を除 きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、<u>敷地内構築物が普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の事故によって損害を受け、これを修復した場合は、次の①および②の条件をいずれも満たすときに限り、修復するために必要な費用に対して、この特約に従い、敷地内構築物修復費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する保険証券記載の建物 について同一の事故によって損害保険金が支払われること。
- ② <u>敷地内構築物が庭木である場合は、損害が発生した日からその日を含めて7日以内に枯死 $^{(\pm 1)}$ し、これを修復 $^{(\pm 2)}$ したこと。</u>

(注1) 枯死

枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合または通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

(注2) 修復 この場合の修復は、同じ<u>庭木</u>を蘇<u>Ĕ</u>させることまたは同種の<u>庭木</u>を植え ることをいいます。

第2条 (敷地内構築物修復費用保険金の支払額)

(1) 当会社が支払う前条の敷地内構築物修復費用保険金の額は、1

回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度とします。

(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき敷地内構築物修復費用保険金とこの特約が付帯された保険契約で支払うべき他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、敷地内構築物修復費用保険金を支払います。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等 (注3) がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、1回の事故につき、10万円 (注4) または修復費用の額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を第1条(保険金を支払う場合)の敷地内構築物修復費用保険金として、支払います。

① 他の保険契約等 (注3) から保険金または共済金が支払われて いない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注3) から保険金または共済金が支払われた 場合

10万円 (注4) から、他の保険契約等(注3) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注3) 他の保険契約等

第1条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金を支払うべき他の 保険契約または共済契約をいいます。

(注4) 10万円

他の保険契約等 (注3) に限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

H 6 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償 特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項 第3条(保険金を支払わない場合)(3)⑥の規定にかかわらず、保 険の対象のうち下表に掲げる物件については、偶然な外来の事故 を直接の原因としない電気的事故または機械的事故によって生じ た損害に対しても損害保険金を支払います。

「下表に掲げる物件」

1 1 20101317 0	
設備名称	機械、機械設備または装置
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パ
	ッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラ
	ー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付
	属ポンプ類等

「下表に掲げる	物件
設備名称	機械、機械設備または装置
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアク
	トル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・ 碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレー ム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受
	信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテ
	ナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導 体、盗難防止装置、防火センター設備、火災報知設 備、警報装置等
給排水·衛生 ·消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、 飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設 備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、ごみ処理設備・ 塵芥廃卸設備等
上記各設備に作	・ 対属する配線・配管・ダクト設備
整式き用 ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール
回転展望台 設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール
ター設備	送風機、気送子、インターホン
ネオンサイン 設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス
厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄用消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫(冷凍機を含みます。)、湯沸器、アイスクリームフリーザー、アイスメーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェーター設備
駐車機械設備	駐車機械本体、電動発電機、巻上機、搬器、ガイド レール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置
洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊 煮器

除外物件表(以下の物件は、この特約の「下表に掲げる物件」から 除きます。)

- ベルト、ワイヤロープ(エレベーターのワイヤロープを除
- く。)、チェーン、ゴムタイヤ、管球類 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、 (2)ロールその他の型類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運 転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶 縁油ならびに水銀整流器内の水銀は、保険の対象に含む。
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、 (4) 布枠
- コンクリート製・ゴム製・布製の機器または器具 (5)
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ (6)
- (7)ボイラ(保険証券に保険の対象として明記されている場合 を除く
- 基礎(アンカーボルトを含む。)、炉壁(ボイラの炉壁を除 (8) く。) または予備用の部品 (保険証券に保険の対象として 明記されている場合を除く。)

第2条(普通保険約款の費用保険金との関係)

この特約により損害保険金が支払われる損害に対しては、普通 保険約款第3章費用補償条項の規定を適用しません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

J J 風・電・雪災の定額免責設定特約 (建物補償条項用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(2) (注1) の事故による損害のほか、この特約に従い、風災 (注2)、電災または雪災 (注3) によって保険の対象が損害を受け、その損害の額が20万円未満である場合についても、損害保険金を支払います。

- (注1) 普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(2) 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読み替えた後の普通保険約款第1章建物補償条項第2条(2)をいいます。
- (注2) 風災 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- (注3) 雪災 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

第2条(保険金の支払額)

当会社は、この特約に従い、<u>普通保険約</u>款別表 1 第 1 章建物補 償条項第 2 条(保険金を支払う場合)(2)の規定を別表のとおり読 み替えて適用します。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

保険金の支払額
建物補償条項の
別表

事故の詳細等	1
他の保険契約等(注1)がある場合の支払限度額	1回の事故につき、損害の額 (注2) から免責金額 (注3)(注4) を差し引いた額を限度とします。
お支払いする保険金	1回の事故につき、損害の額 (注2) から免責金額 (注3) を差し引いた額 を損害保険金として支払います。 ただし、保険金額から免責金額 (注3) を差し引いた額を限度とします。
事故の種類	⑤風災、養災または雪災

PG, PH, PJ 損害保険金の定額免責設定特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(普通保険約款の適用除外等)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(2)の規定は適用しません。ただし、建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約第1条(普通保険約款第1章建物補償条項の読替え)の規定中、「風災、電災または雪災によって保険の対象が損害を受け、その損害の額(注回3)が20万円以上となった場合には、その損害に対して、」とあるのを「風災、電災または雪災によって保険の対象について生じた損害に対して、」と読み替えて適用します。

第2条(普通保険約款等の読み替え)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款の別表1をこの特約の別表1に読み替えて適用します。ただし、建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約第3条(別表の読替え)の規定にかかわらず、普通保険約款の別表1をこの特約の別表2に読み替えて適用します。
- (2) 当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>の別表2をこの特約 の別表3に読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第4章基本条項第51 条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定中、損害保険金の支払額」 とあるのを「損害保険金の支払額と保険証券記載の免責金額の合 計額」と読み替えて適用します。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

|別表1| 建物補償条項の保険金の支払額

vo Rajawa wa va Ca Ca La Wa		水災 落電 破裂または爆発 建物の外部からの物体の落下、 飛来、衝突または倒壊※1 水のアまたはイのいずれかの事故に伴う 帰水、放水または湿水による光離れ※2 イ、酸保険者以外の者が占有する戸室で 生じた事故 生じた事故 機器よびこれに類似の集団所動または労 働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	わくないい9の kkg 並 1回の事故につき、損害の額(22) を指害保険金として支払います。 を指害保険金として支払います。 を指して、 保険金額から免責金 額(23) を差し引いた額を限度とします。	1回の事故につき、損害の額 (注2) から 免責金額 (注3)(注4)を差し引いた額を限度と します。	
	1.	クロ 何 り つ い B 医女女口 何			

別表1 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
第1章建物補 償条項第2条 (保険金を支払 う場合)(1)	③ 上記①から⑦まで以外の偶然な事故※3	1回の事故につき、損害の額(82) から免責金額(83)を差し引いた額 を損害保険金として支払います。 ナブ!, 保験会額からの書金	1 回の事故につき、損害の額 (注2) から 免責金額 (注3)(注4) を差し引いた額を限度と	※3 以下の事故を除きます。・⑨ 風災、電災または雪災・⑩ 水災
第 1 章建物補 償条項第 2 条 (2)	⑨ 風災、髱災または雪災	額 (建3) を差し引いた額を限度とします。	ار ا ا	ı
第 1 章建物補 償条項第 2 条 (3)	① 水災 水災によって保険の対象が損 害を受け、その損害の状況が次 のアまたはイのいずれかに該当 する場合にその損害に対して損 害保険金を支払います。			

|別表1 | 建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
第1章建物補 償条項第2条 (3)①	I -	1回の事故につき、損害の額(建) から免責金額(注3)を差し引いた額	1回の事かにつき、指害の額(注2)から	
第1章建物補 信条項第2条	4. 上記アに該当しない場合で、保険の を損害保険金として支払います。	金し	免し	
(3)©		ます。		
(注1)他の保険契約等	保険契約等			
いる必要	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所保険契約または共済契約をいいます。	「在する被保険者所有の建物について締結	ナる保険の対象と同一の敷処内に所在する被保険者所有の建物について締結された第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の 持契約をいいます。	対して保険金を支払うべき他の
(注2)損害(の額			
保険	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。	いいます。		
(注3)免責3	金額			
保険	保険証券記載の免責金額をいいます。			
(注4)免責3	金額			
 (角の)	他の保険契約等(注1)において、免責金額(注3)を下	1)において、免責金額(空)を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。	頁のうち最も低い額を免責金額とします。	
(法5) 法数	回			
上量	地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。	いいます。		

別表2 建物補償条項の保険金の支払額

事故の種類 お支払いする保険金 他の保険契約等 (注1) がある場合の 事故の詳細等 支払限度額		1	たは爆発	 ※1 以下の事が	たはイのいずれかの事故に伴う ただし、保険証券記載の保険金額 免責金額 (EB) を差し引いた額 します。 水または経承による水濃れ**? から免責金額 (EB) を差し引いた額 します。 水設備に生じた事故 を限度とします。	よびこれに類似の集団行動または労 一	10 to
事故の種類	火災	② 落雷	破裂または爆発	④ 建物の外部からの物体の 飛来、衝突または倒壊※	⑤ 次のアまたはイのいずれかの事情 漏水、放水または澄水による水 ア、給排水設備に生じた事故 イ、被保険者以外の者が占有する 生じた事故	⑥ 蘇援およびこれに類似の集団行動 働争議に伴う暴力行為もしくは破	22 de
普通保険約款	D		<u>: </u>	第 1 章 建物補 (資 条 項 第 2 条 (安 6 9 8 9 8 4 4 1			第1章建物補償

別表2 建物補償条項の保険金の支払額

別表3 家財補償条項の保険金の支払額

				6	以									
	事故の詳細等	1	1 1	※1 以下の事故を除きます。 ・雨、雪、あられ、砂魔、粉塵、煤炉その	他これらに類する物の落下または飛来 ・土砂崩れ		·⑩ 水災		※2 以下の事故を除きます。	・⑦ 風災、電災または雪災	· ®		I	1
	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額					1回の事故につき、損害の額(注2)から	免責金額(油3)(油)を差し引いた額を限度と							
	お支払いする保険金		水災 落雷 破裂または爆発 建物の外部からの物体の落下、 飛来、衝突または倒壊**1 から免責金額(⁽²³⁾ を差し引いた額を投手保険金として支払います。 ただし、保険金額から免責金 高本、放水または澄がよる芥濃れ**2 音素、放水または澄がよる芥濃れ**2 一、総財験者以外の者が占有する戸室で 生じた事故 は、総大数なはながまなは が、放水または避難による芥濃れ**2 一、総財験者以外の者が占有する戸室で 生じた事故 働手濃に伴う表れるよくは破壊行為 順次、電災または雪災											
	事故の種類	① 火災 ***********************************	② 格雷③ 破裂または爆発		④ 建物の外部からの物体の落下、 飛来、衝突または倒壊*1			⑤ 次のアまたはイのいずれかの事故に伴う	漏水、放水または溢水による氷濡れ*2	ア、給排水設備に生じた事故	イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で	生じた事故	⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	⑦ 風災、電災または雪災
2000	普通保險約款				<u> </u>	第2章家財補	賃 米 頃 果 10 米 (保 除 令 を 古 封	(不製制 2 人34	ì					

別表3 | 家財補償条項の保険金の支払額

普通保險約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
第2章家財補 賃条項第10条 (保険金を支払 う場合)(1)	難 奨 ⑥	 ①1回の事故につき、損害の額(#2)から免責金額(#3)を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、保険金額から免責金額(#3)を差し引いた額を限度とします。 ②盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのたりに支配した費用は、⑩の損害の額に含まれるものとします。ただし、その再調達価額を限度とします。 	1回の事故につき、損害の額 (注2) から 免責金額 (注3)(話) を差し引いた額を限度と します。	Í
	⑨ 上記①から⑧まで以外の偶然な事故*3		1回の事故につき、損害の額 1回の事故につき、損害の額(注2)から免責金額(法3)を差し 免責金額(法3)を差し引いた額を損害保険金として支 します。ただし、この場合でも、1回の事払います。ただし、支払限度額 故につき、支払限度額(注4)(注6)を限度とし(注4)を限度とします。	※3 以下の事故を除きます。・⑩ 水災・⑪ 生活用の通貨等、生活用の可野金配書または生活用の預野金配書または生活用の乗車券等の盗難
第2章家財補 償条項第10条 ⑩ (2)	(i) 水災			

別表3 家財補償条項の保険金の支払額

事故の詳細等			-
他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	くて (0代) 200 年 日 大 (**) 200 日 日 1	イ. 上記アに該当しない場合で、保 引いた額を損害保険金として支 1 回の争成につる、損害の額(元の)がらの対象を収容する建物が、床 払います。ただし、保険金額か 九重金額(部)(部)を差し引いた額を限度とします。 条 上浸水または地盤面(注)より 4を発うたまま、額を限度とします。 2ます。 保険の対象に損害が生じたとき。 保険の対象に損害が生じたとき。	
お支払いする保険金	1回の事故につき、損害の額 (注)から免責金額(注)を差し	引いた額を損害保険金として支払います。ただし、保険金額から免責金額(#3)を差し引いた 額を限度とします。	
事故の種類	第2章家財補 7. 保険の対象に再調達価額の30% (2)①	イ. 上記アに該当しない場合で、保	第2章家財補 ① 生活用の通貨等、生活用の預貯 償条項第10条 会証書または生活用の乗車券等 (3)
普通保險約款	第2章家財補 償条項第10条 (2)①	第 2 章家財補 償条項第10条 (2)②	第2章家財補 償条項第10条 (3)

別表3 家財補償条項の保険金の支払額

all IV. as all And belo	事故の詳細等	l	ı	ı	ı
他の保険契約等(注1)がある場合の	古でに次へた。 支払限度額 シェッカン	1回の事故につき、1敷地内ごとに損害の額か ら免責金額 (建3)(注5) を差し引いた額または50万円 (注8) のいずれか低い額を限度とします。	1回の事故につき、1敷地内ごとに損害の額 から免責金額 (註3)(註3) を差し引いた額または 200万円 (註9) のいずれか低い額を限度とします。	1回の事故につき、損害の額から免責金額 1回の事故につき、1敷地内ごとに損害の額か(#3)を差し引いた額を損害保険金として支 5免責金額(#3)(#3)を差し引いた額または5万円よいます。ただし、5万円を限度とします。 (#10) のいずれか低い額を限度とします。	1回の事故につき、100万円 (注11) または損害の額 (注2) から免責金額 (注3) (注5) を差し引いた額のいずれか低い額を限度とします。
	お支払いする保険金	1回の事故につき、損害の額から免責金額 (33) を差し引いた額を損害保険金として支払 います。ただし、50万円を限度とします。	1回の事故につき、損害の額から免責金額 ⁽⁸³⁾ を差し引いた額を損害保険金として支払います。 ただし、1敷地内ごとに200万円または家財の保 降金額のいずれか低い額を限度とします。	1回の事故につき、損害の額から免責金額 (ES)を差し引いた額を損害保険金として支払います。ただし、5万円を限度とします。	① 1回の事故につき、持ち出し家財の損害の 簡 (20 から免債金額 配きを売りいた額 を損害保険として支払いまっただし、 1回の事故につき、100万円または保険の 対象である家財の保険金額の20%に指当す る額のいずけん壁・経費度とします。 ② 登集によって指急が生じた場合において、 並収された持ち出し家財を回収することが できたとおは、そのために実出した必要な 費用はの損害の額に含まれるものとしま 等。ただし、その持ち出しる財産の周清産面 第を限度とします。
to the second	事故の種類	. 生活用の通貨等の盗難	. 生活用の預貯金証書の盗難	生活用の乗車券等の盗難	持ち出し家財に生じた事故
1 1 1 1	晋連保険約款	第2章家財補 償条項第10条 7 (3)①	第2章家財補 償条項第10条 / (3)②	第2章家財補 償条項第10条 ウ. (3)③	第 2 章家財 補 償条項第10条 (4)

他の保険契約等 (他の保険契約等においます。 関連の報告に共済契約といいます。 保険が表すに共済契約といいます。 保険が表すには、 保険が表すには、 発力 保険施売が記載ののますの との保険契約等(注)において、免責金額(注)を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免債を額とします。 保険施売が記載の支払限度額をいいます。 保険施予記載の支払限度額をいいます。 保険施売配額の支払限度額をいいます。 保険施売配額の支払限度額をいいます。 なる資金額 他の保険契約等(注)において、免責金額(注)を下回るものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。 他の保険契約等(注)において、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 他の保険契約等(注)において、限度額が50万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 他の保険契約等(注)において、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 100万円 他の保険契約等(注)において、限度額が5万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円 100万円
e - e m e e e e e e e e e e e e e e e e
((大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (\tau) (\ta

LQ 水災支払方法縮小特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項 第2条(保険金を支払う場合)(3)の規定を次のとおり読み替えて 適用します。
 - (3) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち、水災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害の状況(注3)が次の①から③までのいずれかに該当する場合に限り、損害保険金を支払います。
 - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② 保険の対象が床上浸水または地盤面 (注4) より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
 - ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象が床上浸水または地盤面 (注4) より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、この特約により、建物危険限定補償特約が付帯された保険契約については、同特約第1条(第1章建物補償条項の読替え)の規定により読み替えられた<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - (4) 当会社は、水災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害の状況 (注04) が次の①から③までのいずれかに該当する場合に限り、損害保険金を支払います。
 - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② 保険の対象が床上浸水または地盤面 (注05) より45cmを超 える浸水を被った結果、保険の対象に再調達価額の15%以 上30%未満の損害が生じた場合
 - ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象が床 上浸水または地盤面 (注05) より45cmを超える浸水を被った 結果、保険の対象に損害が生じたとき。
- (3) 当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第2章家財補償条項 第10条(保険金を支払う場合)(2)の規定を次のとおり読み替えて 適用します。
 - (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、(1)に規定する損害のうち、水災によって保険の対象について生じた損害に対しては、その損害の状況(注16)が次の①から③までのいずれかに該当する場合に限り、損害保険金を支払います。
 - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② 保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面 (注17)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に 再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合
 - ③ ①および②に該当しない場合において、保険の対象を収容する建物が、床上浸水または地盤面(註17)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき。

第2条(保険金の支払額)

(1) 当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>別表1中、第1章建 物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(3)の規定を別表1のと おり読み替えて適用します。

- (2) 当会社は、この特約により、建物危険限定補償特約が付帯された保険契約については、同特約第3条(別表の読替え)の規定により読み替えられた<u>普通保険約款</u>別表1中、第1章建物補償条項第2条(4)の規定を別表2のとおり読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>別表2中、第2章家 財補償条項第10条(保険金を支払う場合)(2)の規定を別表3のと おり読み替えて適用します。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

|別表1 | 水災の場合の建物補償条項の保険金の支払額

	事故の詳細等			
	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額		損害の額 (迚2) を限度とします。	レて支払います。 して支払います。 より45mを超える浸水を使った結果、保 顔の対象に再調達価額の15%以上30% キ 海の損害が生じた場合
ジュン	お支払いする保険金		損害の額(注2)を損害保険金として支払います。 ただし、保険金額を限度とします。	次の算式によって算出した都を損害保険金と ただ、第2章家村備係領第10条 (保険金 ただ、第2章家村備条項第10条 (保険金 を支払う場合) (2)②の規定により支払われる 指害保険金の額と合算して、1回の事故に2 乗送めてとは300万円を限度とします。 保険金額 (18) メ支払約合 (15%) =損害保険金の額 次の算式によって算出した額を損害保険 などして支払います。 なたし、第2章家財補債条項第10条 (保 廃金を支払り場合) (2)③の規定によりま 払われる損害保険金の額と合算して、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに100万 同の事故にいき、1 敷地内ごとに100万 両の事故にいき、1 敷地内ごとに100万 両の事故にいき、1 敷地内ごとに100万 両を限度とします。
	事故の種類	の水災 水災によって保険の対象が増害を受け、そ の損害の状況が次のアからウのいずれかに 影当する場合にその損害に対して損害保険 金を支払います。	ア. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損 害が生じた場合	(
	普通保険約款	第1章建物補償条 項第2条(3)	第 1 章建物補償条 項第 2 条(3)①	第 1 章建物補償条 項第 2 条(3)② (3)② (3) 章建物補償条 項第 2 条(3)③

別表1 水災の場合の建物補償条項の保険金の支払額

普通保険約款 事故の種類 お支払いする保険金 他の保険契約等 (注1) がある場合の 事故の 事故の 評判等 (注1) 他の保険契約等 第1章組物網像な項第2条(3)②および同 ②の担当保険金の合計額は、第2章家財 福休表別を記します。 「2.0保険契約等にはよる場合の対象と同一の販売の合計額は、第2章家財 福休表別を記します。」 「2.0保険契約における保険の対象と同一の販売の付きのよう。」 「1回の事故につき、1 単地内ごとにより、1 単地内ごとにより、1 単地内ごとにより、1 単地内ごとにより、1 単地内ごとにます。 「2.0保険契約における保険の対象と同一の販売の付きの表別をします。」 「2.0保険を表別をいいます。」 (注2) 機能の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。 (注2) 機能の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。 (注2) 機能を翻り保険金額のと計額 (注4) 保険金額のと計額を配える場合は、算式の保険企額は、保険の対象の再調達価額とします。 (注4) 保険金額の合計額を超える場合は、算式の保険企額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額に、まれるの関度額のうち最も高い額とします。 (注6) 32 のがある場合は、算式の保険企額の合計額と超えるものがある場合は、算式の保険企額の合計額に、において、関係を配の対象の再調達価額の合計額とは、ます。 (注5) 100分路 (注7) 100分路 (注7) 100分路 (注7) 100分路の対象の再調達面面の合計額を超える場合は、算式の保険企額の合計額に、まれいて、関係を配の対象の再調達面の合計額が保険の対象の可調達を対して、関係の対象の計算を認定します。						
乗	普通保	険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
(株)				第1章建物補償条項第2条/3②および同 ③の損害保険金の合計額は、第2章家財 補償条項第10条(2)急および同③の規定に より支払われる損害保険金の額と合算し て、1回の事故につき、1敷地内ごとに 300万円を限度とします。	ı	
寒 様 数 ない は ない ない ない は ない ない は み ない かい かい かい かい ない	(世)) 他の保険契約等				
等 なな 単 な な		この保険契約にお	3ける保険の対象と同一の敷地内に列	f在する被保険者所有の建物について締結	された第1章建物補償条項第2条(保険金を支	払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の
乗 が が か か か か か か か か か か か か か か か か か		保険契約または共	共済契約をいいます。			
乗 発 な	(洪5)損害の額				
頃 歩 数 を 必 必 必 必 必 必 必 必 必 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多		保険の対象の再	周達価額によって定めた損害の額をい	いいます。		
演 学 な な な な な な な な な な な な な な な な な な	(世)	地盤面				
な な な な な な な な な な な な な な な な な な な		地下室に損害が	Eじた場合には、その地下室の床面?	たいいます。		
保 なの な な な な な な な な な な な な な な な な な な	(大))保険金額				
(注5) 300万円 他の保険契約等(注1)において、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注6) それぞれの保険契約の保険金額の合計額 保険金額の合計額が保険の対象の再調達価額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額は、保険の対象の再調達価額の合計額とします。 (注7) 100万円 (注7) 100万円		保険金額が保険の	り対象の再調達価額を超える場合は、	算式の保険金額は、保険の対象の再調達	を価額とします。	
他の保険契約等(註)において、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注6) それぞれの保険契約の保険金額の合計額 保険金額の合計額が保険の対象の再調達価額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額は、保険の対象の再調達価額の合計額とします。 (注7) 100万円 他の保険契約集(註)において、関摩額が100万円を超えるいのがある場合は、これらの関摩額のうち最も高い額とします。	5世					
(注6) それぞれの保険契約の保険金額の合計額 RPR会額の合計額が保険の対象の再調達価額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額は、保険の対象の再調達価額の合計額とします。 (注7)100万円 他の保険契約集(註)において、即摩鎖が100万円を超えるものがある場合は、これらの関摩額のうち番も高い額とします。			(注1) において、限度額が300万円を	超えるものがある場合は、これらの限度額	買のうち最も高い額とします。	
保険金額の合計額が保険の対象の再調途価額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額は、保険の対象の再調途価額の合計額とします。 (注7) 400万円 400万円 400万円	9世))それぞれの保険表	契約の保険金額の合計額			
控約		保険金額の合計	質が保険の対象の再調達価額の合計	顔を超える場合は、算式の保険金額の合計	ト額は、保険の対象の再調達価額の合計額としま	9
型約等	2世)					
		契約等	(注1)において、限度額が100万円を対	超えるものがある場合は、これらの限度額	負のうち最も高い額とします。	

別表2] 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の建物補償条項の保険金の支払額

事故の詳細等			
他の保険契約等(注)がある場合の 支払限度額		損害の額(独)を限度とします。	
お支払いする保険金		損害の額(注2)を損害保険金として支払います。 ただし、保険金額を限度とします。	次の算式によって算出した額を損害保険金と たて支払い。第2章案財補債条項第10条 (保険金 ただし、1回の事故に を支払う場合) (2)②の規定により支払われる 300万円 (注5) を限度と 指導保険金の額と合 はて、1回の事故につ。それぞれの保険契約の 無損害保険金の額と背よして、1回の事故につ。それぞれの保険契約の 無損害保険金の額 大の算式によって算出した額を損害保険金と たて支払い事ます。 大の算式によって算出した額を損害保険金と 技なり場合) (2)③の規定により支払われる 100万円 (注7) を提供 指書保険金の額と合 はし、、1回の事故に 表とよう場合) (2)③の規定により支払われる 100万円 (注7) を根底と 指書保険金の額と合 は、1回の事故に を支払う場合) (2)③の規定により支払われる 100万円 (注7) を根底を 保険金額 (注4) × 支払網合 (5%) =支払限度額 に100万円を限度とします。 保険金額 (注4) × 支払網合 (5%) =支払限度額 ・ 1 乗地角ではには、100万円を限度とします。 保険金額 (注5) × 2 転換を額の合計額 (注6) 「当24 限度を額
事故の種類	・の水災によって保険の対象が損害を受け、それ気によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のアからすのいずれかに 診当する場合にその損害に対して損害保険 金を支払います。	第1章建物補償条 7. 保険の対象に再調達価額の30%以上の損 損害の額 (注2)を損害保険をとして支払います。損害の額 (注2)を限度とします。 項第2条(4① 書が生じた場合	(不) なりない。
普通保険約款	第 1 章建物補償条 項第 2 条(4)	第1章建物補償条 項第2条(4)①	

別表2] 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の建物補償条項の保険金の支払額	
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の建物補償条項の	払額
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の建物補償条項の	の支
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の建物補償条項の	孫金
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の建物補償条1	É
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の	資条項
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場合の	聿物補
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約における水災の場	6
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保	の場合
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保	火災
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保	113
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保](二表
表2 建物危険限定補償特約が付帯された保	険契 終
表2 建物危険限定補償特約が作	ルた保
表2 建物危険限定補償特約が作	さる
表2 建物危険限	が付帯
表2 建物危険限	特約7
表2 建物危険限	ご補償
表2 建物	険限 定
熈	数
	熈

事故の詳細等			おける保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物について締結された第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の											to		
他の保険契約等(注)がある場合の 支払限度額	1		された第1章建物補償条項第2条 (保険金を支封							価額とします。		(のうち最も高い額とします。		額が保険の対象の再調達価額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額は、保険の対象の再調達価額の合計額とします。		[のうち最も高い額とします。
お支払いする保険金	第1章建物補償条項第2条4(②および同 ③の損害保険をの合計額は、第2章家財 補償条項第10条(2)②および同③の規定に より支払われる損害保険金の額と合算し て、1回の事故につき、1敷地内ごとに 300万円を限度とします。		所在する被保険者所有の建物について締結さ			いいます。		をいいます。		:の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険の対象の再調達価額とします。		: (注1) において、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。		額を超える場合は、算式の保険金額の合計		: (注!) において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
事故の種類))))	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に見		領	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。		地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。	鎖	保険金額が保険の対象の再調達価額を超える場合は、	F	他の保険契約等(注1)において、限度額が300万円を	それぞれの保険契約の保険金額の合計額	阿合計		也の保険契約等 (注1) において、限度額が100万円を
普通保険約款		(注1)他の保険契約等	いの経	保險契約	(注2)損害の額	保険の対	(注3) 地盤面	相下海!	(注4)保険金額	保険金	(平5)300万円	他の保証	(注6) それぞれ	保険金	田丘001 (上世)	他の保

別表3 水災の場合の家財補償条項の保険金の支払額

事故の詳細等						
他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額		損害の額 (建2) を限度とします。	次の算式によって算出した額を損害保險 次の算式によって算出した額を損害保險 次の算式によって算出した額を限度とします。 金として支払います。 全として支払います。 または地盤面 (注3) より5cmを超える浸水 (除金支払う場合) (32の規定により支 マれぞれの保険契約の を被った結果、保險の対象に再調達価額 払われる損害保険金の額と合算して、1 保険金額の合計額 (注6) ×支払割合(15%) の15%以上30%未満の損害が生じた場合 同の事故につき、1 敷地内ごとに300万 =支払限度額 (注6)		次の算式によって算出した額を損害保険 金として支払います。 金として支払います。 一般の対象を収容する建物が、床上浸水・ たは地盤面(183)より45mを超える浸水、と合質しより支払われる損害保険金の額 100万円(注)を限度とします。 たは、地盤面(183)より45mを超える浸水、と合質して、1回の事故につき、1敷地内ごとに を被った結果、保険の対象に損害が進生じ 内ごとに100円年限度とします。	保険金額の合計額(注6)×支払割合(5%) =支払限度額
お支払いする保険金		損害の額(#2)を損害保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。	、次の算式によって算出した額を損害保險 会として支払います。 会として支払います。 たは地盤面(E3)より5mを超える浸水 解よっぽの構造を振び落と条(保 300万円(E5)を限度とします。 たは地盤面(E3)より5mを超える浸水(除金を支払う場合)(30の規定により支 それぞれの保険契約の 被った結果、保険の対象に再調送面は 払われる損害保険金の額と合算して。 15%以上30%未満の損害が生じた場合 回の事故につき、1販地内にとに300万 円を限度とします。	保険金額 (独) ×支払割合 (15%) =損害保険金の額	次の算式によって算出した額を損害保険 金として支払います。 ただし、第1章種物構像項第2条(3)③ の規定により支払かれる損害保険金の額 と合策して、1回の事故につき、1敷地 内ごとに100万円を限度とします。	保険金額 (注4) ×支払割合 (5%) =損害保険金の額
事故の種類	0水災	. 保険の対象に耳調達価額の30%以上の損 損害の額 (#2) を損害保険金として支払 ・着が生じた場合 書が生じた場合	、保険の対象を収容する建物が、床上浸水 または地盤面(注3)より5cmを超える浸水 を放った結果、保険の対象に再調整価額 の15%以上30%未満の損害が生じた場合		次の算式によって算出した額を損害保険 金として支払います。 金として支払います。 廃の対象を収容する題物が、床上だし、第1章建物補償条項第2条(3)③ ただし、1回の事故につき、1 廃の対象を収容する題物が、床上浸水ま の規定により支払かれる損害保険金の額 100万円 ほり を限度とします。 たは地盤面(地3)より45cmを超える浸水 と合算して、1回の事故につき、1敷地 を被った結果、保険の対象に損害が生じ 内ごとに100万円を限定とします。	た場合
普通保險約款	第2章家財補償条 項第10条(2)	第2章家財補償条 項第10条(2)①	第 2 章 家財補償条 項第10条(2)②		第2章家財補償条 項第10条(2)③	

I۲۱
2
211
金の引
余
器
₩
6
祵
ΝŶ
42 LII/
类
補
盐
逐
Γω/.
6
島合の家財補償条項の保険
水災の場
2
~,
**
¥
1
$\overline{}$
က
1
別表
唈

<u></u>	保険約款	事故の種類	お支払いする保険金	他の保険契約等(注)がある場合の 支払限度額	事故の詳細等
			第2章案財補償条項第10条(2②および同 ③の損害保険金の合計額は、第1章建物 補償条項第2条(3②および同③の規定に より支払われる損害保険金の額と合算し て、1回の事故につき、1敷地内ごとに 300万円を限度とします。	1	
(世)	(注1)他の保険契約等	2約等			
	この保険契	2約における保険の対象と同一の敷地内に 関係における保険の対象と同一の敷地内に	所在する被保険者所有の家財について締結	された第2章家財補償条項第10条(保険金を支封	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の
	保険契約または	または共済契約をいいます。			
(洪5	(注2) 損害の額				
	保険の対象	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。	いいます。		
(世)	(注3) 地盤面				
	地下室に損害が	員害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。	をいいます。		
4世)	(注4)保険金額				
	保険金額が保険	Ξ.	の対象の再調達価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険の対象の再調達価額とします。	6価額とします。	
9世)	(世2)300万円				
	他の保険契約等	1.44	(注1) において、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	負のうち最も高い額とします。	
9世)	(注6) それぞれの保険	り保険契約の保険金額の合計額			
	保険金額の合計	り合計額が保険の対象の再調達価額の合計	額を超える場合は、算式の保険金額の合計	額が保険の対象の再調達価額の合計額を超える場合は、算式の保険金額の合計額は、保険の対象の再調達価額の合計額とします	for
2世)	(100万円) (100万円)				
	他の保険契約等		(注1)において、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。	頁のうち最も高い額とします。	

H 8 水災不担保特約

この特約を付帯した場合、建物を保険の対象とするご契約には[水災不担保特約(建物補償条項用)]が、家財を保険の対象とするご契約には[水災不担保特約(家財補償条項用)]が、それぞれ適用されます。

[水災不担保特約(建物補償条項用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約に従い、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合) $(3)^{(\pm 1)}$ の規定にかかわらず、水災 $^{(\pm 2)}$ により保険の対象である建物に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

- (注1) 普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(3) 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読 み替えた後の<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(4)をいいます。
- (注2) 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいい ます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

[水災不担保特約(家財補償条項用)]

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第2章家財補償条項 第10条(保険金を支払う場合)(2)の規定にかかわらず、水災^(注) により保険の対象である家財に生じた損害に対しては、損害保険 金を支払いません。

(注) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいい ます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

GW 建物危険限定補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(普通保険約款第1章建物補償条項の読替え)

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章建物補償条項

第2条(保険金を支払う場合)の規定を次のとおり読み替えて適 用します。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、保険期間中に生じた次の①から⑥までのいずれ かに該当する事故によって保険の対象について生じた損害 (注01) に対して、この<u>普通保険約款</u>に従い、損害保険金を支払 います
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発
 - ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 (注02)
 - ⑤ 次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、 放水または溢水による水濡れ。ただし、(2)または(4)の事故 による損害を除きます。
 - (ア) 給排水設備に生じた事故
 - (4) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
 - ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う 暴力行為もしくは破壊行為
- (2) 当会社は、風災、電災または雪災によって保険の対象が損害を受け、その損害の額(泊回)が20万円以上となった場合には、その損害に対して、この<u>普通保険約款</u>に従い、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、盗難によって保険の対象である建物について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この<u>普通保険約</u> 款に従い、損害保険金を支払います。
- (4) 当会社は、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況 (注04) が次の①または②のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この<u>普通保険約款</u>に従い、損害保険金を支払います。
 - ① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合
 - ② ①に該当しない場合において、保険の対象が、床上浸水 または地盤面 (注05) より45cmを超える浸水を被った結果、 保険の対象に損害が生じたとき。
 - (注01) 保険の対象について生じた損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害 を含みます。

(注02) 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊

雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、紫煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(4)の事故による損害を除きます。

この場合の損害の額の認定は、敷地内ごとに本章および第2章家財補 償条項に規定する保険の対象のすべてについて一括して行うものとし ます。

(注04) 損害の状況

この場合の損害の状況の認定は、建物ごとに行い、また、門、塀また は垣が保険の対象に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の 状況の認定によるものとします。

(注05) 地盤面

地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。

第2条(第3章費用補償条項の読替え)

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章費用補償条項 第21条(水道管修理費用保険金)の規定を次のとおり読み替えて 適用します。

第21条(水道管修理費用保険金)

当会社は、保険証券記載の建物の専用水道管が保険期間中に凍結によって損壊 (計52) し、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合には、その修理費用に対して、この<u>普通保険約</u>款に従い、水道管修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分 (注53) の専用水道管の損壊による修理費用に対しては、水道管修理費用保険金は支払いません。

(注52) 損壊

パッキングのみに生じた損壊を除きます。

(注53) 被保険者以外の者が占有する部分 区分所有建物の共用部分を含みます。

第3条 (別表の読替え)

当会社は、この特約に従い、<u>普通保険約款</u>別表1を別表のとおり読み替えて適用します。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

<u>普通保険約款</u>の規定を準用します。

険金の支払	
条項の保险	
建物補償多	
別表	

	事故の詳細等	1 1 1	 ※1 以下の事故を除きます。 ・雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、燥煙その他これらに類する物の落下または飛来 ・土め舶み ・一工の順、個災、電災または雪災 ・⑤ 風災、電災または雪災 ・⑤ 水災 	※2 以下の事故を除きます。・① 風災、・③ 水災	ı	ı	_
	他の保険契約等 (注1) がある場合の 支払限度額			損警の額 (注2) を限度とします。			
	お支払いする保険金			損害の額 (E2) を損害保険金として支払います。 なだし、保険証券記載の保険金額を限度とします。			
建物補償条項の保険金の支払額	事故の種類	① 火災② 滞情③ 破裂または爆発	建突物は	次のアまたはイのいずれかの事故に伴う 編水、放水または澄水による水舎れ ※2 給排水設備に生じた事故 鞍保険着以外の者が占有する戸室で生じ た事故		風災、ながいなった。	8 盗難
別表	普通保險約款	<u> </u>	(重)	を支払う場合)(1)(6)(1)(7)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	<u> </u>	第1章建物補償条 項第2条(2)	第1章建物補償条 項第2条(3)

| 建物補償条項の保険金の支払額

別表

華语保險約卦	車物の種類	おまれいする母降会	他の保険契約等(注1)がある場合の	車がの詳細等
日四下院がが			支払限度額	事 以く けかり 寸
第 1 章建物補償条 項第 2 条(4)	の 水災 水災によって保険の対象が損害を受け、 その損害の状況が次のアまたはイのいず れかに該当する場合にその損害に対して 損害保険金を支払います。			
第1章建物補償条 7. 保険 項第2条(4)① 書が	ア.保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合	損害の額 (注2) を損害保険金として支払います。		ı
第1章建物補償条 項第2条(4/②	イ. 上記 が、 45cm 対象	アに該当しない場合で、保険の対象 ただし、保険証券記載の保険金額を限 株上没水子には地盤面 (注3) まり 度とします。 は最なる浸水を整った結果、保険の に損害が生じたとき	損告の額 (エ4) を限及こしまり。	
(注1) 他の保険契約等 この保険契約に うべき他の保険	1 44 40	する被保険者所有の建物について締結さ	された普通保険約款第1章建物補償条項第2条(5ける保険の対象と同一敷地内に所在する被保険者所有の連物について締結された <u>普通保険約款</u> 第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払 2約または共済契約をいいます。
(注2) 損害の額 保険の対抗 (次2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共	損害の額 保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額をいいます。	います。		
(注3) 地 盤面 地下室に損害が生	地盤面 地下室に損害が生じた場合には、その地下室の床面をいいます。			

JH が濡れ損害不担保特約(建物補償条項用)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約により、普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合) $(1)^{(\pm 1)}$ の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかの事故に伴う漏水、放水または溢水 (± 2) による水濡れにより保険の対象に生じた損害に対しては、損害保険金を支払いません。

- ① 給排水設備(注3)に生じた事故
- ② 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- (注1) 普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1) 建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読 み替えた後の<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(1/⑤をいいます。 (注2) 溢水
- (注 Z) 温水 水が溢れることをいいます。
- (注3) 給排水設備
 - 給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。

第2条(普通保険約款の適用除外)

この特約が付帯された保険契約に対しては、普通保険約款別表 1第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1)⑤ (注4) の規定は適用しません。

(注4) 普通保険約款別表1第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)(1) ⑤

建物危険限定補償特約が付帯された保険契約の場合は、同特約により読み替えた後の<u>普通保険約款</u>別表第1章建物補償条項第2条(1/⑤をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

L 1 電化製品等電気的・機械的事故補償特約

<用語の定義(五十音順)>

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
支払限度額	保険証券記載の支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した 支払うべき保険金または共済金の額をいいま す。
損害の額	保険の対象の <u>再調達価額</u> によって定めた損 害の額をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険の対象の範囲)に規定する保 険の対象について締結された第1条(保険金 を支払う場合)の損害に対して保険金を支払 うべき他の保険契約または共済契約をいいま す。

'n

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
免責金額	保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第2章家財補償条項 第11条(保険金を支払わない場合)(3)⑥の規定にかかわらず、偶 然な外来の事故を直接の原因としない電気的事故または機械的事 は(注1)によって次条に規定する保険の対象に生じた損害に対し て、電化製品損害保険金を支払います。ただし、次の①から⑤ま でのいずれかに該当する損害は除きます。

- ① 保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上 または契約上責任を負うべき損害
- ② 不当な修理または改造によって生じた事故を原因とする損害
- ③ データ類 (注2) に生じた損壊、改ざん、消去等の単独損害 (注3)
- ④ 業務の用に供されている間に生じた事故によって生じた損害
- ⑤ 車両 (注4)、船舶 (注5) 等の備品として使用している間に生じた事故によって生じた損害

(注1) 電気的事故または機械的事故

機械本体または構成部品に、電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁 破壊等の物的な損害を伴う事故または亀裂、変形、剥離、焼き付き、欠 損、溶損等の物的な損害を伴う事故をいい、日常の使用に伴う摩耗、消 耗または劣化による消耗部品の交換および電源周波数またはガス種の変 更に伴う改造または修理は含みません。

- (注2) データ類
 - プログラム、データその他これらに類するものをいいます。
- (注3)単独損害 データ類(注2)が記録されているテープ、カード、ディスク、ドラム等 の記録媒体に不測かつ突発的な事故が生じた結果発生した損害を除きます。
- (注4) 車両 原動力が人力であるものを除きます。ただし、被挙引革は車両に含みま す。
- (注5) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、カヌーおよびボートを含みます。

第2条(保険の対象の範囲)

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の建物の内部に 設置または収容されている家庭用電化製品 (注6) で、購入した日 (注7) からその日を含めて3年以内の製品(注8) に限ります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までのいずれかに該当する建物の付属設備はこの特約の保険の対象に含みません。
 - 空調設備 (注9)
 - ② 電気設備
 - ③ 給排水·衛生設備、消火設備
 - ④ 昇降設備
 - ⑤ 自動ドア、シャッター、ごみ処理設備等

(注6) 家庭用電化製品

電力をコンセントにより取り入れて作動するものをいい、電池のみで作 動するものを含みません。 (注7)購入した日

- 購入した目が確認できない場合は、製造目とします。
- (注8) 製品
- 中古品として購入したものを除きます。 (注9) 空調設備

保険証券記載の建物の建築後に別途内壁等に取り付けられた暖房・冷房 設備は除きます。

第3条(保険金の支払額)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)の電化製品損害保険金として支払う額は、別表によります。

第4条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を第1条(保険金を支払う場合)の電化製品損害保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない 場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金また は共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の 支払責任額を限度とします。
- (2) この特約の保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨の約定がない他の保険契約等があるときには、当会社は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を第1条(保険金を支払う場合)の電化製品損害保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

<u>損害の額</u> - 他の保険契約等によって 支払われるべき保険金 = 第1条の電化製品 または共済金の額

第5条(普通保険約款の費用保険金との関係)

この特約により損害保険金が支払われる損害に対しては、<u>普通</u> 保険約款第3章費用補償条項の規定は、これを適用しません。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 | 保険金の支払額

お支払いする保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額
1回の事故につき、損害の額から免責金額を差し引いた額を電化製品損害保険金として支払います。 ただし、1回の事故につき、 <u>技払限度額</u> を限度とします。 ただし、この場合でも、1回の事故につき、 <u>支払限度額</u> を限度とします。	1回の事故につき、損害の額から免責金額(注1)を差し引いた額を限度とします。 ただし、この場合でも、1回の事故につき、支払限度額(注2)を限度とします。
(注1) 免責金額 他の保険契約等において、この <u>免責金額</u> を下回るものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額を免責金額とします。 (注2) <u>支払限度額</u> 他の保険契約等において、この <u>支払限度額</u> を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額を支払限度額とします。	ち最も低い額を免責金額とします。 のうち最も高い額を支払限度額とします。

J 8 明記物件補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険 の対象の価額をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険金額	保険証券記載の明記物件のおのおのの保険 金額をいいます。
明記物件	1個、1組または1対の時価額が30万円を超える貴金属等(注1)のうち、保険金額とともに保険証券に明記した特定の家財をいいます。ただし、日本国内に所在する保険証券記載の建物内に収容中の物に限ります。 (注1)貴金属等貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(注2)、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注2)骨董 希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、明記物件を保険の対象とする場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、次の①および②の条件をいずれも満たす場合に、明 記物件に生じた損害に対して、この特約に従い、損害保険金を支 払います。

- ① 保険の対象である明記物件に損害が生じ、普通保険約款第2 章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)の規定により損 害保険金が支払われること。
- ② ①の損害保険金を支払うべき損害の額が、<u>普通保険約款</u>第2 章家財補償条項第13条(保険金の支払額)(2)の規定により30万 円とみなされること。

第3条(損害保険金の支払額)

- (1) 当会社は、この特約により、前条の損害保険金として、次の①または②に定める額を支払います。
 - ① 保険金額が時価額の80%に相当する額以上の場合 保険金額 (注1) を限度とし、次の算式によって算出した額

普通保険約款第2章 家財補償条項の規定 により支払われる損 害保険金の額

② 保険金額が時価額の80%に相当する額より低い場合 保険金額(注1)を限度とし、次の算式によって算出した額

> 普通保険約款第2章 家財補償条項の規定 により支払われる損 害保険金の額 × <u>保険金額</u> 時価額の80%に 相当する額

=損害保険金の額

- (2) (1)の規定はおのおのの<u>明記物件</u>ごとに適用し、また(1)の損害の額の認定方法は、次の①から③までによります。
 - ① 損害の額は、時価額によって定めます。
 - ② 保険の対象の価値の下落(注2)は損害の額に含めません。
 - ③ 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、 その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全 体の価値に及ぼす影響を考慮し、損害の額を決定します。

(注1) 保険金額

盗難(注3)による損害に対しては、1回の事故につき、1個、1組または1対ごとに100万円または保険金額のいずれか低い額とします。

- (注2) 価値の下落
- いわゆる「格落損害」であり、評価額の下落による損害をいいます。
- (注3) 盗難
 - 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第4条(費用保険金との関係)

- (1) <u>普通保険約款別表</u>3に規定する修理付帯費用保険金の算出における保険金額には、この特約の保険金額は含めません。
- (2) 普通保険約款別表3に規定する特別費用保険金の算出における 損害保険金の額には、この特約によって支払う損害保険金の額は 含めません。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>の規定を準用します。

PA 建物罹災時の仮すまい費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この付がにわい	C、人の用語は、てれてれ人の定我によります。
用語	定義
仮すまい費用	第1条(保険金を支払う場合)②の費用を いいます。
代替建物	保険の対象または保険の対象を収容する建 物の代替として <u>建物居住者</u> が居住する建物を いいます。
建物居住者	被保険者(注1)、被保険者(注1)の配偶者(注2)またはそのいずれかの者と生計を共にする同居の親族(注3)もしくは別居の未婚(注4)の子をいいます。 (注1)被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。 (注2)配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。 (注3)親族 6親等内の血族、配偶者(注2)および3親等内の姻族をいいます。 (注4)未婚 これまで婚姻歴がないことをいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

用語	定義
保険の対象または保 険の対象を収容する 建物	保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物のうち、普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる原因(註)となった事故が発生する時まで建物居住置が居住していたものをいいます。 (注)普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる原因保険の対象が家財のみである場合には、その家財を収容する建物を保険の対象としていたならば普通保険約款第1章建物補償条項の規定により損害保険金が支払われるべき原因とします。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、偶然な事故によって保険の対象または保険の対象を 収容する建物について生じた損害に対して普通保険約款第1章建 物補償条項の損害保険金が支払われる場合 (注1) において、その 損害の状況が次の①に該当するとき、それによって生じた②の費 用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、仮すま い費用保険金を支払います。

- ① 次のアまたはイのいずれかの状況
 - ア. 保険の対象または保険の対象を収容する建物が半損 (注2) 以上となった場合
 - イ.保険の対象または保険の対象を収容する建物が次の(ア)から (ウ)までのいずれかの状態に該当し、住宅としての機能を著し く欠く状態となった場合
 - (ア) 屋外から住居部分 (注3) への経路であるすべての出入口が使用不能であること。
 - が使用不能であること。 (イ) 洗面または排泄にかかるすべての設備 (注4) が使用不能であること。
 - (ウ) 外壁(注5) または屋根の損傷部分から住居内(注6) に風雨が吹き込む状態であること。
- 雨が吹き込む状態であること。 ② 次のアからウの費用のうち被保険者(注7)が支出した費用
 - ア. 代替建物にかかる賃借費用 (注8)
 - イ. <u>代替建物</u>に住居を移転するために通常必要な移転費用 (注9)
 - ウ. 代替建物から保険の対象または保険の対象を収容する建物 に住居を再移転するために通常必要な移転費用 (注9)
- (注1) 普通保険約款第1章建物補償条項の損害保険金が支払われる場合 保険の対象が家財のみである場合には、その家財を収容する建物を保険 の対象としていたならば普通保険約款第1章建物補償条項の規定により
- (注2) 半損

建物 (注10) の損害の額がその建物 (注10) の再調達価額 (注11) の20%となった場合をいいます。

- (注3)住居部分
 - 他人 (注12) が占有する部分を除きます。
- (注4) 洗面または排泄にかかるすべての設備 他人(注12) が占有する部分に所在する設備を除きます。

損害保険金が支払われるべきときとします。

- (注5)外壁
- 窓ガラスを除きます。 (注 6) 住居内
 - 他人 (注12) が占有する部分を除きます。
- (注7)被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。
- (注8) 代替建物にかかる賃借費用 旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介 手数料および礼金等借家権の対価を含みます。
- (注9) 移転費用 建物居住者の住居の移転のための交通費を含みます。
- (注10) 建物 他人 (注12) が占有する部分を除きます。

(注11) 再調達価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用 途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい ます。この場合において、門、塀または垣の再調達価額を含みません。

(注12) 他人

建物居住者以外の者をいいます。

第2条(保険金の支払額)

当会社は、仮すまい費用のうち、保険の対象または保険の対象 を収容する建物を損害発生直前の状態に復旧するために通常必要 となる期間中に発生した費用の額から、支出を免れた建物の賃借 費用がある場合はその額を控除した額を仮すまい費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、仮すまい費用の支出 を要する者の人数に支払対象期間1日あたり10,000円を乗じて得 た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等 (注13) がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、支払限度額 (注14) を超えるときは、当会社は、次の①または②の規定により算出した額を仮すまい費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等 (注13) から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注13) から保険金または共済金が支払われた 場合

支払限度額 (注14) から、他の保険契約等 (注13) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注13) 他の保険契約等

<u>仮すまい費用</u>に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約 をいいます。

(注14) 支払限度額

第2条(保険金の支払額)ただし書きの規定により算出した額をいい、 他の保険契約等 (注注) において、限度額がこの額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第4条(保険金の支払時期)

当会社は、この特約により、仮すまい費用保険金が支払われる 場合において、被保険者の要求があるときは、仮すまい費用保険 金を内払することがあります。

第5条(付則一区分所有建物に関する特則)

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合には、第1条(保険金を支払う場合)①アの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>の規定を準用します。

K 1 地震災害による仮すまい費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

用語	定義
仮すまい費用	第2条(保険金を支払う場合)②の費用を いいます。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
代替建物	保険の対象または保険の対象を収容する建物の代替として建物居住者が居住する建物をいいます。
建物居住者	被保険者 (注1)、被保険者 (注1) の配偶者 (注2) またはそのいずれかの者と生計を共にする同居の親族 (注3) もしくは別居の未婚 (注4) の子をいいます。 (注1) 被保険者 法人の場合はその代表者をいいます。 (注2) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。 (注3) 親族 6 親等内の血族、配偶者 (注2) および 3 親族 1 になり、 には4) 未婚 これまで婚姻歴がないことをいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険の対象または(も しくは)保険の対象を 収容する建物	保険の対象である建物または保険の対象を 収容する建物のうち、地震災害が発生する時 まで <u>建物居住者</u> が居住していたものをいいま す。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険期間の開始日において、この特約が付帯された保険契約に地震保険契約が付帯されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、保険期間中に発生した次の①の事由によって生じた ②の費用に対して、この特約および<u>普通保険約款</u>の規定に従い、 地震仮すまい費用保険金を支払います。

- ① 次のアからエまでの事由
 - ア. 地震災害によって、保険の対象または保険の対象を収容す <u>る建物</u>が次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する損害を被った こと。
 - (ア) 建物の半損(注1)以上の損害(注2)
 - (4) 建物の焼失または流失した部分の床面積のその建物の延 ベ床面積に対する割合が20%以上である損害(注2)
 - イ. 地震災害を直接または間接の原因とする地すべりその他の 災害により、保険の対象または保険の対象を収容する建物 (注3) に急迫した危険が生じたため、その建物(注3) に居住 することが不可能または危険な状態となったこと。
 - ウ. 地震災害によって保険の対象または保険の対象を収容する 建物と配管または配線により接続している次の(ア)から(ウ)まで に掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備 およびこれらに接続している配管または配線でこれらの事業 者が日本国内に占有するものの機能が停止または阻害された ことにより、建物(注3)への電気、ガスまたは水道の供給が

中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が 12時間以上継続した場合に限ります。

- (ア) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) に定める電気事業者
- (イ) ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
- (ウ) 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- エ. 地震災害が発生したことにより、保険の対象もしくは保険 の対象を収容する建物 (注3) またはその所在する敷地内に対 する警察その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他 の処置が行われたこと。
- ② 次のアからウの費用のうち被保険者 (注4) が支出した費用
 - ア. 代替建物にかかる賃借費用 (注5)
 - イ. 代替建物に住居を移転するために通常必要な移転費用 (注6)
 - ウ. <u>代替建物</u>から保険の対象または保険の対象を収容する建物 に住居を再移転するために通常必要な移転費用^(注6)

(注1) 半損

建物(注3)の主要構造部(注7)の損害の額(注8)がその建物(注3)の再調達価額(注9)の20%となった場合をいいます。

 前 注 (注 2) 指導

建物が2以上ある場合の損害の認定は、それらの建物すべてについて一括して行うものとします。

- (注3)建物
 - 他人 (注10) が占有する部分を除きます。
- (注4)被保険者

法人の場合はその代表者をいいます。

- 法人の場合はその代表名をいいま (注5) 代替建物にかかる賃借費用
 - 旅館、ホテル等の宿泊施設の宿泊費用ならびに賃貸借契約にかかる仲介 手数料および礼金等借家権の対価を含みます。
- (注6) 移転費用
 - <u>建物居住者</u>の住居の移転のための交通費を含みます。
- (注7) 主要構造部

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。

(注8) 主要構造部の損害の額

損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最 小限の費用を含みます。

(注9) 再調達価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用 途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい ます。この場合において、門、塀または垣の再調達価額を含みません。

(注10) 他人 建物居住者以外の者をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、地震災害が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した前条①の事由によって生じた仮すまい費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険金の支払額)

- (1) 当会社は、仮すまい費用のうち、次の①から③までに掲げる支払対象期間に発生した費用の額から、支出を免れた建物の賃借費用がある場合はその額を控除した額を、地震仮すまい費用保険金として、支払います。ただし、1回の事由につき、仮すまい費用の支出を要する者の人数に支払対象期間1日あたり10,000円を乗じて得た額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
 - ① 第2条①アまたはイの事由については、保険の対象または保 険の対象を収容する建物を地震災害発生直前の状態に復旧する ために通常必要となる期間
 - ② 第2条①ウの事由については、電気、ガスまたは水道の供給 が中断または阻害されている期間に1日を加算した期間
 - ③ 第2条①エの事由については、保険の対象または保険の対象 <u>を収容する建物</u>およびその所在する<u>敷地内</u>に対する警察その他 の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われて いる期間に1日を加算した期間
- (2) 第2条(保険金を支払う場合)①エの事由が生じた場合で、支

払対象期間中の賃借費用が発生しなかった期間については、<u>仮すまい費用</u>の額を、1回の事由につき、仮すまいを要する者の人数 に賃借費用が発生しなかった期間1日あたり2,000円を乗じて得た 額とみなします。

- (3) 建物罹災時の仮すまい費用補償特約に規定する仮すまい費用保 険金の支払対象期間とこの特約の支払対象期間とが重複した場合 は、その重複した期間については、この特約の支払対象期間から 除外し、(1)および(2)の規定を適用します。
- (4) この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震災害 (注11)によって生じた第2条(保険金を支払う場合)①の事由は、これらを一括して1回の事由とみなします。

(注11) 地震災害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいい、保険期間が開始する 前に発生していたものを除きます。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注12)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、支払限度額(注13)を超えるときは、当会社は、次の①または②の規定により算出した額を地震仮すまい費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等 (注12) から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注12) から保険金または共済金が支払われた 場合

支払限度額 (注13) から、他の保険契約等 (注12) から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注12) 他の保険契約等

仮すまい費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約 をいいます。

(注13) 支払限度額

第4条 (保険金の支払額) に規定する限度額をいい、他の保険契約等 (注注) において、限度額がこの額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第6条(付則-区分所有建物に関する特則)

保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合には、第2条(保険金を支払う場合)①の損害の認定は、専有部分については、個別に行い、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

PC 臨時費用保険金の支払割合および支払限度額 変更特約

<用語の定義(五十音順)>

用語	定義	
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	

用語	定義
他の保険契約等	普通保険約款第3章費用補償条項第16条 (臨時費用保険金)の臨時に生ずる費用に対 して保険金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
臨時費用保険金	普通保険約款第3章費用補償条項第16条 (臨時費用保険金) の臨時費用保険金をいい ます。

第1条(臨時費用保険金の支払額)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第3章費用補償条項 第25条(費用保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式に よって算出した額を<u>臨時費用保険金として、支払います。ただし、</u> 1回の事故につき、1<u>敷地内</u>ごとに次の①または②のいずれかの 額を限度とします。

損害保険金 (注) × 支払割合 (10%) = 臨時費用保険金の額

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使用される建物である場合 100万円
- ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が①以外の建物 である場合 100万円
- 2) (1)の場合において、当会社は、臨時費用保険金の支払額と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、<u>臨時費用保険金</u>を支払います。

(注) 損害保険金

普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)および <u>普通保険約款</u>第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)の損害 保険金をいいます。

第2条(他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払限度額)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款別表3の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合の臨時費用保険金の支払限度額は、1回の事故につき、1 敷地内ごとに次の①または②のいずれかの額とし、普通保険約款第3章費用補償条項第26条(他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額)の規定を適用します。
 - ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物が住居のみに使 用される建物である場合

100万円

- ② 保険の対象または保険の対象を収容する建物が①以外の建物である場合 100万円
- (2) <u>他の保険契約等</u>において、限度額が(1)の規定による額を超える ものがある場合は、(1)の支払限度額はこれらの限度額のうち最も 高い額とします。

第3条(マンション共用部分に関する特約の読み替え)

前2条の規定にかかわらず、マンション共用部分に関する特約が付帯された保険契約の場合は、当会社は、この特約により、マンション共用部分に関する特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 第3条 (臨時費用保	30%	10%
険金の支払額)(1)		保険の対象または保険の対象を
② 第4条 (他の保険契	1007TI	収容する建物が住居のみに使用さ
約等がある場合の臨時		れる建物である場合は100万円、そ
費用保険金の支払額)		れ以外の建物である場合は100万円

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

R 4 臨時費用保険金不担保特約

<用語の定義 (五十音順) >

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項 第16条(臨時費用保険金)の規定にかかわらず、臨時費用保険金 を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

JP, LY 損害付帯諸費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
損害付帯諸費用	保険の対象が損害を受けたために生ずる諸費用で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用、損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用、損害を受けた保険の対象が損害を受けために臨時に生ずる費用等をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の 敷地内に所在する被保険者所有の建物または 家財について締結された損害付帯諸費用に対 して保険金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。ただし、利益保険契約、 営業継続費用保険契約その他これらに類する 保険契約および共済契約を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険の対象	普通保険約款第1章建物補償条項第4条 (保険の対象の範囲) または第2章家財補償 条項第12条(保険の対象の範囲) に定める保 険の対象をいいます。

特約

/臨時費用保険金不担保特約/損害付帯諸費用補

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事故によっ て、普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場 または第2章家財補償条項第10条 (保険金を支払う場合) (1) の損害保険金が支払われる場合には、その事故による損害付帯諸 費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害 付帯諸費用保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- ③ 破裂または爆発 (注1)
- ④ 風災 (注2)、電災または雪災 (注3)
- ⑤ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただ し、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物 の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは水災(注4)に よる損害を除きます。
- 次のアまたはイのいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水 による損害を除きます。
 - ア. 給排水設備(注6)に生じた事故
 - 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
- (7) 騒擾およびこれに類似の集団行動(注7) または労働争議に伴 う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 破裂または爆発

- 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます
- (注2) 風災
- 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。 (注3)雪災
- 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。 (注4)溢水
- 水が溢れることをいいます。 (注5)水災
 - 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・十砂崩れ等をいい ます
- (注6) 給排水設備
 - 給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注7) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群集または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準 ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、 暴動(注8)に至らないものをいいます。

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をい います。

第2条(損害付帯諸費用保険金の支払額)

当会社が前条の損害付帯諸費用保険金として支払う額は別表に よります。この場合において、損害付帯諸費用保険金の支払額と 他の保険金との合計額が保険金額(注9)を超えるときでも、損害 付帯諸費用保険金を支払います。

(注9) 保険金額

保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。

第3条(他の保険契約等がある場合の損害付帯諸費用保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の 合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、 次の①または②に定める額を損害付帯諸費用保険金として支払い ます。
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない (1) 場合
 - この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金また は共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の 支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、それぞれ同第1章建物補償条項第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)または第2章家財補償条項第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の保険金の支払額)の規定を適用して算出した額とします。

第4条(保険金の支払時期)

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第48条(保険金の支払時期)(1)の規定にかかわらず、被保険者の要求がある場合は、損害付帯諸費用保険金を内払することがあります。

第5条(臨時費用保険金等の取扱い)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、次の①から④までの保険金を支払いません。

- ① <u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金) の臨時費用保険金
- ② <u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項第17条(残存物取片づけ費 用保険金)の残存物取片づけ費用保険金
- ③ 普通保険約款第3章費用補償条項第20条(修理付帯費用保険金)の修理付帯費用保険金
- ④ <u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項第23条(特別費用保険金)の特別費用保険金

第6条(他の特約との関係)

この保険契約に明記物件補償特約があわせて付帯されている場合には、同特約第1条(この特約の適用条件)に規定する保険の対象について、第1条(保険金を支払う場合)の規定による損害付帯諸費用保険金を支払います。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

普通保険約款
およびこれに付帯された特約の規定を

準用します。

別表 損害付帯諸費用保険金の支払額

お支払いする損害付帯諸費用保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額	
損害保険金の30%に相当する額を損害付帯諸費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1 敷地内ごとに次の①または②に規定する額を限度とします。	_	
① 保険の対象または保険の対象 を収容する建物が住居のみに 使用される建物である場合 一一万円	1回の事故につき、1 <u>敷地内ご</u> とに <u></u> 万円 ^(注1) を限度とします。	
② 保険の対象または保険の対象 を収容する建物が上記①以外 の建物である場合	1回の事故につき、1 <u>敷地内</u> ご とに ̄ ̄ ̄万円 ^(注2) を限度と します。	
※特約コード J P 付帯の場合、①の 万円は300万円、②の 万円は500万円とします。特約コード L Y 付帯の場合、①②の 万円はともに100万円とします。		

ļ	(注1)	万円
		他の保険契約等において、限度額が 万円を超えるものがある場
į		合は、これらの限度額のうち最も高い額
	(注2)	万円
i		他の保険契約等において、限度額が 万円を超えるものがある場
		合は、これらの限度額のうち最も高い額

□万円は500万円とします。特約コードLY付帯の場合、①

□万円はともに100万円とします。

NM, NN 火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯 諸費用補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
損害付帯諸費用	保険の対象が損害を受けたために生ずる諸費用で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用、損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用、損害を受けた保険の対象の仮修理の費用、その他保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用等をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保 <u>険の対象</u> と同一の <u>敷地内</u> に所在する被保 <u>険者所有の建物</u> または 家財について締結された <u>損害付帯諸費用</u> に対 して保険金を支払うべき他の保険契約または 共済契約をいいます。ただし、利益保険契約、 営業継続費用保険契約その他これらに類する 保険契約および共済契約を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
保険の対象	普通保険約款第1章建物補償条項第4条 (保険の対象の範囲) または第2章家財補償 条項第12条(保険の対象の範囲) に定める保 険の対象をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事故によっ て、普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場 合) または第2章家財補償条項第10条(保険金を支払う場合)(1) の損害保険金が支払われる場合には、その事故による損害付帯諸 費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害 付帯諸費用保険金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- 破裂または爆発 (注1)

(注1) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第2条(損害付帯諸費用保険金の支払額)

当会社が前条の損害付帯諸費用保険金として支払う額は別表によります。この場合において、損害付帯諸費用保険金の支払額と他の保険金との合計額が保険金額(注2)を超えるときでも、損害付帯諸費用保険金を支払います。

(注2) 保険金額

保険証券記載の保険の対象ごとの保険金額をいいます。

第3条(他の保険契約等がある場合の損害付帯諸費用保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、別表に掲げる支払限度額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を損害付帯諸費用保険金として支払います。
 - ① <u>他の保険契約等</u>から保険金または共済金が支払われていない 場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金また は共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の 支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、他の保険契約等がないものとして支払責任額を算出するにあたっては、普通保険約款第1章建物補償条項第2条 (保険金を支払う場合)または第2章家財補償条項第10条 (保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の額は、それぞれ同第1章建物補償条項第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)または第2章家財補償条項第14条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定を適用して算出した額とします。

第4条(保険金の支払時期)

当会社は、<u>普通保険約款</u>第4章基本条項第48条(保険金の支払時期)(1)の規定にかかわらず、被保険者の要求がある場合は、損害付帯諸費用保険金を内払することがあります。

第5条 (臨時費用保険金等の取扱い)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、次の①から④までの保険金を支払いません。

- ① <u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金) の<u>臨時費用保険</u>金
- ② 普通保険約款第3章費用補償条項第17条(残存物取片づけ費用保険金)の残存物取片づけ費用保険金
- 3 <u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項第20条(修理付帯費用保険 金)の修理付帯費用保険金
- ④ <u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項第23条(特別費用保険金)の特別費用保険金

第6条(他の特約との関係)

この保険契約に明記物件補償特約が付帯されている場合には、同特約第1条(この特約の適用条件)に規定する保険の対象について、第1条(保険金を支払う場合)の規定による損害付帯諸費用保険金を支払います。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を

準用します。

別表 損害付帯諸費用保険金の支払額

お支払いする損害付帯諸費用保険金	他の保険契約等がある場合の支払限度額	
損害保険金の30%に相当する額を損害付帯諸費用保険金として、支払います。 ただし、1回の事故につき、1 敷地内ごとに次の①または②に規定する額を限度とします。	-	
① 保険の対象または保険の対象 を収容する建物が住居のみに 使用される建物である場合 □□□万円	1回の事故につき、1 <u>敷地</u> 内ご とに <u></u> 万円 (注1) を限度と します。	
② 保険の対象または保険の対象 を収容する建物が上記①以外 の建物である場合	とに万円 (注2) を限度と	
※特約コードNM付帯の場合、①の 万円は300万円、②の 万円は500万円とします。特約コードNN付帯の場合、①②の 万円はともに100万円とします。		
(注1) 万円 他の保険契約等において、限度額が 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額 (注2) 万円 他の保険契約等において、限度額が 万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額		
※特約コードNM付帯の場合、(注1) の		

P E 損害付帯諸費用の支払割合変更特約

第1条 (読替規定)

当会社は、この特約により、損害付帯諸費用特約 $^{(\pm)}$ の別表中の規定の一部を次のとおり読み替えて適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
損害保険金の30%に相当する額を	損害保険金の10%に相当する額を
損害付帯諸費用保険金として、支	損害付帯諸費用保険金として、支
払います。	払います。

(注) 損害付帯諸費用特約

損害付帯諸費用補償特約および火災・落雷・破裂・爆発のみ損害付帯諸 費用補償特約をいいます。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、すまいの総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

JZ 失火見舞費用保険金不担保特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約により、<u>普通保険約款</u>第3章費用補償条項 第18条(失火見舞費用保険金)の規定にかかわらず、失火見舞費 用保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

JT 類焼損害補償特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
主契約	<u>普通保険約款</u> に基づく保険契約をいいます。
主契約家財	<u>主契約</u> の保険の対象である家財をいいます。
主契約建物	<u>主契約</u> の保険の対象である建物をいいます。
主契約被保険者	普通保険約款第1章建物補償条項または普 通保険約款第2章家財補償条項の被保険者を いいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者 (注) および 3 親等 内の姻族をいいます。 (注) 配偶者 婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊ま たはその現象をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
類焼補償被保険者	類焼補償対象物の所有者をいいます。ただし、2名以上の類焼補償対象物の所有者が同居の親族の関係に該当する場合はそれらの世帯主を、また、類焼補償対象物が区分所有建物の共用部分である場性補償被保険者とみなして、第4条(類焼損害保険金の支払額)までの規定を適用して、第4条(複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)までの規定を適用します。 (注)管理組合 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号)に定める「建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体」であり、主として住居としての用途に供するものの管理を行うためのものをいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、保険期間中に生じた①の事故によって生じた②の損

-担保特約/類焼損害補償特約

害に対して、この特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

① 事故

主契約建物もしくはこれに収容される家財または主契約家財もしくはこれを収容する保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、主契約における第三者(注1)の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分(注2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。なお、この①の規定における主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物については、普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定を進用します。

② 損害

類焼補償対象物の減失、損傷または汚損 (注3)。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注1) 主契約における第三者

主契約の被保険者が保険契約者と異なる場合の保険契約者を含み、<u>主契</u> 約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

- (注2) 主契約被保険者以外の者が占有する部分 区分所有建物の共用部分を含みます。
- 区分所有建物の共用部分を含みます (注3) 滅失、損傷または汚損
- (注3) 減失、損傷または汚損 消防または避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、類焼損害保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または主契約被保険者 (注4) もしくは主契約被保 <u>険者</u>と生計を共にする同居の<u>親族</u>またはこれらの者の法定代理 人の故意
 - ② 類焼補償被保険者 (注5) またはその法定代理人の故意、重大 な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わない のは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。
 - ③ 類焼補償被保険者でない者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注6)またはその者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害(注7)に対しては、類焼損害保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注8)
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質 (注9) もしくは核燃料物質 (注9) によって汚染された物 (注10) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注4) 保険契約者または主契約被保険者

保険契約者または主契約被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注5) 類焼補償被保険者

類焼補償被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の 業務を執行するその他の機関をいいます。

(注6) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注7) 損害

第2条 (保険金を支払わない場合)(2)の事由によって発生した事故が延 焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも事故 がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注8) 暴動

無期 帯衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区におい で著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいい ます。

- (注9) 核燃料物質
 - 使用済燃料を含みます。
- (注10) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第3条 (類焼補償対象物の範囲)

- (1) この特約でその損害に対して類焼損害保険金を支払う類焼補償対象物は、次の①から③までのいずれかに該当する建物およびこれらに収容される家財とします。
 - ① 居住の用に供する建物 (注11) であって、その全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいるもの
 - ② 常時、居住の用に供しうる状態にある別荘 (注12)
 - ③ 常時、居住の用に供しうる状態にある空家(注13)
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑤までに掲げる建物は類焼 補償対象物に含みません。
 - ① 主契約建物
 - ② 主契約家財を収容する保険証券記載の建物
 - ③ 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居 の親族の所有する建物 (注14)
 - ④ 建築中または取りこわし中の建物(注15)
 - ⑤ 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物 (注16)
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる家財は、類焼補償対象物に含みません。
 - ① 主契約家財
 - ② 主契約建物に収容される家財
 - ② 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居 の親族が所有、使用または管理する家財
 - ④ 家財を収容する建物内で現実に生活を行っている者以外の者 が所有権を有する家財
 - (5) 自動車 (注17)
 - ⑥ 通貨等 (注18)、有価証券、預貯金証書 (注19)、印紙、切手その他これらに類する物
 - ① 貴金属等 (注20) で、1個または1組の価額が30万円を超える もの
 - ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - 動物および植物
 - ⑩ 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具その他事業を営むために使用されるもの

(注11) 居住の用に供する建物

畳または建具類その他これらに類する物、電気、通信、ガス、給排水、 衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に 付加したもの、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する 物のうち建物に付加したもの、門・塀もしくは垣または付属建物を含み ます。

まり。 (注12) 別荘

営業用の貸別荘を除きます。

(注13) 空家

建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。

(注14) 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の 所有する建物 区分所有建物である場合には、主契約被保険者または主契約被保険者と 生計をサビオス同民の額集別の子の東方線公社とび共用線公の土存性

区分所有越物である場合には、<u>主契約</u>**夜保**険者または<u>主契約</u>**板保険者と** 生計を共にする同居の<u>親族</u>以外の者の専有部分および共用部分の共有持 分を除きます。

(注15) 建築中または取りこわし中の建物

損害が発生した時に、世帯が現実に生活を営んでいたものを除きます。 (注16) 国もしくは地方公共団体またはこれらに類する法人の所有する建物 区分所有建物である場合には、これらの者以外の者の専有部分および共 田部分の共有株分を除きます。

(注17) 自動車

自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注21)を除きます。

(注18) 通貨等

通貨および小切手をいいます。

(注19) 預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動 支払機用カードを含みます。

(注20) 貴金属等

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(注22)、彫刻物その他の美 術品をいいます。

(注21) 原動機付自転車

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。

(注22) 骨董

希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。

第4条 (類焼損害保険金の支払額)

- (1) 当会社が類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補 償対象物の再調達価額(註23)によって定めます。
- (2) 当会社は、支払限度額(注24)を限度として(1)の規定による損害 の額を類焼損害保険金として支払います。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当会社は、契約 年度 (注25) ごとに(2)の規定を適用します。

(注23) 再調達価額

損害が生じた地および時における類焼補償対象物とその同一の構造、質、 用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をい います。

(注24) 支払限度額

1億円とします。ただし、当会社が類焼損害保険金を支払った場合は、 1億円からその類焼損害保険金の額を差し引いた残額を損害が生じた時 以後の保険期間に対する支払限度額とします。

(注25) 契約年度

保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその1)

類焼補償対象物の全部または一部を保険の対象として締結された、類焼補償被保険者もしくは類焼補償対象物の所有者の全部または一部を被保険者とし、類焼補償対象物の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等(注26)がある場合は、当会社は、支払限度額を限度に、次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

前条(1)の規定 本条に規定する他の によって算出 - 保険契約等の支払責 = 類焼損害保険金の額 した損害の額 任額の合計額

(注26) 他の保険契約等

共済契約を含みます。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその2)

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等(注記)がある場合、または損害に対して類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等(注認)がある場合において、これらの他の保険契約等の支払責任額の合計額と第4条(類焼損害保険金の支払額)および前条の規定によって算出したこの特約の支払責任額の合計額が、第4条および前条の規定によって算出した支払責任額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を類焼損害保険金として支払います。

- - この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等 (注29) から保険金または共済金が支払われた 場合

支払限度額 (註30) から他の保険契約等(註29) から支払われた 保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この 特約の支払責任額を限度とします。 (注27) 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等

損害の額から他の保険契約等の支払責任額の合計額を控除した残額を保 除金として支払う旨を定めた他の保険契約または共済契約をいいます。

(注28) 他の保険契約等

共済契約を含みます。

(注29) 他の保険契約等

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等(注26)および損害に対して 類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等(注28)をいいます。

(注30) 支払限度額

第4条 (類焼損害保険金の支払額) の支払限度額をいい、他の保険契約 等 (注空) に第4条の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支 払限度額のうち最も高い額とします。

第7条(複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)

- (1) 1回の事故において複数の類焼補償被保険者がある場合は、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して、第4条(類焼損害保険金の支払額)の支払限度額を類焼補償被保険者数で除した額を限度に、次の①から③までの規定によって算出した支払責任額を類焼損害保険金として支払います。
 - ① 第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額-その 1)に規定する他の保険契約等がある場合

第5条の規定によって算出した額

② 前条に規定する他の保険契約等がある場合 次の算式によって算出した額

他保険優先支払規定を有する他の保険契約 等(注31)がないものとし× て第5条の規定によって 算出した支払責任額

他保険優先支払規定を有する他の保険契約等(計31)がないものとして第5条の規定によって算出した支払責任額他保険優先支払規定を有する保険契約等(計32)につき、それぞれ他保険優先支払規定を有する他の保険契約等(計31)がないものとして算出した支払責任額の合計額

- = その類焼補償被保険者に対する支払責任額
- ③ ①および②のいずれにも該当しない場合 第4条の規定によって算出した額
- (2) (1)の規定によって算出したそれぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額が第4条 (類焼損害保険金の支払額)の支払限度額に満たない場合において、追加支払対象被保険者 (注33) があるときは、その追加支払対象被保険者 (注33) に対して、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して支払います。ただし、いかなる場合でも当会社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第4条から前条までの規定による支払責任額を限度とします。

それぞれの類焼補償被保険者に対する 支払限度額 - (1)の規定によって算出した類焼損害 保険金の合計額

それぞれの追加支払対象被保険 者(注33)に対する第4条から前 条までの規定によって算出した 支払責任額

X

それぞれの追加支払対 象被保険者 (注33) に対 - する(1)の規定によって 算出した類焼損害保険 金の額

それぞれの追加支払対象被保険 者^(注33) に対する第4条から前 条までの規定によって算出した 支払責任額の合計額 それぞれの追加支払対 象被保険者 (注33) に対 - する(1)の規定によって 算出した類焼損害保険 金の額の合計額

─ その追加支払対象被保険者 (注33) に対して追加して支払う 類焼損害保険 (3) (1)および(2)の規定に従って算出した類焼損害保険金の額について当会社と類焼補償被保険者との間で争いが生じた場合は、当会社は、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、当会社の費用により、民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の手続を行うことができます。

(注31) 他保険優先支払規定を有する他の保険契約等

損害の額から他の保険契約等の支払責任額の合計額を控除した残額を保 険金として支払う旨を定めた他の保険契約または共済契約をいいます。

(注32) 保険契約等

共済契約を含みます。

(注33) 追加支払対象被保険者

第7条(複数の類焼補償被保険者がある場合の保険金の支払額)(1)の規定によって算出した類焼損害保険金の額が第4条(類焼損害保険金の支払額)から第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその2)までの規定によって算出した支払責任額に満たない類焼補償被保険者をいいます。

第8条(事故の通知)

- (1) 保険契約者または<u>主契約被保険者</u>は、類焼補償対象物について 損害が生じたことを知った場合は、これを当会社に遅滞なく通知 しなければなりません。
- (2) 保険契約者または<u>主契約被保険者</u>は、類焼補償対象物について 損害が生じたことを知った場合は、<u>類焼補償被保険者</u>に対し、こ の保険契約の内容を遅滞なく通知するものとします。
- (3) 類焼補償被保険者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、これを当会社に通知するものとします。
- (4) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が正当な 理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合は、当会社は、そ れによって当会社が被った損害の額を差し引いて類焼損害保険金 を支払います。

第9条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に 努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者、主契約被保険者または類焼補 償被保険者が、損害の発生および拡大の防止のために必要または 有益な費用を支出し、かつ、第2条(保険金を支払わない場合) に掲げる事由に該当しないときならびに普通保険約款第4章基本 条項第27条(保険責任の始期および終期)(3)または同第43条(保 険料の返還または請求)(4)の規定が適用されないときは、当会社 は、次の①および②に掲げる費用に限り、これを負担します。
 - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
 - ② 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 $^{(\pm 34)}$
- (3) 類焼補償被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- (4) 第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその1) および第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額ーその2) の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第5条の規定中「前条(1)の規定によって算出した損害の額」とあるのは「第9条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と類焼損害 保険金との合計額が支払限度額を超えるときでも、これを負担し ます。
 - (注34) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するもの を除きます。

第10条 (残存物の帰属)

当会社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物について類焼補償被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第11条(代位)

(1) 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額			
① 当害額とった地の険支合がの険支合のをした場合のをした場合	ア. 左記の支払った保険金の額 イ 類焼麺貸粧保険素が取得した痔焼の金額			
② 当会社が損 害のを保で支 をして った場合	次の算式により算出された額			

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および類焼補償被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条 (代位求償権不行使)

前条の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保 険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して 有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使し ないものとします。

第13条(借用戸室等における場合のこの特約の読替規定)

主契約建物が借用に供される戸室を有している場合または主契約建物が借用に供される一戸建である場合には、次に掲げるこの特約の規定を、それぞれ次のとおり読み替えて適用します。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
第1条(保险	主契約の被保険者が保険	主契約が他人のためにす
金を支払う場	契約者と異なる場合の保	る保険契約の場合の保険
合)(注1) 主	険契約者を含み、主契約	契約者を含み、主契約被
契約における	被保険者と生計を共にす	保険者と生計を共にする
第三者	る同居の親族を除きます。	同居の親族ならびに主契
		約被保険者の許諾を得て
		主契約建物の借用に供さ
		れる戸室または借用に供
		される一戸建である主契
		約建物に居住する者を除
		きます。ただし、保険契
		約者、主契約被保険者お
		よび主契約被保険者と生
		計を共にする同居の親族
		は第三者に含まれません。

規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
第3条 (類焼	主契約建物に収容される	主契約建物に収容される
補償対象物の	家財	家財。ただし、主契約建
範囲) (3)②		物が借用に供される戸室
		を有している場合には、
		借用戸室またはこれに収
		容される家財から事故が
		発生した時におけるその
		借用戸室に収容される家
		財に限ります。

第14条(普通保険約款の読替規定)

この特約においては、次に掲げる普通保険約款の規定を、それ ぞれ次のとおり読み替えて適用します。

C 11000(00) C 110	りり肌の合んく適用しょり。	,
規定箇所	読み替え前の規定	読み替え後の規定
用語の定義	請求 (保険金の請求)(2) 完 了 日 日 た日をいいます。	請求完了日 類焼補償被保険者 が第47条(保険金 が第47条(保険金 での請求)(2)おる による手をいい 機大量が複数 保険者が複数 は、完了した 日のうち最も が手続を完する が手続を完する が手続を完り上た 日のうち最も したします。
第47条(保険金	被保険者	類焼補償被保険者
の請求)および		
第48条(保険金		
の支払時期) 第48条 (注88)	この程陰初始におけて促	類焼損害保険金の支払を
他の保険契約	険の対象と同一敷地内に	
等	所在する被保険者所有の	
,	建物または家財について	
		害に対して保険金を支払
	までのいずれかに規定す	うべき他の保険契約もし
	る損害または費用に対し	
		損害保険金を支払うべき
	の保険契約または共済契	
	約をいいます。ただし、	済契約をいいます。
	第20条(修理付帯費用保険	
	金)の費用については利益 保険契約、営業継続費用	
	休陝笑約、呂栗榧杭賀用 保険契約その他これらに	
	類する保険契約および共	
	済契約を除きます。	
	① 第1章建物補償条項	
	第2条(保険金を支払	
	う場合)	
	② 第2章家財補償条項	
	第10条(保険金を支払	
	う場合)	
	③ 第3章費用補償条項	
	第16条(臨時費用保険	
	金)から第23条(特別 費用保険金)まで	
	[賃用休陜玉/よじ	

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

K 4 家賃損失補償特約(拡張補償用)

<用語の定義(五十音順)>

用語	定義
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
復旧期間	保険金支払の対象となる期間であいます。ったのでは掲げるは規模のが張を伴いるでは掲げるは規模のが張を伴いるとし、構造の改良には大きないりである。(推進を受けた保険の対象をははまれて、は、は、大きないりである。(推進を受けた保険の対象をはいるの不継続)をもとしまで、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年で
保険価額	第1条(保険金を支払う場合)に掲げられた事由が生じた時における保険の対象の家賃 月額に約定復旧期間月数を乗じた額をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
保険の対象	普通保険約款第1章建物補償条項第4条 (保険の対象の範囲) に規定する保険の対象 をいいます。
約定復旧期間	復旧期間を基準に当会社と保険契約者との 間で約定した保険証券記載の期間をいいます。

用語	定義		
家賃	建物の賃貸料(注)をいい、次のアからウまでに掲げるものは含みません。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる場合に限り、その賃貸料(注)を家賃に算入します。 ア・水道、ガス、電気、電話等の使用料金イ・権利金、礼金、敷金その他の一時金ウ・賄料 (注)賃貸料 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。		

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、保険期間中に発生した次の①から④までのいずれかに該当する事由により生じた家賃の損失に対して、この特約および<u>普通保険約款</u>に従い、保険金を支払います。

- ① 偶然な事故により、保険の対象について損害が生じたこと。 ただし、保険の対象について生じた損害に対して、普通保険約 款の規定により損害保険金が支払われるべき場合に限ります。
- ② 偶然な事故に起因して保険の対象と配管または配線により接続している次のアからウまでに掲げる事業者の占有する電気、ガスまたは水道の供給設備およびこれらに接続している配管または配線でその事業者が日本国内において占有するものの機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガスまたは水道の供給が中断または阻害されたこと。ただし、その中断または阻害が12時間以上継続した場合に限ります。
 - ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ. 水道法(昭和39年法律第177号)に定める水道事業者およ
 - ウ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者
- ③ 災害、犯罪、事件等の異常事態が発生したことにより、保険 の対象またはその所在する敷地内に対する警察その他の行政機 関による立入禁止、避難命令その他の処置が行われたこと。
- ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)の定めにより、保険の対象またはその 所在する敷地内への立入が制限または禁止されたこと。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた家賃の損失に対しては保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者 (注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 (注2)またはその者 (注2)の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ③から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、発生原因がいかなる場合でも、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた家賃の損失に対しては保

険金を支払いません。

- ① 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行 使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合 を除きます。
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(注6)または性質によ るさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れその他これ らに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によってその部分 に生じた損害
- ③ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者(注1)ま たはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の 注意をもってしても発見できなかった欠陥を除きます。
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険 者と生計を共にする親族(注7)の故意。ただし、被保険者に保 険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ⑤ 保険の対象の加工、修理等の作業(注8)中における作業上の 過失または技術の拙劣
- (6) 詐欺または横領
- 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的 事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって火災、 破裂または爆発が発生した場合を除きます。
- (8) 土地の沈下、移動または隆起

(注1)保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役また は法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行 するその他の機関をいいます。

(注3)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区にお いて著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をい います。

- (注4) 核燃料物質
 - 使用済燃料を含みます。
- (注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。 (注6) 自然の消耗もしくは劣化

- - 日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (注7) 親族 6親等内の血族、配偶者(注9)および3親等内の姻族をいいます。

(注8) 加工、修理等の作業

- - 建築、増改築作業等を含みます。
- (注9) 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第3条(賃貸の不継続)

被保険者が損害を受けた保険の対象の復旧もしくはそれに代わ る他の建物の再取得をしない場合または復旧しもしくは再取得し た建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損失の原因とな った第1条(保険金を支払う場合)①から④までの事由が発生し た時に効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得 ない事情がある場合を除きます。

第4条(保険金の支払額)

- 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金として支払う べき損失の額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合 は、当会社は、<u>保険価額</u>を限度とし、<u>家賃</u>について<u>復旧期間</u>(注10) 内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式によ って算出した額を保険金として、支払います。

家賃について復旧期間 (注10) 内に × 保険金額 = 保険金の額 生じた損失の額 保険価額

(注10) 復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

第5条(保険金支払の時期)

- (1) 当会社は、復旧期間が終了した後に保険金を支払います。
- (2) 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求があるときは、当会社は、(1)の規定にかかわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等 $^{(\pm 11)}$ がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、家賃について<u>復</u>旧期間 $^{(\pm 12)}$ 内に生じた損失の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を保険金として、支払います。

① 他の保険契約等 (注11) から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等 (注11) から保険金または共済金が支払われた 場合

支払限度額から、他の保険契約等(注11)から支払われた保険 金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険 契約の支払責任額を限度とします。

(注11) 他の保険契約等

第1条(保険金を支払う場合)の損失に対して保険金を支払うべき他の 保険契約または共済契約をいいます。

(注12) 復旧期間

<u>約定復旧期間</u>を限度とします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>の規定を準用します。

K 9 建物賠償責任補償特約

<用語の定義(五十音順)>

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
仕事	施設である建物を賃貸する業務およびこれ に付随する業務をいいます。
事故	次のアまたはイのいずれかに該当する事故 をいいます。 ア. 施設の所有、使用または管理に起因 する偶然な事故 イ. 被保険者の <u>仕事</u> の遂行に起因する偶 然な事故

用語	定義
施設	保険証券記載の建物またはその建物に収容される動産をいい、施設と同一敷地内(注)の被保険者が所有する他の動産を含みます。 (注)敷地内 囲いの有無を問わず、施設の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約されている保険者によって占するよって、のをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	保険証券記載のこの特約の支払限度額をい います。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する 後遺障害 (注) および死亡を含みます。 (注) 後遺障害 治療の効果が医学上期待できない 状態であって、身体に残された症 状が将来においても回復できない 機能の重大な障害に至ったものま たは身体の一部の欠損をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権 を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責 任が同じである他の保険契約または共済契約 をいいます。
被保険者	保険証券のこの特約の被保険者欄に記載さ れた者をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、保険期間中に発生した事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害 賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約 の規定に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合ーその1)

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、<u>被保険者 (注1)</u> またはこれらの者の法定代理人の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ④ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 環境汚染(注5)に起因する事故
- (2) 当会社は、<u>被保険者</u>が次の①から④までのいずれかに該当する 損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保 険金を支払いません。

- 被保険者と同居する親族(注6)に対する損害賠償責任
- ② <u>被保険者</u>の使用人 (注7) が<u>被保険者</u>の事業または業務に従事 中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その 使用人 (注7) が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
- ③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ④ <u>施設の損壊</u>について、その<u>施設</u>につき正当な権利を有する者 に対して負担する損害賠償責任
- (3) 当会社は、<u>被保険者</u>が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1)保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2 / **泰到** 群衆ま/

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において着しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注4) 核燃料物質によって汚染された物
- 原子核分裂生成物を含みます。

(注5)環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ<u>身体の障害</u>または<u>財物の損壊</u>が発生するおそれがある 状態をいいます。

- (注6) 親族
- 6 親等内の血族、配偶者 (注8) および3 親等内の姻族をいいます。 (注7) 使用人
- 雇用の有無を問いません。
 - 18)配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合ーその2)

当会社は、<u>被保険者</u>が次の①から⑦までのいずれかに該当する 損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保 険金を支払いません。

- ① 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による<u>財物</u>の <u>損壊</u>に起因する損害賠償責任
- ② 施設の修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害 賠償責任
- ③ 航空機、自動車または<u>施設</u>外における船舶および車両^(注9) もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者 の占有を離れ<u>施設</u>外にあるその他の<u>財物</u>に起因する損害賠償責 任
- ⑤ <u>仕事</u>の終了 (注10) または放棄の後に<u>仕事</u>の結果 (注11) に起因して負担する損害賠償責任
- ⑥ <u>仕事</u>以外の業務の遂行および日常生活に起因する損害賠償責任
- ⑦ 弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行 う行為に起因する損害賠償責任

(注9) 船舶および車両

次の①または②に掲げるものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
- (注10) 仕事の終了
- 仕事の目的物の引渡を要する場合は引渡をいいます。

(注11) 仕事の結果

<u>被保険者</u>が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置また は資材は仕事の結果とはみなしません。

第4条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までのいずれか に該当するものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
②損害防止費用	第7条 (事故発生時の義務) (1)①に規定する 損害の発生または拡大の防止のために必要また は有益であった費用
③緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④争訟費用	損害賠償責任の解決について、 <u>被保険者が当</u> 会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、 弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要 した費用
⑤示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、 <u>被保険者</u> が当 会社の書面による同意を得て支出した示談交渉 に要した費用
⑥協力費用	第8条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を 有する場合において、第7条(事故発生時の義 務)(1)④または第12条(代位)(3)の規定により、 被保険者が支出した、その権利の保全または行 使に必要な手続ならびにそのために当会社が必 要とする証拠および書類の入手のために要した 必要または有益な費用

第5条(保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①お

- よび②に掲げる金額の合計額とします。
- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載のこの特約 の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、<u>支</u> 払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払 限度額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

前条④または ⑤の費用	×	<u>支払限度額</u> 前条①の損害賠償金	=	前条④または⑤の費 用に対する支払額

第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注12) の合計額が損害の額 (注13) を超えるときは、当会社は、次 の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない 場合

この特約の支払責任額(注12)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額(注注3)から、他の保険契約等から支払われた保険金 または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の 支払責任額(注注2)を限度とします。

(注12) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注13) 損害の額

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までの事放発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

	事故発生時の義務	控除額
1	損害の発生および拡大の防止 に努めること。	発生または拡大を防止すること ができたと認められる額
2	<u>事故</u> 発生の日時、場所および <u>事故</u> の概要を直ちに当会社に 通知すること。	
3	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア. <u>事故</u> の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. <u>事故発生の日時、場所または事故</u> の状況について証人となる者があるおよび氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	左記の義務を怠ったことによっ て当会社が被った損害の額
4	他人に損害賠償の請求(注1) をすることができる場合には、 その権利の保全または行使に 必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 (注14) を することによって取得すること ができたと認められる額
5	損害賠償の請求(註4)を受け、 その全部または一部を承認す る場合には、あらかじめ当会 社の承認を得ること。ただし、 被害者に対する応急手当、護 送、診療、治療、看護その他 の緊急措置を行う場合を除き ます。	損害賠償責任がないと認められ る額

6	損害賠償の請求 (注14) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	
7	他の保険契約等の有無および 内容 ^(注15) について遅滞なく 当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによっ
8	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害ま	て当会社が被った損害の額

控除額

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③または ⑧の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③または ⑧の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注14) 損害賠償の請求

すること。

事故発生時の義務

たは身体の障害の調査に協力

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注15) 他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、 その事実を含みます。

第8条(当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、<u>被保険者</u>に代わって自己の費 用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権 (注16) について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした 後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、 被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うもの とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする 前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求 権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする 前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- (3) 保険金請求権 (注16) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡 することはできません。また、保険金請求権 (注16) を質権の目的

とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。 ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保 険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注16) 保険金請求権

第4条 (支払保険金の範囲) ②から⑦までの費用に対する保険金請求権 を除きます。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約に関する当会社に対する保険金請求権は、<u>被保険者</u>が 損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額に ついて、<u>被保険者</u>と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した 時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立し た時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害額または身体の障害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第11条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注17)からその日を含めて30日以内に、 当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の 確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、<u>事</u> <u>故</u>の原因、<u>事故</u>発生の状況、損害発生の有無および<u>被保険者</u>に 該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、 保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める 事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、 事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険 契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該 当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 $^{(注17)}$ からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数 $^{(注18)}$ を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を<u>被保険者</u>に対して通知するものとします。

	特別な照会または調査	延長後の日数
1	(1)①から④までの事項を確認するための、警察、 検察、消防その他の公の機関による捜査または	180日
	調査の結果の照会 (注19)	
2	(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、 鑑定等の結果の照会	90日
3	(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその 程度を確認するための、医療機関による診断、 後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の 結果の昭会	120日

	特別な照会または調査	延長後の日数
4)災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
(5)) (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者また は被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じ なかった場合 (注20) には、これにより確認が遅延した期間につい ては、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被 保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内

(注17) 請求完了日

- 被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した目をいいます。
- 下表に定める延長後の日数
- 複数に該当する場合は、そのうち最長の目数とします。
- (注19) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照 弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照
 - 会を含みます。
- (注20) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第12条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債 権(注21)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保 険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に 移転します。

	区分	移転する債権の限度額
1	当会社が損	次のアまたはイのいずれか低い額
	害賠償金の	ア. 左記の支払った保険金の額
	全額を保険	イ. 被保険者が取得した債権の全額
	金として支	<u></u>
	払った場合	
2	当会社が損	次のアまたはイのいずれか低い額
	害賠償金の	ア. 左記の支払った保険金の額
	一部を保険	イ. 次の算式により算出された額
	金として支	
	払った場合	被保険者が取得 損害賠償金のうち保険金
		した債権の額 が支払われていない額

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有 する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるも のとします。
- 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の 債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証 拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注21) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反し ないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

附則

(1) 第9条(先取特権)(1)および同条(2)の規定は、保険法(平成20 年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。 (2) 第9条(先取特権)(3)の規定は、保険法(平成20年法律第56号) の施行日以後に保険金請求権(注22)の譲渡または保険金請求権 (注22)を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適 用します。

(注22) 保険金請求権

保険法(平成20年法律第56号)の施行日前に発生した<u>事故</u>に係るものを 除きます。

別表 保険金請求書類

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠 償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
- ⑤ 損害賠償金の支払または<u>損害賠償請求権者</u>の承諾があったこと を示す書類
- ⑥ 身体の障害の程度を示す診断書、死亡診断書または後遺障害診 断書
- ② 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類または治療等 に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 被害が生じた物の価額を確認できる書類
- ⑨ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- ⑩ 被害が生じた物の写真または画像データ
- ① 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑 証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合に限り ます。
- ② その他当会社が第11条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な 事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠と して保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定め たもの

5 1 個人賠償責任補償特約(国内外補償)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	<u>財物</u> の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	次のアまたはイのいずれかに該当する事故をいいます。 ア. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活 (注) に起因する 偶然な事故 (注) 日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
支払限度額	保険証券記載のこの特約の支払限度額をいいます。
住宅	保険証券記載の建物をいい、敷地内 (注) の動産および不動産を含みます。 (注) 敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
親族	6 親等内の血族、 <u>配偶者</u> および3 親等内の 姻族をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する 後遺障害(注)および死亡を含みます。 (注)後遺障害 治療の効果が医学上期待できない 状態であって、身体に残された症 状が将来においても回復できない 機能の重大な障害に至ったものま たは身体の一部の欠損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権 を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含み ます。
被保険者	第3条(被保険者の範囲)(1)に規定する者 をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、保険期間中に発生した<u>事故</u>により、他 人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害 賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約 の規定に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者 (注1)、<u>被保険者</u>またはこれらの者の法定代理人の 故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注2)
 - ④ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑦ 環境汚染 (注5) に起因する事故
- - ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 主として<u>被保険者</u>の職務のために使用される動産または不動 産^(注6)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
 - ⑤ 被保険者と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある 場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ・航空機、船舶および車両(注7)または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1)保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を 執行するその他の機関をいいます。

(注2)暴

##来または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

(注5)環境汚染

流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ<u>身体の障害</u>または<u>財物の損壊</u>が発生するおそれがある状態をいいます。

(注6) 不動産

住宅の一部が主として<u>被保険者</u>の職務のために使用される場合は、その 部分を含みます。

(注7) 船舶および車両

次の①から③までに掲げるものを除きます。

- ① 主たる原動力が人力であるもの
- ② ゴルフ場敷地内(注8)におけるゴルフ・カート
- ③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(注8) ゴルフ場敷地内

囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続 した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中 断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場お よび更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除 きます。

第3条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における<u>被保険者</u>は、次の①から⑤までのいずれかに 該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとし ます。
 - ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚 (注9) の子
 - ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない<u>本人</u>の親権者またはそ の他の法定の監督義務者。ただし、<u>本人</u>が未成年の場合であっ て、本人に関する事故が生じたときに限ります。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故の発生の時におけるものをいいます。
- (3) (1)の本人が死亡した場合でも、保険契約者が(1)の本人を変更する手続を行うまでの間は、(1)および(2)の規定の適用は、変更前の本人との続柄によるものとします。

(注9)未婚

これまで婚姻歴がないことをいいます。

第4条(個別適用)

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによってこの特約の<u>支払限度額</u>が増額されるものではありません。

第5条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
①損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
②損害防止費用	第8条 (事故発生時の義務) (1)① に規定する 損害の発生または拡大の防止のために必要また は有益であった費用
③緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

名称	損害賠償金または費用の内容
④争訟費用	損害賠償責任の解決について、 <u>被保険者</u> が当 会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、 弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要 した費用
⑤示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、 <u>被保険者</u> が当 会社の書面による同意を得て支出した示談交渉 に要した費用
⑥協力費用	第9条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦権利保全行使 費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を 有する場合において、第8条 (事故発生時の義 務)(1)④または第13条 (代位)(3)の規定により、 被保険者が支出した、その権利の保全または行 使に必要な手続ならびにそのために当会社が必 要とする証拠および書類の入手のために要した 必要または有益な費用

第6条(保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②に掲げる金額の合計額とします。

- ① 前条①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載のこの特約 の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、<u>支</u> 払限度額を限度とします。
- ② 前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が支払 限度額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額 を支払います。

前条④または ⑤の費用 ×

<u>支払限度額</u> 前条①の損害賠償金

前条④または⑤の費 用に対する支払額

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額 (注10)の合計額が損害の額(注11)を超えるときは、当会社は、次 の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない 場合

この特約の支払責任額(注10)

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額 (注11) から、他の保険契約等から支払われた保険金 または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の 支払責任額 (注10) を限度とします。

(注10) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済 金の額をいいます。

(注11) 損害の額

それぞれの保険契約等に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も 低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または<u>被保険者</u>は、<u>事故</u>が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までの<u>事故</u>発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または<u>被</u>保険者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

	<u>事故</u> 発生時の義務	控除額
1	損害の発生および拡大の防止 に努めること。	発生または拡大を防止すること ができたと認められる額
2	<u>事故</u> 発生の日時、場所および <u>事故</u> の概要を直ちに当会社に 通知すること。	
3	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア・事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ・事故発生の日時、場所または事故の状況につる場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ・損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	左記の義務を怠ったことによっ て当会社が被った損害の額
4	他人に損害賠償の請求 (注12) をすることができる場合には、 その権利の保全または行使に 必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求 (注12) を することによって取得すること ができたと認められる額
5	損害賠償の請求(註2)を受け、 その全部または一部を承認す る場合には、あらかじめ当会 社の承認を得ること。ただし、 被害者に対する応急手当、護 送、診療、治療、看護その他 の緊急措置を行う場合を除き ます。	損害賠償責任がないと認められ る額
6	損害賠償の請求(^{注12)} につい ての訴訟を提起し、または提 起された場合は、遅滞なく当 会社に通知すること。	
7	他の保険契約等の有無および 内容 (注13) について遅滞なく 当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによっ
8	①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または身体の障害の調査に協力すること。	て当会社が被った損害の額

- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① 保険契約者または<u>被保険者が、正当な理由がなく(1)③または</u> ⑧の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ② 保険契約者または<u>被保険者</u>が、正当な理由がなく(1)③または ⑧の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注12) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注13) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、 その事実を含みます。

第9条(当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、<u>被保険者</u>に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
- (2) (1)の場合において、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 被保険者が正当な理由がなく(2)の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条(先取特権)

- (1) <u>損害賠償請求権者は、被保険者</u>の当会社に対する保険金請求権 (注14) について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした 後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、 被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うもの とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする 前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求 権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする 前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、 当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
- 3)保険金請求権 (注14) は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権 (注14) を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により<u>被保険者</u>が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注14) 保険金請求権

第5条(支払保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する保険金請求権 を除きます。

第11条(保険金の請求)

- (1) この特約に関する当会社に対する保険金請求権は、<u>被保険者が 損害賠償請求権者</u>に対して負担する法律上の損害賠償責任の額に ついて、<u>被保険者と損害賠償請求権者</u>との間で、判決が確定した 時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立し た時に発生し、これを行使することができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりませ
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額または身体の障害の程度等に 応じ、保険契約者、被保険者に対して、別表に掲げるもの以外の 書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求め ることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証 拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

第12条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注15)からその日を含めて30日以内に、 当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の 確認を終え、保険金を支払います。

 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、

保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める 事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、 事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険 契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該 当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日 (注16) からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数 (注16) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

	特別な照会または調査	延長後の日数
1	(1)①から④までの事項を確認するための、警察、 検察、消防その他の公の機関による捜査または 調査の結果の照会 (注17)	180日
2	(1)①から④までの事項を確認するための、医療 機関、検査機関その他の専門機関による診断、 鑑定等の結果の照会	90日
3	(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその 程度を確認するための、医療機関による診断、 後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の 結果の照会	120日
4	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの 事項の確認のための調査	60日
5	(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注18)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - (注15) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注16) 下表に定める延長後の日数
 - 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注17) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注18) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条(代位)

(1) 損害が生じたことにより<u>被保険者</u>が損害賠償請求権その他の債権 (注19) を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
償金の全額を保	次のアまたはイのいずれか低い額 ア. 左記の支払った保険金の額 イ. 被保険者が取得した債権の全額

	区分		する債権の限度額
2	当会社が損害賠	次のアまたはイク	のいずれか低い額
	償金の一部を保	ア. 左記の支払・	った保険金の額
	険金として支払	イ. 次の算式に。	より算出された額
	った場合	被保険者が 取得した債 権の額	損害賠償金のうち保険 - 金が支払われていない 額

- (2) (1)の場合において、当会社に移転せずに<u>被保険者</u>が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の 債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証 拠および書類の入手に協力しなければなりません。

(注19) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

附則

- (1) 第10条 (先取特権) (1)および同条(2)の規定は、保険法 (平成20年 法律第56号) の施行日以後に<u>事故</u>が発生した場合に適用します。
- (2) 第10条 (先取特権) (3)の規定は、保険法 (平成20年法律第56号) の施行日以後に保険金請求権 (註20) の譲渡または保険金請求権 (注20) を目的とする質権の設定もしくは差押えがされた場合に適 用します。

(注20) 保険金請求権

保険法(平成20年法律第56号)の施行日前に発生した<u>事故</u>に係るものを 除きます。

別表 保険金請求書類

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
- ⑤ 損害賠償金の支払または<u>損害賠償請求権者</u>の承諾があったこと を示す書類
- ⑥ <u>身体の障害</u>の程度を示す診断書、死亡診断書または後遺障害診 断書
- ② 逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類または治療等 に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 被害が生じた物の価額を確認できる書類
- ⑨ 修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- ⑩ 被害が生じた物の写真または画像データ
- ① 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書。ただし、保険金の請求を第三者に委任する場合に限ります。
- ② その他当会社が第12条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な 事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠と して保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定め たもの

賠償事故の解決に関する特約

[個人賠償責任補償特約が付帯される場合に適用されます。]

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
支払金額	この保険契約において当会社が支払うべき 保険金の額をいいます。	
損害賠償額	次の算式によって算出した額をいいます。 (被保険者が損害賠償	
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権 を有する者をいいます。	
賠償事故	第2条(当会社による援助)に掲げる事由 をいいます。	
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいい ます。	

第1条 (この特約の適用条件)

この特約の規定は、普通保険約款に次条に掲げる特約が付帯されている場合にのみ適用されるものとします。

第2条(当会社による援助)

当会社は、この特約により、被保険者が次のいずれかに該当する賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

- ① 個人賠償責任補償特約 (国内外補償) 第1条 (保険金を支払う場合) の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊
- ② 個人賠償責任補償特約包括契約に関する特約(国内外補償) 第1条(保険金を支払う場合)の事故による他人の身体の障害 または他人の財物の損壊
- ③ マンション用賠償責任補償特約第1条(保険金を支払う場合)(2) の事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊

第3条(当会社による解決)

- (1) 被保険者が<u>賠償事故</u>にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、 または当会社が<u>損害賠償額</u>の支払の請求を受けた場合には、当会 社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、 当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続^(注1)を行います。
- (2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が支払金額を明らかに超える場合
 - ② <u>損害賠償請求権者</u>が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注1) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続 弁護士の選任を含みます。

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) <u>賠償事故</u>によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が 発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対し て支払責任を負う限度において、当会社に対して<u>損害賠償額</u>の支 払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が第2条(当会社による援助)に掲げる特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害 賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、 判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立し た場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害 賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、 書面による合意が成立した場合
 - ③ <u>損害賠償請求権者</u>が被保険者に対する損害賠償請求権を行使 しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のアまたはイのいずれかに該当する事由があった場合ア.被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明イ.被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (4) (2)または(6)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して 損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会 社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支 払ったものとみなします。
- (5) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額 (注3) が支払限度額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。たたし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。(1) (2)(4)に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる 損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者または その法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請 求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (6) (5)②または③に該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が第2条(当会社による援助)に掲げる特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。

(注2) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または<u>損害賠償額</u>がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または<u>損害賠償額</u>がある場 合は、その全額を含みます。

第5条(損害賠償請求権の行使期限)

第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権 は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使 することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害 賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、 判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による 合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効 によって消滅した場合

第6条 (読替え規定)

この特約については、第2条(当会社による援助)に掲げる特約の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
各特約中、(保険金の 請求) に関する規定	被保険者が保険金の 支払を請求する場合 は、	損害賠償請求権者が 損害賠償額の支払を 請求する場合は、
各特約中、(保険金の 支払時期) に関する 条文(1)に規定する請 求完了日の注釈	被保険者が前条(2)の 規定による手続きを 完了した日をいいま す。	損害賠償請求権者が 前条(2)の規定による 手続きを完了した日 をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>および第2条(当会社による援助)に 掲げる特約の規定を適用します。

J6 保険金額調整等に関する特約(すまいの総合 保険田)

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条 (保険金額の調整)

当会社は、建築費または物価の変動等により、<u>普通保険約款</u>第 1章建物補償条項により定めた建物の保険金額を調整する必要が 生じた場合は、保険証券記載の保険契約者に対する書面による通 知をもって、将来に向かって、保険金額を妥当な金額に調整し、 増額または減額した保険金額に相当する保険料を返還または請求 することができます。

第2条(保険金額の調整に伴う保険料の払込みを怠った場合の取扱い)

前条の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払うべき事故による損害については、<u>普通保険約款</u>の規定にかかわらず、次の算式により算出した額を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、前条の規定にかかわらず、調整されなかったものとします。

普通保険約款第1章建 物補償条項第5条(保 険金の支払額)の規定 による損害の額

保険金額

= 損害保険金の額

(注) 再調達価額

損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用 途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいい ます。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された長期保険保険料一括払特約または長期保険保険料分割払特約その他の特約の規定を準用します。

J 5 保険金の支払方法の変更に関する特約(再調 達価額・比例払)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険の対象の評価に関する特則)

当会社は、この特約が付帯された保険契約においては、<u>普通保</u> <u>除約款</u>第1章建物補償条項第8条(保険の対象の評価)の規定を 適用しません。

第2条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金として支払うべき損害の額は、<u>再調達価額</u>によって定めます。
- 2) 普通保険約款第1章建物補償条項第4条(保険の対象の範囲) に規定する保険の対象について生じた事故のうち、次の①から⑧ までに掲げる事故以外の偶然な事故については、(1)に規定する損 害の額から1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引い た残額を損害の額とします。
 - ① 火災
 - ② 落雷
 - ③ 破裂または爆発 (注1)
 - ④ 風災 (注2)、電災または雪災 (注3)
 - ⑤ 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落 下もしくは飛来、土砂崩れまたは④もしくは⑧による損害を除 きます。
 - ⑥ 次の(r)または(r)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水 (注 $^4)$ による茶濡れ。ただし、(4または(8による損害を除きます。
 - (ア) 給排水設備(注5)に生じた事故
 - (4) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
 - ⑦ 騒擾およびこれに類似の集団行動 (注6) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
 - ⑧ 水災 (注7)
- (3) 保険金額が再調達価額の80%に相当する額以上の場合は、<u>普通保険約款</u>第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、当会社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (4) 保険金額が再調達価額の80%に相当する額より低いときは、普 通保険約款第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定 にかかわらず、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によっ

て算出した額を損害保険金として、支払います。

(1)および(2)

の規定によ × 保険金額

る損害の額 再調達価額の80%に相当する額

=損害保険金の額

(注1) 破裂または爆発

- 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (注2) 風災 台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- ロ風、旋風、泰風、泰風、南東で V·V·、 (八八、 南衛寺で除さまり) (注3) 雪災
 - 豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。
- (注4)溢水
 - 水が溢れることをいいます。
- (注5) 給排水設備

給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注6) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群集または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、 暴動(注8)に至らないものをいいます。

(注7) 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。

(注8)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3条(特別費用保険金の不担保)

当会社は、普通保険約款第3章費用補償条項第23条(特別費用保険金)の規定にかかわらず、同条に規定する特別費用保険金を支払いません。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反し ないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

H 9 他の長期保険契約がある場合の価額協定特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
再調達価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。	
他の長期保険契約	価額協定保険特約およびこれに類似の特約を付帯しない他の保険契約等のうち、保険期間が1年を超えるものをいいます。	

用語	定義
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の 敷地内(注)に所在する被保険者所有の建物に ついて締結された普通保険約款第1章建物補 償条項第2条(保険金を支払う場合)の保険契約ま に対して保険金を支払うべき他の保険契約をいいます。 (注)敷地内 特別の約定がないかぎり、囲いの 有無を問わず、保険の対象のに連続した土 地で、同一のの保険契約され近も のをいよす。また、公地内とは 等が介在していても敷地内 等が介在していても東地内と でれることなく、これを連続した 土地とみなします。
評価額	普通保険約款第1章建物補償条項第8条 (保険の対象の評価)(1)の規定により評価し た保険証券記載の額をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。

第1条(保険金額の設定方法)

この保険契約の保険の対象である建物について、他の長期保険契約がある場合には、普通保険約款第1章建物補償条項第8条(保険の対象の評価)(2)に規定する特別の約定として、評価額から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額により保険金額を定めることができます。

第2条(保険金額の変更)

前条の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の 後、保険金額を変更するときにも、同条と同様の方法によるもの とします。

第3条(損害保険金の支払額)

(1) 前2条の規定により保険金額を定めた場合は、当会社は、次の 算式によって算出した額をこの保険契約の損害保険金として支払 います。

保険の対象の この保険契約の <u>再調達価額</u>に × <u>保険金額</u> - 保険証券記載の <u>許価額</u> - 保険証券記載の 損害の額

- =この保険契約で支払う損害保険金の額
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の長期保険契約がある場合において、(1) の規定により算出したこの保険契約の支払責任額と、他の保険契約等がないものとして算出した他の長期保険契約の支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次の①および②の規定により算出した額を損害保険金として支払います。
 - ① 他の長期保険契約から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額
 - ② 他の長期保険契約から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の長期保険契約から支払われた保険金ま たは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約 の支払責任額を限度とします。
- (3) 保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額 に基づき保険金を支払う旨の約定がない他の長期保険契約がある

ときには、当会社は、(2)の規定にかかわらず、次の算式によって 算出した額を損害保険金として支払います。ただし、この保険契 約の支払責任額を限度とします。

他の長期保険契約によって

損害の額 - 支払われるべき保険金また = (1)の損害保険金の額 は共済金の額

(注1)保険証券記載の免責金額

普通保険約款または他の特約の規定により免責金額が適用となる事故に 限ります。

第4条(特別費用保険金を支払わない場合)

第1条(保険金額の設定方法)または第2条(保険金額の変更)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき、保険金額が評価額(註2)から他の長期保険契約の保険金額を差し引いた額に満たないときまたは他の長期保険契約により保険金が支払われないときには、その損害については、普通保険約款第3章費用補償条項第23条(特別費用保険金)の規定は適用しません。

(注2) 評価額

この場合の評価額は、普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)の規定によって再評価が行われた場合には、その再評価額をいいます。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、 普通保険約款 およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

LF 質権設定禁止に関する特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
承認抵当権者	保険契約申込書またはその添付書類に記載 されかつ当会社が承認した抵当権者をいいま す。
抵当権	保険の対象に設定された抵当権をいい、根 抵当権を含みます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいい ます。
保険契約	この特約が付帯された保険契約をいい、そ の継続契約を含みます。
保険の対象	<u>保険契約</u> の保険の対象をいいます。
約款等	<u>普通保険約款</u> およびこれに付帯された特約 をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、保険の対象に抵当権が設定されている場合 (註) に、当会社、保険契約者、被保険者、および承認抵当権者との間で適用されます。

(注) 抵当権が設定されている場合

将来における<u>抵当権</u>の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

第2条 (譲渡および質権設定等の禁止)

保険契約者または被保険者は、この特約が付帯された保険契約 に関する保険金請求権、解除返還保険料請求権および失効返還保 険料請求権について、譲渡、質権設定その他第三者の権利を設定 することはできません。ただし、すべての<u>承認抵当権者</u>および当 会社の承認を得た場合を除きます。

第3条(保険契約者による保険契約解除権の制限)

保険契約者が、約款等の保険契約の解除に関する規定に基づき、この特約が付帯された保険契約を解除しようとする場合、この解除権は、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第4条(承認抵当権者の追加または削除)

- (1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に 対する書面による通知をもって<u>承認抵当権者</u>を追加または削除す ることができます。
- (2) (1)の規定により保険契約者が<u>承認抵当権者</u>を追加する場合は、 その承認抵当権者について、第1条 (この特約の適用条件)の規 定中「この特約の有効期間の開始時」とあるのを「その<u>承認抵当</u> 権者が追加された時」と読み替えてこれを適用するものとします。
- (3) (1)の規定により保険契約者が承認抵当権者を削除することができるのは、次の①または②のいずれかに該当する場合に限るものとします。
 - ① <u>承認抵当権者</u>の削除について、その<u>承認抵当権者</u>の書面による同意を得た場合
 - ② 削除するすべての<u>承認抵当権者</u>について、第1条(この特約 の適用条件)に定める<u>抵当権</u>の消滅を保険契約者または被保険 者が証明した場合

第5条(承認抵当権者に対する保険証券の提示または返還の特則)

承認抵当権者から当会社に対し抵当権の物上代位権の行使に基づく保険金支払請求がなされた場合には、当会社は、約款等の規定にかかわらず、承認抵当権者に対して保険証券の提示または返還がなくても、保険金を支払うことができるものとします。

第6条(承認抵当権者への通知)

- (1) 当会社は、この特約が付帯されている保険契約につき、保険契約者から保険料の支払がなく約款等の規定により解除する場合には、その解除を予定した時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、保険契約を解除する旨を通知することができます。
- (2) 当会社は、この特約が付帯されている保険契約が満了し、かつ 継続契約が締結されない場合には、契約満了時において、この特 約が適用される<u>承認抵当権者</u>に対し、継続契約が締結されていな い旨を通知することができます。
- (3) 当会社は、この特約が付帯されている保険契約につき保険金を支払うべき事故が発生した場合には、その事故発生時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、事故の発生を通知することができます。
- (4) 当会社が承認抵当権者に対する(1)から(3)までの規定による通知 を実施する場合において、通知が遅れた場合であっても、故意ま たは重大な過失がないかぎり、当会社は<u>承認抵当権者</u>に対して何 らの責任を負担しないものとします。

第7条(情報開示の同意)

保険契約者および被保険者は、前条に基づく通知により、前条の情報が<u>承認抵当権者</u>に対して開示されることをあらかじめ同意するものとします。

第8条(保険契約者によるこの特約の解除)

保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合にかぎり、当会社に対する書面による通知をもってこの特約を解除することができます。

① この特約の解除について、すべての<u>承認抵当権者</u>の書面による同意を得た場合

② すべての<u>承認抵当権者</u>について、第1条(この特約の適用条件)に定める<u>抵当権</u>の消滅を保険契約者または被保険者が証明した場合

第9条(承認抵当権者によるこの特約に基づく権利の放棄および譲渡)

- (1) <u>承認抵当権者</u>は、当会社に対する書面による通知をもってこの 特約に基づく権利を放棄することができます。
- (2) 第1条(この特約の適用条件)に定める抵当権を承認抵当権者 以外の第三者に移転し、これを承認抵当権者が証明した場合に、 当会社が承認するときは、承認抵当権者は抵当権を移転した第三 者にこの特約に基づく権利を譲渡することができます。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、約款等の規定を準用します。

M2 共同保険に関する特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保 険契約の幹事保険会社として指名した保険会 社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条(独立責任)

この保険契約は、<u>引受保険会社</u>による共同保険契約であって、 <u>引受保険会社</u>は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受 割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利 を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社が行う事項)

幹事保険会社は、全ての<u>引受保険会社</u>のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその 譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もし くは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もし くは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券 に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または 保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会 社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに 掲げる事項は、全ての<u>引受保険会社</u>がこれを行ったものとみなし ます。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行っ

た通知その他の行為は、全ての<u>引受保険会社</u>に対して行われたものとみなします。

6 9 長期保険保険料分割払特約 (すまいの総合保 険用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義	
危険	損害の発生の可能性をいいます。	
危険増加	告知事項についての <u>危険</u> が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその <u>危険</u> を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。	
契約年度	保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。 以降、保険期間の初日の応当日から順次2年 目の契約年度、3年目の契約年度となります。	
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書(注1)の記載事項とをいい、この保険契約中込書(注1)の記載事項とのをいい、この保険契約における保険の対象と同一の敷地内(註2)に所在する被保た次のアからのまたはの他の保険する重要な事項でするでのいる結結を指揮する。 ア・普通保険約款第1章建物補償条項第2条(保険金を支払う等場合) カ・普通保険約款第3章費用補償条項第10条(保険約款第3章費用補償条項第10条(保険約款第3章費用補償条項第16条(臨時費用保険金) から第23条(特別費用保険金) をで(注1)保属する明細のの表する場合には1)保属する明細ののでは、10、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	
次回払込期日	次のアまたはイに掲げる日をいいます。 ア. 年額保険料を12回に分割して払い込む場合 分割保険料を払い込むべき払込期日 の翌月の払込期日 イ. 年額保険料を一時に払い込む場合 分割保険料を払い込むべき払込期日 の翌月の所定の振替日	
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。	
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。	

用語	定義
年額保険料	契約年度ごとに払い込むべき <u>分割保険料</u> の 総額をいいます。
評価事項	保険の対象の評価または再評価のために必 要なものとして当会社が照会した保険の対象 の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。
分割保険料	この保険契約の保険期間を通じた総保険料 を、保険証券記載の回数および金額に分割し たものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいい ます。

第1条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険 期間を通じた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割し て払い込むことを承認します。

第2条(分割保険料の払込方法)

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回<u>分割保険料</u>を払い込み、第2回目以降の<u>分割保険料</u>については、<u>払込期日</u>までに払い込まなければなりません。

第3条(第1回分割保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回<u>分割保険料</u>領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、 保険金を支払いません。

第4条(第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責)

- (1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の<u>分割保険料</u>について、 その<u>分割保険料</u>を払い込むべき<u>払込期日</u>の属する月の翌月末日ま でに払い込むことを怠った場合は、その<u>払込期日</u>の翌日以後に生 じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いませ ん。
- (2) 当会社が第2回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)および第6条(解除一分割保険料不払の場合)①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
 - ① その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - ② ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料 (注1) が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
- (3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した<u>払込期日</u>に 払い込むべき第2回目以降の<u>分割保険料</u>の払込みを怠っていた場 合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払 込みを怠っていた<u>分割保険料</u>の全額を当会社に払い込まなければ なりません。

(注1) ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料

第4条(第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責) (2)①の分割保険料と同一契約年度の分割保険料に限ります。

第5条(保険契約終了の場合の分割保険料の払込み)

保険金の支払によって、<u>普通保険約款</u>第4章基本条項第51条 (保険金支払後の保険契約)の規定により、この保険契約が終了 する場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約 者は、保険金支払の原因となった損害が発生した契約年度 込分割保険料 (註2)を一時に払い込まなければなりません。

(注2) 未払込分割保険料

保険金支払の原因となった損害が発生した契約年度の<u>年額保険料</u>から既に払い込まれたその契約年度の<u>分割保険料</u>の総額を差し引いた残額をいいます。

第6条(解除一分割保険料不払の場合)

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。なお、この解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を 解除することができる場合	解除の効力の発生の日
① <u>払込期日</u> の属する月の翌月末日までに、その <u>払込期日</u> に払い 込まれるべき <u>分割保険料</u> の払込 みがない場合	その分割保険料を払い込むべ き <u>払込期日</u>
② <u>払込期日</u> までに、その <u>払込期</u> 且に払い込まれるべき分割保険 料の払込みがなく、かつ、 <u>次回</u> 払込期日までに、 <u>次回払込期日</u> に払い込まれるべき <u>分割保険料</u> の払込みがない場合	次回払込期日

第7条(保険料の返還または請求および分割保険料の変更)

(1) 下表のいずれかの事由に該当する場合は、当会社は、おのおの の事由に掲げる保険料または<u>分割保険料</u>に関する規定に従い、保 険料を返還または請求し、<u>分割保険料</u>を変更します。

該当する規定	事由	保険料または <u>分割保険料</u> に関する規定
① 普通保険約	普通保険約款第1章建物	承認した日の属する <u>契約</u>
<u>款</u> 第4章基	補償条項第8条(保険の	<u>年度</u> までの各 <u>契約年度</u> に
本条項第28	対象の評価)(1)に規定す	ついては、変更前の年額
条(告知義務)	る評価の際に告げられた	保険料と変更後の年額保
(3)	評価事項についての訂正	<u>険料</u> との差額を返還また
	の申出を当会社が承認し、	は請求し、承認した日の
	かつ、保険料を変更する	属する <u>契約年度</u> の翌 <u>契約</u>
	必要があるとき。	<u>年度</u> 以降、 <u>分割保険料</u> を
②普通保険約款	普通保険約款第4章基本条	変更後の保険契約の条件
第4章基本条	項第28条 (告知義務) (1)に	による保険料に変更しま
項第30条(告	より告げられた内容が事実	す。
知義務違反に	と異なる場合において、 <u>告</u>	
よる保険契約	<u>知事項</u> についての訂正の申	
の解除を行わ	出を当会社が承認し、かつ、	
ない場合) ③	保険料を変更する必要があ	
	るとき (注3)。	

該当する規定	事由	保険料または <u>分割保険料</u> に関する規定
	保険契約者が超過部分について、保険契約を取り消した場合	保険契約を指数を対しています。 保険契約を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を対しては、 を変更額がとの差者保験との を変更額がとの。 を変更額がとの。 を変更額がとの。 を変更額がとの。 を変更額がとの。 を変更額がとの。 がとの。 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
款第4章基 本条項第28	普通保険約款第4章基本 条項第31条(通知義務) (2)に規定する再評価の際 に告げられた評価事項を ついての訂正の申出を 会社が承認し、かつ、 検料を変更する必要があ る場合。	承起の属外の を
③ <u>普通保険約</u> <u>款</u> 第4章第4 本条項第31 条(通知義 務)(1)	左記に規定する事実の発生によって普通保険約款第4章基本条項第32条(通知義務に関する保険増加が生じた場合において、保険料を変更する場合があるとき(注3)。	危険増加または危険の減属 少が生じた時(註4)の本 する契約年度の年額保険 利の差額については、本 通保険約款第4章基本及 項第43条(保)の規求し 減選または危険の規求し 減選または危し 減選または危しの減す り返週または危後のの が生じた時の翌契約年度 る契約年度の翌契約年度
数第4章基 本条項第31 条(通知 務)(2) 8普通保険約 款第4章31 条(通知義	危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき (注3)。 当会社が保険金額の増減または新たな保険の対対象はがな保険の対対象はかて、保険料を変更する場のにおいて、保険料を変更する必要があるとき。	以降、分割保険料を変更 後の保険料を変更します。 る保険料に事実の発生した年 が認する事実的発生した年 が認する事契約年度の年 は、普通保険約款第4年 は、普通保険約款(保険料 返還り返する事または遺または 選または遺または遺または 返還り返する事実的発度 し、手の属する契約年度
務)(4) ③ 普通保険約 款第4章基 本条項第33 条(転居に伴 う家財移転 時の特則)	合において、保険料を変	の翌契約年度以降、分割 保険料を変更後の保険契 約の条件による保険料に 変更します。

該当する規定	事由	保険料または <u>分割保険料</u> に関する規定
①普通保険約 款第4章 第94章 本条項第39 条(保険金 額の調整) (2)		保険契約者が保険金額の減額を請求した自額保険の を基準を担けた。 を基準を担けた。 の差額についた。 保険約款 第45章を通過では、本・ を登録をは、 を登録をは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 な、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
1	険契約締結の後、保険契 約者が書面をもって保険	求)の規定により返還ま たは請求し、承認した日

		MI BA Jol & 1 C del MI BA Jol
該当する規定	事由	保険料または <u>分割保険料</u> に関する規定
22普通保険約	当会社が保険契約を解除	左記の事由が発生した日
款第4章基	した場合	の属する月の翌月以降の
本条項第29		日を払込期日とする分割
条(告知義		保険料が既に払い込まれ
務違反によ		ている場合には、その分
る保険契約		割保険料の総額を返還し
の解除)(1)		ます。
3 普通保険約		
款第4章基		
本条項第32		
条(通知義		
務に関する		
保険契約の		
解除)(1)		
(4)普通保険約		
款第4章基		
本条項第41		
条 (重大事		
由による解		
除)		
15 普通保険		
約款第4章		
基本条項第		
43条 (保険		
料の返還ま		
たは請求(3)		
16普通保険約	保険契約者が保険契約を	
款第4章基	解除 (注5) した場合	
本条項第40		
条(保険契		
約者による		
保険契約の		
解除)		
	保険契約が終了した場合	保険契約が終了または失
<u>款</u> 第4章基		効した日の属する月の翌
本条項第51		月以降の日を <u>支払期日</u> と
条(保険金		する分割払保険料が既に
支払後の保		払い込まれている場合に
<u> </u>		は、その分割保険料の総
		額を返還します。
款第4章基	なる場合	
本条項第37		
条(保険契		
約の失効)		

- (2) (1)の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険 契約者は、(1)の各事由ごとに定める差額保険料の全額を一時に払 い込まなければなりません。
- (3) (1)①または④の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式により算出した額(注7)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、同第28条(告知義務)(3)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

保険金額

- = 普通保険約款第1章建物補償条項第5条の損害保険金
- (4) (1)②、⑤または⑨の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき (注8) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っ ていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、<u>危険増加</u>が生じた場合における、その<u>危険増加</u>が 生じた時より前に発生した事故による損害または費用については 適用しません。
- (7) (1)⑦の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、(3)の第式により算出した額(注7)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。
- (8) (1)⑧の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注8)は、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務)(4)の規定にかかわらず、保険金額の増額または新たな保険の対象の追加がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険が設めまずにある。
- (9) (1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される<u>普通保険約款</u>および特約に従い、保険金を支払います。
 - (注3) 保険料を変更する必要があるとき

保険金額を増額または減額する場合を含みます。

(注4) 危険増加または危険の減少が生じた時保険契約者または被保険者の申出に基づく、<u>危険増加</u>または<u>危険</u>の減少が生じた時をいいます。

(注5)解除

次の①または②の場合を含みます。

- ① おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合において、その一部を解除する場合
- ② 別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特約のみを解除する場合
- (注6) 失効
 - 保険契約が効力を失うことをいいます。
- (注7) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注8) その支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条(保険料の返還または請求一料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の<u>分割保険料</u>の変更は行いません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

70 長期保険保険料一括払特約(すまいの総合保 険用)

<用語の定義(五十音順)>

語の定義(五十首順) > この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義		
危険	損害の発生の可能性をいいます。		
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。 保険期間の初日からその日を含めて計算し		
契約年度	て満1か年を1年目の契約年度といいます。 以降、保険期間の初日の応当日から順次2年 目の契約年度、3年目の契約年度となります。		
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約では計りの記載事項とすることとこの保険の対象と同一の敷地内、財にこの保険契約における保険を対象と同一の敷またはのいまたはのいて締結されてでする。というでは、大きなとは、大きなというでは、大きなというでは、大きないのは、大きなというでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないが、大きないないないが、大きないないが、大きないないないが、大きないないないが、大きないないが、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。		
未経過料率	当会社の定める長期保険未経過料率をいい ます。		
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結 の時から生じなかったものとして取り扱うこ とをいいます。		

第1条(保険料の返還または請求)

(1) <u>普通保険約款</u>第4章基本条項の規定にかかわらず、下表のいず れかの事由に該当する場合は、当会社は、おのおのの事由に掲げ る保険料に関する規定に従い、保険料を返還または請求します。

る保険料に関	する規定に従い、保険料を	を返還または請求します。
該当する規定	事由	保険料に関する規定
款第4章基 本条項第28	規定する再評価の際に告げられた評価事項 (注1) についての訂正の申出を当会社	の保険料との差に基づき、 未経過期間 (注2) に対し未 経過料率によって計算し
	左記に規定する事実の発生によって普通保険約款 第4章基本条項第32条 (通知義務に関する保険 契約の解除)(1)の危険増加が生じた場合において、 (保険料を変更する必要があるとき(浴3)。	
3	<u>危険</u> が減少した場合において、保険料を変更する 必要があるとき ^(注3) 。	
款第4章基	当会社が保険金額の増減 または新たな保険の対象 の追加を承認する場合に おいて、保険料を変更す る必要があるとき。	
款第4章基	保険の対象である家財の 場所の移転を承認する場 合において、保険料を変	
条(転居に伴 う家財移転 時の特則)	更する必要があるとき。	
款第4章基本条項第39 条(保険金額の調整)(2)		
8	①から⑦までのほか、保険契約締結の後、保険契約締結の後、保険契約の が書面をもって保険契約の 条件の変更を当会社に通知 し、承認の前を承認のする場合 において、保険料を変更す る必要があるとき。	

該当する規定	事由	保険料に関する規定
⑨ 普通保険約	当会社が保険契約を解除	未経過期間に対し未経過
款第4章基	した場合	料率によって計算した保
本条項第29		険料を返還します。
条(告知義務		
違反による		
保険契約の		
解除)(1)		
⑩ 普通保険約		
款第4章基		
本条項第32		
条(通知義務		
に関する保		
険契約の解		
除)(1)		
①普通保険約		
款第4章基		
本条項第41		
条(重大事由		
による解除)		
②普通保険約		
款第4章基		
本条項第43		
条(保険料の		
返還または		
請求)(3)	A Mark Att Disch at Mark Att Disch	
	保険契約者が保険契約を	
	解除 (注4) した場合	
本条項第40		
条(保険契約		
者による保		
険契約の解		
除) ④普通保険約	保険契約が終了した場合	終了した日の属する契約
款第4章基	保険契約が終 しに場合	年度を経過した日以降の
		井屋を程過した日以降の 期間に対し、未経過料率
条(保険金支		別間に対し、 <u>木柱週科学</u> によって計算した保険料
**(保険金叉 払後の保険		によつて可昇した保険科 を返還します。
型約)(1)		で処理しまり。
	保険契約が失効 (注5) と	土終温期間に対し 土終
款第4章基		過料率によって計算した
本条項第37		保険料を返還します。
条(保険契約		WITH CLORE U & JO
の失効)		
- / / /////		1

- (2) (1)の規定により、当会社が保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) (1)①の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普通保険約款第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定にかかわらず、次の算式により算出した額(注6)を損害保険金として支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款第4章基本条項第28条(告知義務)(3)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

= 普通保険約款第1章建物補償条項第5条の損害保険金

- (4) (1)②、⑥の規定による追加保険料を請求する場合において、当 会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき (注7) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、こ の保険契約を解除することができます。
- (5) (4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、 保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っ ていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が 生じた時より前に発生した事故による損害または費用については 適用しません。
- (7) (1)④の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社 の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社 は、追加保険料領収前に発生した事故による損害については、普 通保険約款第1章建物補償条項第5条(保険金の支払額)の規定 こかかわらず、(2)の算式により算出した額 (注6) を損害保険金と して支払います。この場合、保険金額は、普通保険約款第4章基 本条項第31条(通知義務)(2)の規定にかかわらず、変更しなかっ たものとします。
- (8) (1)⑤の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社 の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったとき(注7)は、 当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用については、普通保険約款第4章基本条項第31条(通知義務) (4)の規定にかかわらず、保険金額の増額または新たな保険の対象 の追加がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保 険約款および特約に従い、保険金を支払います。
 - (1)⑧の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社 の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社 は、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用につ いては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険 金を支払います。

(注1) 評価事項

保険の対象の評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会 した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。

(注2) 未経過期間

本条(1)②の場合には、危険増加が生じた時(注8)から起算し、本条(1)③ の場合には、危険の減少が生じた時(注9)から起算します。

- (注3)保険料を変更する必要があるとき 保険金額を増額または減額する場合を含みます。

次のアまたはイの場合を含みます。

ア.おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合にお いて、その一部を解除する場合

イ. 別に保険料を定めた特約が付帯されている場合において、その特 約のみを解除する場合

- (注5) 失効
 - 保険契約が効力を失うことをいいます。
- (注6) 算出した額

損害の額または保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注7) その支払を怠ったとき

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相 当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。 (注8) 危険増加が生じた時

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時をいい キャ

(注9) 危険の減少が生じた時

保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時をい います。

第2条(保険料の返還または請求一料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定 された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還 または請求は行いません。

第3条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

5 8 長期保険保険料払込特約(地震保険用)

第1条(保険料の返還または請求一通知義務の場合)

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保 険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21 条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(2) の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保 険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加またる危 険の減少が生じた時以降の期間(注)に対応する別表に掲げる未経 過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条(保険料の返還一失効等の場合)

- (1) 保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条 (保険料の返還-無効、失効等の場合)(3)の規定にかかわらず、 当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき 計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経 過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。
- (2) 地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係) (2)の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条(保険料の返還-無効、失効等の場合)(4)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条(保険料の返還-保険金額の調整の場合)

地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条(保険料の返還一保険金額の調整の場合)(2)の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条(保険料の返還一解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)または第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険約款第25条(保険料の返還一解除の場合)の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条(保険料の返還または請求一料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条(保険料の返還一保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条 (保険金支払後の保険契約) (1)の 規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契 約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、 地震保険普通保険約款第2条 (保険金を支払う場合) の保険金を 支払うべき損害が生じた日の属する契約年度 (注) を経過した以後 の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した 保険料を返還します。

(注)保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

<i>7</i> 1112 / 1	州我 不胜週代平尔数 教													
経過年数	2 年寿	2約	3	年契	約		4年	契約			5	年契	約	
経過月数	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	90% 4	4%	93%	62%	30%	95%	71%	47%	23%	96%	77%	58%	38%	18%
2か月まで	87% 4	0%	91%	59%	27%	93%	69%	45%	21%	94%	75%	56%	37%	17%
3か月まで	83% 3	6%	88%	57%	24%	91%	67%	43%	19%	93%	74%	55%	35%	15%
4か月まで	79% 3	2%	86%	54%	22%	89%	65%	41%	17%	91%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	75% 2	8%	83%	51%	19%	87%	63%	39%	15%	90%	71%	51%	32%	12%
6か月まで	71% 2	4%	80%	49%	16%	85%	61%	37%	12%	88%	69%	50%	30%	10%
7か月まで	67% 2	20%	78%	46%	14%	83%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8 %
8か月まで	63% 1	6%	75%	43%	11%	81%	57%	33%	8 %	85%	66%	46%	27%	7 %
9か月まで	59% 1	2%	72%	41%	8 %	79%	55%	31%	6 %	83%	64%	45%	25%	5 %
10か月まで	55% 8	8 %	70%	38%	5 %	77%	53%	29%	4 %	82%	63%	43%	23%	3 %
11か月まで	51% 4	4 %	67%	35%	3 %	75%	51%	27%	2 %	80%	61%	42%	22%	2 %
12か月まで	47% (0 %	65%	33%	0 %	73%	49%	25%	0 %	79%	59%	40%	20%	0 %
(33.) AT 10	(2) 2018日来 (こうと) 1.10 + 連み辿り来は、 1.10 1.1 からぬ) ナト													

⁽注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

5 9 自動継続特約(地震保険用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の前 月10日をいいます。
継続契約	第2条(保険契約の継続)(1)の規定により 継続された保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
失効	効力を失うことをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携 している金融機関等をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約 の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条(保険契約の継続)

- (1) 継続確認日までに、当会社および保険契約者のいずれからも書面による反対の申出がなされない場合には、この保険契約は保険期間を満了となる保険契約と同一の年数 (注1) とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯された保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。
- (2) 次の①または②のいずれかに該当する場合にはこの特約は<u>失効</u> するものとし、(1)の規定は適用しません。
 - ① 地震保険に関する法律(昭和41年法律第73条)またはこれに 基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額 を変更する必要が生じた場合
 - ② この保険契約またはこの保険契約が付帯された保険契約が、 それぞれの普通保険約款または普通保険約款に付帯された他の 特約の規定により保険期間が満了する前に失効した場合

(3) 継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯された保険契約の終期を超えないものとします。

(注1) 同一の年数

この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの 保険契約を付帯した場合は、1年とします。

第3条 (継続契約の保険料の払い込み)

(1) 保険契約者は、継続契約の保険料(注2)を次の①から③までの いずれかに定める払込期日までに払い込まなければなりません。

条件	払込期日
① 保険料の全額を一括して払い込む場合で、②に該当しないとき。	この保険契約の満了する日
② 保険料の全額を一括して払い込間の保険期間ので、継続契約のの前月末日までに場びる条件をいずれるといると保険料のとは、当までに掲げる条件をいずれると保険料をして、当に、おらい上でがとり、といりは、からでは、からでは、からでは、からでは、からでは、ならのでは、からでは、ならのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないないない。	提携金融機関ごとに当会社の 定める期日
③ この保険契約に保険料を分割して払い込むことを承認する旨の特約(注3)が付帯されている場合	継続前契約において定められた最後の払込期日の、継続契約の保険期間の初日の属する月の応当日

- (2) 保険契約者が、継続契約の保険料(注2)について、(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は、この保険契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者の故意により継続契約の保険料(注2)が(1)の払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月25日」に読み替えて(2)および次条の規定を適用します。この場合、(2)においては、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、団体扱特約(一般A)、団体 扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約 (口座振替方式)、集団扱特約、集団扱に関する特約または金融機 関集団扱特約を付帯した場合には、これらの集金契約の定めると ころによります。

(注2) 継続契約の保険料

(1)③に該当する場合には第1回分割保険料とします。

(注3)保険料を分割して払い込むことを承認する旨の特約 (4)に掲げる特約を除きます。

第4条(保険料不払の場合の失効)

継続契約の保険料(注4)が払込期日の属する月の翌月末日まで

に当会社に払い込まれない場合は、<u>継続契約</u>は保険期間の初日に 遡ってその効力を失います。

(注4)継続契約の保険料

第3条(継続契約の保険料の払い込み)(1)③に該当する場合には第1回 分割保険料とします。

第5条 (継続契約の継続証等)

継続契約について、当会社は、保険契約者から請求がない場合には、新たに継続証等を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第6条(継続契約に適用される料率等)

当会社が、料率等 (注5) を改定した場合には、継続契約に適用される料率等 (注5) は、各継続契約の保険期間の初日における料率等 (注5) とします。

(注5)料率等

地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約ならびに保険料率等をいいます。

第7条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第2条(保険契約の継続)(1)の規定によりこの保険契約が継続される場合において、継続確認且の前後を問わず、地震保険普通保険約款に定める告知事項の内容に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、これを当会社に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合の取扱いは、地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)から(5)までの規定によります。

第8条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が<u>継続証等</u>記載の保険契約者の住所または通知先を 変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通 知しなければなりません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

G Z 家財自動継続特約(長期保険保険料一括払特 約付帯用)

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家財契約	家財を保険の対象とする保険契約をいいま す。
継続契約	この特約の規定により、この特約が付帯された <u>家財契約</u> の保険期間の満了日を保険期間の開始日として継続された <u>家財契約</u> をいいます。
継続保険料	第2条(家財契約の継続)の規定により継 続される <u>家財契約</u> の保険料をいいます。
建物契約	長期保険保険料―括払特約が付帯された建 物を保険の対象とする保険契約をいいます。

用語	定義				
用語	定義 次のアまたはイに掲し 区分 ア・継続される家財契約の 保険期間の初日の属する 月の前月末日までに、次 の(ア)から(ウ)までに定 める条件をいずれも満た している場合 (ア)当会社と保険契約者 との間に、あらかじめ				
払込期日	との間に、あらかじめ 継続保険料を口吹返転替 の方法により払い合の意が あること。 (イ)保険契約者の指定す る口座が提携金融機関 (注)に設定されている こと。 (ウ)保険契約者から当会 社への損害保険料口座				
	振替依頼書の提出がな されていること。 イ.ア以外の場合	継続契約の保険期間の開始日			
	いを提携して ます。	料の口座振替の取扱「いる金融機関をいい			
普通保険約款	すまいの総合保険普通保険約款をいいます。				

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、建物契約と同一保険証券にて締結される家財契約 に付帯され、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ家財契約 の継続について合意がある場合に適用します。

第2条 (家財契約の継続)

- (1) この特約が付帯された<u>家財契約</u>は、保険期間が満了する日の属する月の前月10日までに当会社および保険契約者のいずれからも書面による反対の申出がなされない場合には、満了する<u>家財契約</u>の保険期間と同一の年数(注1)を保険期間とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後<u>建物契約</u>の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。
- (2) 次の①または②に該当する場合にはこの特約は失効(注2)する ものとし、(1)の規定は適用しません。
 - ① 地震保険に関する法律(昭和41年法律第73条)またはこれに 基づく法令が改正されたことに伴い、家財契約に付帯された地 震保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合
 - ② この保険契約が、この特約が付帯された普通保険約款または 普通保険約款に付帯された他の特約の規定により保険期間が満 了する前に失効 (注2) した場合
- (3) 継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合も<u>建物契約</u>の終期 を超えないものとします。

(注1)満了する家財契約の保険期間と同一の年数

建物契約の契約年度(注3)の開始日以外の時に<u>家財契約</u>を付帯した場合 は、1年とします。

(注2)失効 効力を失うことをいいます。

特

(注3)契約年度

保険期間の初日からその日を含めて計算して満1か年を1年目の契約年度といいます。以降、保険期間の初日の応当日から順次2年目の契約年度、3年目の契約年度となります。

第3条(継続保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、<u>継続保険料</u>を、<u>払込期日</u>までに払い込まなけれ ばなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が<u>払込期日</u>の属する月の翌月末日までに <u>継続保険料</u>を払い込んだ場合には、<u>普通保険約款</u>第4章基本条項 第27条(保険責任の始期および終期)(3)および<u>普通保険約款</u>に付 帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故等の取扱い に関する規定を適用しません。
- (3) 当会社が(2)の継続保険料を口座請求した場合は、当会社は、「<u>払</u> <u>込期日</u>の属する月の翌月末日」を「<u>払込期日</u>の属する月の翌々月 25日」に読み替えて、(2)および次条の規定を適用します。ただし、 保険契約者の故意によりその継続保険料がこれを払い込むべき<u>払</u> <u>込期日</u>の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、ま たは次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、 この規定を適用しません。
 - ① その継続保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月の応当日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - ② ①の継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき継続保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
 - 4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、団体扱特約(一般A)、団体 扱特約(一般B)、団体扱特約(一般C)、団体扱特約、団体扱特約 (口座振替方式)、集団扱特約または金融機関集団扱特約を付帯し た場合には、これらの集金契約の定めるところによります。

第4条 (継続保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 第3条(継続保険料の払込方法)(4)の場合を除いて、保険契約者が継続保険料について、その継続保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、<u>継続契約</u>の保険期間の初日から将来に 向かってのみその効力を生じます。

第5条 (継続契約の保険証券)

継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券 ($^{$ $\pm 4})$ を発行しないで、従前の保険証券 ($^{$ $\pm 4})$ とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

(注4)保険証券

保険契約継続証を含みます。

第6条(料率改定による継続保険料の変更)

家財契約に適用されている料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第2条(家財契約の継続)の規定によって継続される保険期間に対する継続保険料を変更します。

第7条(継続契約に適用される特約)

第2条 (家財契約の継続) (1)の規定により家財契約が継続された場合には、各継続契約ごとに、この家財契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条 (継続契約の告知義務)

- (1) 第2条(家財契約の継続)(1)の規定により家財契約を継続する 場合において、<u>普通保険約款</u>に規定する告知事項の内容に変更が あったときは、保険契約者または被保険者は、これを当会社に告 げなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、(1)の告知事項について故意また は重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異な ることを告げた場合の取扱いは、普通保険約款の規定によります。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

GM 金融機関集団扱特約

<用語の定義(五十音順)>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第7条(特約の失効または解除)(4)の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
集金者	当会社との間に <u>集金契約</u> を締結した者をいいます。
集金契約	「金融機関集団扱契約に関する保険料の集 金事務委託契約書」による保険料集金契約を いいます。
集金不能日等	第7条 (特約の失効または解除) (2)①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同②または③の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
長期年払特約	長期保険保険料年払特約をいいます。
長期分割払特約	長期保険保険料分割払特約をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料 をいいます。
払込不能日	保険証券記載の払込期日の翌日から起算し て1か月経過した日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいい ます。
分割保険料	この保険契約の保険料を、保険証券記載の 回数および金額に分割したものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

用語	定義			
用語		式により算出された額 未払込保険料 <u>年額保険</u> 既に払い <u>5、まれた</u> 外型の総額 保険金の		
	期年払特約付帯契約の場合	支払に保険 の契まがたは を を 対して がおたるす を を も の の を を も の の の の の の の の の の の の		

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、次の①または②のいずれかの集団 の構成員であることを条件として適用します。

- ① 金融機関に対し賦払償還債務を負う債務者の集団
- ② 信用保証機関の保証により第三者である金融機関に対し賦払 償還債務を負う債務者の集団

第2条(保険料の払込方法等)

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時 に払い込む場合	保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または <u>集金契約</u> に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険 証券記載の回数および金額に分 割して払い込む場合	ア・第1回保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または <u>集金</u> 契約に定めるところにより、 集金者を経て払い込むこと、 ・第2回以降の保険料は、 集金契約に定めるところにより、集金表表を経て払い込むこと。

第3条(保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条①の保険料または 同条②アの第1回保険料領収前に生じた事故については、保険金 を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めると ころにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第4条(追加保険料の払込み)

(1) <u>普通保険約款</u>の規定に従い、当会社が追加保険料の請求をした場合は、保険契約者は、<u>集金者</u>を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合または(1)の 追加保険料が遅滞なく払い込まれなかった場合の保険金の取扱い は、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により ます。

第5条(保険金の支払および未払込保険料の払込み)

年額保険料の払込みが完了する前に、普通保険約款の規定により、保険金の支払によって保険契約が終了する場合には、被保険者が保険金の支払を受ける前に、保険契約者は、未払込保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第6条(保険料領収証の発行)

- (1) 当会社は、保険契約者から振込または口座振替の方法により払い込まれた保険料については、保険料領収証を発行しないことがあります。ただし、この保険契約の保険料が第2条(保険料の払込方法等)に定める方法により払い込まれる場合を除きます。
- (2) (1)ただし書きの場合において、当会社は、<u>集金者</u>を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に相当する保険料領収証を<u>集金者</u>に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- (1) この特約は、保険契約者の責に帰すべき事由により、保険料が保険証券記載の払込期日の翌日から起算して1か月以内に払い込まれなかった場合、払込不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約の保険料が<u>集金契約</u>に定めるところにより、<u>集金者</u>を経て払い込まれる場合において、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生したときは、この特約は、<u>集金不能日等</u>から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または<u>集金者</u>の責に帰すべき事由により、保険料 が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場 合
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく 保険料の集金を行なわなくなった旨の通知を受けた場合
- (3) (2)②については、集金者が保険契約者に代わって保険料を集金 不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合 には、(2)の規定を適用しません。
- (4) 当会社は、この保険契約の保険料が第2条(保険料の払込方法等)に定める方法により払い込まれる場合には、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数が10名未満のときに、この特約を解除することができます。
- (5) (2)①もしくは③の事実が発生した場合または(4)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

第8条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、 それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集 金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりませ ん。

区分	払込期日
① 前条(1)または(2)の規定により この特約が効力を失った場合	<u>払込不能日</u> または <u>集金不能日</u> <u>等</u> の翌日から起算して1か月後 ^(注) の日
② 同条(4)の規定によりこの特約 が解除された場合	解除日の翌日から起算して1か 月後の日

- (2) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が 払い込まれない場合は、払込不能目もしくは集金不能日等または この特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に 生じた事故については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に規定する払込期日までに未払込保険料の全額が 払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の規定による解除は払込不能日もしくは集金不能日等または この特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 - (注) 払込不能日または集金不能日等の翌日から起算して1か月後 長期分割払特約付帯契約および長期年払特約付帯契約の場合には、払込 不能日または集金不能日等の属する月の翌月末日までとします。

第9条(特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

- (1) <u>長期分割払特約</u>付帯契約または<u>長期年払特約</u>付帯契約の場合において、第7条(特約の失効または解除)(1)もしくは(2)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(4)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の<u>保険期間</u>の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第10条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、<u>普通保険約款</u>およびこれに付帯された特約の規定を 準用します。

金融機関集団扱契約に関する追加特約

(金融機関集団扱特約を付帯した保険契約には、この追加特約が合わせて適用されます。

当会社は、この追加特約により、金融機関集団扱特約第1条(この特約の適用条件)①または②に規定する金融機関が信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債権を信託または譲渡した場合には、その信託銀行または独立行政法人住宅金融支援機構等に賦払償還債務を負う債務者を、それぞれ同条①または②に規定する集団の構成員に含めるものとします。ただし、金融機関集団扱特約第1条(この特約の適用条件)①または②に規定する金融機関がその賦払償還債権の管理回収業務を行う場合に限ります。

窓口一覧

(電話番号をお確かめの上、おかけまちがいのないようにお願いします。)

事故が発生した場合のご連絡先

ただちに保険証券記載の取扱代理店または次の事故受付センターまで ご連絡ください。

<事故受付センター> 0120-250-119

受付時間:24時間×365日

なお、休日の火災・水濡れにより、お住まいや家財に損害が発生した場合にご利用いただける「休日事故現場急行サービス」も事故受付センターで承っています。 【サービス提供時間: 土日、祝日、12/31~1/3の9:00~17:00】

弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

※「保険金相談コーナー」は、弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談の専用窓口として、「お客様サポート室」内に設置しています。

保険金不払事案にかかる第三者への不服申立で窓口

お客様による保険金のご請求に対して、すでに弊社がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、弊社窓口(損害サービスセンターや「保険金相談コーナー」)によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者(社外弁護士)へ不服の申立てを行うことができます。

<不払事案不服申立て窓口> 0 1 2 0 - 3 8 8 - 8 8 5

受付時間:平日の10:00~18:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

1. ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人(保険金請求権者)またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印 鑑証明書などで確認させていただくことがあります。

2. お申立て後の対応

「不払事案不服申立て窓口」(社外弁護士) でお受け付けした不服申立てにつきましては、弊社が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。その審査結果は「不払事案不服申立て窓口」(社外弁護士) を通じてお客様へご回答を差し上げます。

弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口

< お客様サポート室> 0 1 2 0 - 9 1 9 - 4 9 8

受付時間:平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00 (12/31~1/3を除きます。)

弊社の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決 機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締 結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社 団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ A D R センター>

0 5 7 0 - 0 2 2 - 8 0 8 (ナビダイヤル)

受付時間: 平日の9:15~17:00 (土日、祝日、12/30~1/4を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧 ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

<代理店の役割>

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、 契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理 店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約 されたものとなります。

取扱代理店は、ご契約者の皆様のご契約状況を常に承知しておりますので、良き相談相手としてご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。